

ふじのくに地域・大学コンソーシアム 平成 27 年度学術研究助成

静岡県における外国人ＤＶ被害女性の 相談・支援に関する調査報告書

2016 年 2 月

編著：白井千晶

はじめに

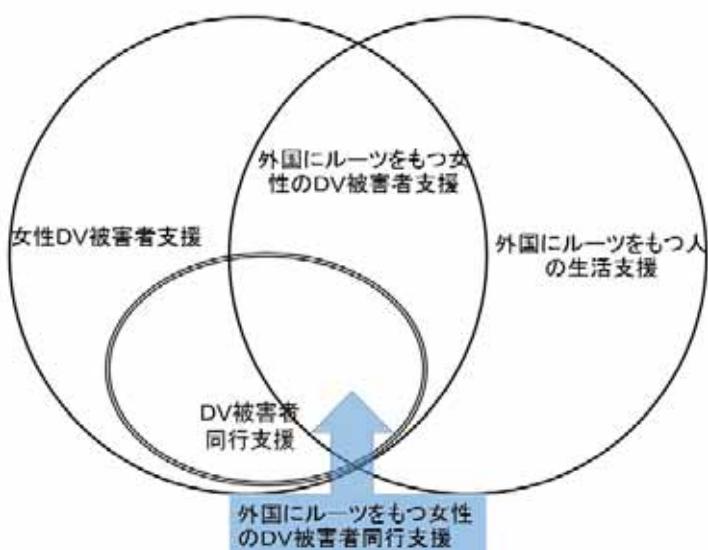
静岡県におけるDV被害女性の一時保護件数のうち、外国人は2007年から2009年の3年間で56件に及ぶ。しかし、これは緊急性が高いケースで、被害の氷山の一角だと思われる。静岡県における一時保護全体に占める外国人割合は10%を越え、他の自治体より割合が高い傾向にあり、少数言語話者の支援が特に難しいとも報告されている。静岡県の外国人人口比率は1.9%なので、外国人女性がDV被害に遭う確率は日本人女性の5倍以上と言えよう。

概念的に示すと、下図のように、女性のDV被害者支援と、外国にルーツをもつ人の生活支援の重なりに、外国にルーツをもつ女性のDV被害者支援がある。外国人DV被害女性は、ジェンダー、言語、本国法と日本の法律の相違による離婚および親権者となる手続きの困難、その知識不足、また日本で相談相手となる親族や友人の少なさ、離婚による在留資格の喪失等在留資格、複合的な困難がある。

DV被害者の中には、シェルターへの緊急一時避難や、外出時の同行支援が必要な場合がある。しかし、静岡県では、外国人女性の言語や文化的背景に配慮した相談支援、民間シェルターは十分に制度化されておらず、同行支援も事業化されていない。

周知のように、静岡県は様々な文化的背景をもつ人びとが居住している（外国籍人口割合は全国7位）。（公財）静岡県国際交流協会が2011年度から独自に外国人相談員にDV研修をしたり、女性相談員と合同で研修をおこなうなど、独自の試みをおこなってきた。しかし、女性一般のDV被害者支援体制と連携について欠かせない同行支援者やコーディネーターに対して、安定して事業運営する体制がなかったことが課題であった。他方、官民の女性一般の相談事業では、①DV被害女性の相談支援体制をすでに持っているが、外国にルーツをもつ人に特有の課題（言語、法律）に特化した相談体制はもっていない、②相談時の通訳、医療通訳・法廷通訳・生活相談や自立支援の際の通訳者は予算化されているものの、相互利用体制がなかったり、活用に関する周知が不足していたりして、十分に利用できていない、③官民ともに県内では同行支援事業制度がなく、民間も独自にシェルターの受入をおこなっていないため、伴走的に、ワンストップ的に対応できていない、などの課題があった。

そのため、2015年2月に「外国人女性支援研修会」と題して、静岡県外から外国人女性のDV相談・支援、外国人女性の妊娠葛藤・養育相談の現場の方を招き、オープンな研修会を開催した（静岡大学人文社会学部主催、企画運



宮・白井千晶) (当日の記録は『アジア研究』11号を参照)。

この研修会を機に県内官民機関の連絡会議を定期的に開催することになり、現状や課題について情報交換する場ができた。座長は静岡大学・白井千晶、参加機関は、行政から静岡県健康福祉部こども家庭課、静岡県企画広報部多文化共生課、静岡県女性相談センター、民間機関から(公財)静岡県国際交流協会、NPO法人男女共同参画フォーラムしづおか、NPO法人Safety First 静岡で、時に他のオブザーブ参加もあった。

連絡会議の中で、短期的課題として現状調査の必要、支援者の養成の必要があげられることから、助成金を申請し、静岡県立大学の高畠幸も加わって平成27年度に調査研究をおこなうこととした。

平成27年ふじにくに地域・大学コンソーシアム学術研究助成に「静岡県における外国人女性のDV被害支援に関する実態調査および支援者養成プログラム構築」と題する学術研究助成金の交付が決定し、下記の研究体制で実施した。

研究組織 研究代表者 白井千晶(静岡大学)

共同研究者 高畠幸(静岡県立大学)

連携機関 静岡県

(公財)静岡県国際交流協会

NPO法人男女共同参画フォーラムしづおか

NPO法人Safety First 静岡

年間計画

(1) 実態と支援ニーズの把握

1. 県・市町行政機関へのヒアリング(県所管課、県女性相談センター、市所管課)
2. 県・市町国際交流協会へのヒアリング
3. 県内の民間女性相談機関へのヒアリング
4. 県内のその他の民間機関へのヒアリング(外国人の生活相談・支援をインフォーマルに受ける教会等)
5. 県外の広域的な民間の外国人女性のDV被害相談支援機関へのヒアリング

(2) 支援者養成プログラム

外国人支援者(外国人相談員、外国人アドバイザー等)、女性支援者(女性相談員、担当課等)に対する研修会を実施する。

(3) 連絡会議の開催

1. 従来の官民連絡会議
2. 主要相談支援機関・専門家および外国人居住者の多い市町の行政や国際交流協会を交えた拡大的な連絡会議

本書では、これらの研究調査および会議研修開催の結果を報告する。2章では、研究調査の基礎情報として、県内の外国人数や他の調査および自治体報告書の知見をまとめる。

3章から8章は、DV相談の流れに沿って、県内の外国人女性のDV相談、一時保護、保護命令の現状についてヒアリング調査やデータ収集によって得られた結果を報告する。3章は市町および民間機関への相談、4章は一時保護、5章は市町および国際交流協会へ

の相談実績調査、6章は県内3箇所の国際交流協会へのヒアリング調査、7章は県内民間団体ヒアリング調査、8章は県外の広域的な民間団体のヒアリング調査である。

9章、10章は、調査以外に研究プロジェクトが実施した成果で、9章は県内によりよい相談支援体制構築のための関係機関会議と、専門研修会の報告である。10章は研究調査から多言語情報提供が急務であることが判明したため作成した多言語パンフレットと相談時の多言語質問シートである。

最後に、11章として1年の研究調査および会議・研修、ツール作成の中から浮かび上がった課題と提言をまとめる。

(白井千晶 静岡大学)

目次

01.	はじめに	1
02.	基礎データ：県内外国人數と全国の外国女性 DV 被害相談対応状況	6
03.	DV 相談：県・市町および民間女性相談機関	14
04.	一時保護	21
05.	市町および県市町国際交流協会の相談実績調査結果	26
	市町相談実績	
	県市町国際交流協会相談実績	
	富士市配偶者暴力相談支援センター	
06.	国際交流協会への相談	40
	静岡県国際交流協会	
	浜松国際交流協会	
	富士市国際交流ラウンジ	
07.	その他の民間機関への相談	49
	カサデアミーゴス	
08.	広域団体への相談：多言語相談支援の例	53
	女性の家 HELP (公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会)	
	NPO 法人女性の家サーラー	
	ウェラワーリー	
	カラカサン一移住女性のためのエンパワメントセンター	
	FMC (フィリピン人移住者センター)	
09.	研究プロジェクトによる関係機関連絡会議と専門研修会	68
10.	多言語情報提供：静岡版外国女性 DV 相談パンフレットと指差し質問シート	76
	静岡版外国女性 DV 相談パンフレット	
	指差し質問シート	
11.	課題と提言	100
12.	終わりに	102

次ページは、連絡会議の発端となった 2015 年 2 月実施の研修会チラシ

外国人女性支援研修会

日時
2015年2月16日(月)
11:30～17:00 11:20 受付

場所 静岡市産学交流センター
ビネスト 7階 第1・2小会議室

静岡県静岡市葵区御幸町3番地の21ペガサート
JR静岡駅から徒歩5分／静岡鉄道新静岡駅から徒歩1分
<http://www.b-nest.jp/map.html>

問い合わせ・企画・運営 白井千晶（静岡大学）shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp
お申込み 定員60名（先着順）申込みは「ごくちーず」へ
<http://kokuchees.com/event/index/248982/>

資料準備の都合上、2月11日夜までにお申込み下さい。
メールでのお申込みは、氏名、ふりがな、所属と肩書き、メールアドレス、都道府県をご記入の上、件名を「外国人女性支援研修会申込」として、白井千晶まで



参加費

無料

対象

女性支援・外国人支援に
関わる方（行政、教育研
究者、県外の方も歓迎）

主催

静岡大学 人文社会科学部

後援

静岡大学男女共同参画推進室
静岡大学グローバル改革推
進機構

協力

（公財）静岡県国際交流協会
NPO 法人男女共同参画フォ
ーラムしづおか
静岡大学地域社会文化研究
ネットワークセンター

プログラム

受付 11:20～
11:30「DV被害者同行支
援事業から見える現状と外
国人女性への支援」白井千晶
11:40「外国人女性の緊急
一時保護からみえる外国人女
性の現状と必要な支援および
留意点」大津恵子
(休憩) 会場飲食可能

13:10「外国人女性支援の
活動と手法および留意点：
電話相談、DV被害者同行
支援、通訳事業を事例に」
山崎パチャラ・福島由利子

14:00「外国人・外国籍の方
への司法支援」皆川涼子

14:45「妊娠相談と外国人女
性からの相談事例」小川多鶴

15:40「相談機関連携と地
域課題の解決に向けて」
加山勤子、福井ユミ、横山レ
イカ
「情報交換会」
「総合討論」

本研修会は、日本在住の外国人女性の支援について、専門家が情報や知識を共有し、つながることを目的に開催します。とくに、日本で暮らす外国人女性の背景や抱えている問題や現状、相談機関とつながった後の支援や電話相談での留意点について学びます。

外国人女性（たとえば日系人、アジア出身の女性など）は、DV被害、妊娠葛藤、医療の必要など窮屈に立たされたときに特有の課題があります。たとえば、行政文書や司法文書の言語の問題、医療や裁判における通訳の必要、離婚や親権など自国と異なる法制度、DVから逃げている間にビザの更新ができない不法滞在（オーバーステイ）になる、保険に加入できていない、医療施設で言語が通じない、妊娠・出産時の子どもの認知の問題や国籍の問題、子どもの在留資格の問題、生活保護など在留資格と福祉の問題、支援者・専門家の少なさ、親族が日本にいないこと、などです。研修会では、具体例をもとに、現状、支援者・専門家が留意すべき点、連携方法などについて理解を深めたいと思います。女性の支援者・専門家、外国人の支援者・専門家の方、どうぞご参加ください。

講師紹介

大津恵子（おおつけいこ）さん

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会の女性の家HELP（国籍・在留資格を問わない、女性とその子ども達のための緊急一時保護施設・シェルター）元代表。複数のNGO団体で外国人の電話相談にあたり、女性の家HELPのスタッフを経て代表を務めた。

人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）共同代表。一般社団法人ウェルク代表。NPO法人全国女性シェルターネット理事。元内閣府女性に対する暴力に関する専門調査員。

女性の家HELPは、一時避難、支援（住居探し、離婚手続き、滞在資格、行政への相談）電話相談事業（日本語、英語、フィリピンのタガログ語）をおこなう。矯風会には、中長期シェルター「ステップハウス」もある。

山崎パチャラ（やまざきぱちゃら）さん

タイ人の支援団体 ウェラワーリー代表

「女性の家HELP」でタイ語ケースワークに携わった経験から、国際結婚をした移住女性や外国籍女性とその子どもたちの支援を行う組織「ウェラワーリー」を2011年4月に立ち上げ代表に就任。ウェラワーリーは、NPO法人一般社団法人 社会的包摶サポートセンター「よりそいホットライン」、NPO法人 全国女性シェルターネットによる「バーブル・ホットライン」に参加し、タイ語のホットラインを実施している。情報提供のほか、同行支援、通訳、翻訳もおこなう。英語、タイ語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語で対応可能。

福島由利子（ふくしまゆりこ）さん

ウェラワーリー理事・運営委員・コーディネーター、外国籍DV被害者同行支援事業コーディネーター
1980年代後半から人身取引及びDV等の被害者の保護、相談、通訳を行い、1992年から2002年、外国人女性のための緊急避難施設「女性の家サークル」事務局長シエルター運営責任者、在日外国人女性の人身取引及びDV被害者の一時保護及びケースワークをおこなう。外国人電話相談、HIV関係及び医療通訳、同行支援及び通訳多数。タイ語通訳・翻訳業。訳書に『貢春社会日本へ、タイ人女性からの手紙』（下館事件タイ三女性を支える会、明石書店、1995）。

皆川涼子（みながわりょうこ）さん

弁護士。大学時代のフィリピン人母子家庭への支援を通じて弁護士を目指す。日本語を母語としない女性への司法支援や人身取引問題への取組みを積極的に行う。所属する東京パブリック法律事務所外国人・国際部門は日本に居

住する外国人に対する法的支援の専門家による初めての専門事務所。

小川多鶴（おがわたづる）さん

一般社団法人アクロスジャパン代表。妊娠相談（予期しない妊娠等）の相談に応じる。特別養子縁組支援もおこなっている。アメリカ居住経験や幅広い情報から、日本語を母語としない妊娠相談事業も積極的におこなっている。

加山勤子（かやまいそく）さん

（公財）静岡県国際交流協会職員。
多文化共生情報ネットワークや、国際理解教育事業に携わる。ネットワーク事業では、県内にある29の市町国際交流協会や行政、NPO団体等、多文化共生に関わっている関係者を対象とした連絡会の開催や、外国籍住民相談員や通訳を対象とした研修会等を実施している。

福井ユミ（ふくいゆみ）さん

（公財）静岡県国際交流協会外国人支援アドバイザー
南米パラグアイ出身、日系二世。

（公財）静岡県国際交流協会外国人支援アドバイザーとして、平成23年度から、在住外国人の行政や日常生活の手続に関する相談等について、スペイン語とポルトガル語で対応している。医療やDV対策・女性相談、警察や少年鑑別所、弁護士相談等、多様な分野において、通訳経験を持つ。

横山レイカ（よこやまれいか）さん

約30年前に来日。富士市で日系ブラジル人の生活相談に応じるとともに、子どもたちのために「クルビンニョ・ド・ブラジル」（ブラジル人の小さなクラブという意味）という団体を作って活動している。小学校での外国にルーツを持つ子どもたちを支援する国際教室でも指導。ブラジル出身の日系三世。

企画・コーディネート・運営・報告・司会

白井千晶（しらいちあき）

静岡大学人文社会科学部社会学科・准教授。子どもの福祉、特に社会的養護（保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童など）に対し、公的な責任として、社会的に養護・養育を行うこと）に关心をもつが、子どもへの支援と母である女性への支援の分断に疑問をもち、本研修を企画した。全国養子縁組団体協議会代表理事、養子と里親を考える会理事。東京外国语大学日本語学科卒業を卒業し、日本語教育従事の経験をもつ。

2. 基礎データ：県内外国人数と全国の外国女性DV被害者相談対応状況

(1) 静岡県内の外国人数

静岡県は先述のように人口比で外国人割合が高い県である（平成26年12月末現在住民基本台帳人口の人口比率で約1.9%、平成27年国勢調査で7位）。県内の外国人人口はブラジル人が圧倒的に多いが、女性人口で見ると、フィリピン人はブラジル人に迫っており、外国人女性人口の30.0%がブラジル人、24.4%がフィリピン人である。

静岡県の在留外国人統計 平成27年6月時点 (全ての在留資格)

	総数	男性	女性
全体	75,319	35,723	39,596
ブラジル	26,025	14,136	11,889
フィリピン	13,639	3,969	9,670
韓国・朝鮮	5,499	2,360	3,139
中国	11,334	4,874	6,460
台湾	623	149	474

平成27年10月16日公表 法務省在留外国人統計

なお、平成24年12月末時点では、在留外国人数は71,301人のうち就業者は37,992人だった。

(2) 静岡県第三次DV防止基本計画

静岡県では、基本目標2の「いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり」の一つとして「外国人・障害のある人への配慮」をあげている。

県は「多文化ソーシャルワーカーの育成・活用（平成24年度19市町49人が受講）」、「静岡県国際交流協会への外国人支援アドバイザーへの設置や、多文化共生団体ネットワーク構築事業による市町および市町国際交流協会等外国人相談窓口担当者研修会の開催により、広域ネットワークの構築に努めている」としている。しかし、課題について下記の点をあげ、今後の取り組みについて、次のように記載している。

静岡県第三次DV防止基本計画にあげられている課題

- ・DV被害者に関する支援制度やDVの正しい知識が得にくいと思われる外国人に対する支援の充実が求められています。
- ・国際交流協会との合同研修により、相互理解は深まりつつありますが、DV専門の通訳者の確保は難しいため、DV対応に理解のある外国人相談印の養成等引き続き連携を行い、必要に応じて通訳を依頼します。
- ・外国人や障害のある人に対して、相談窓口を周知するため、広報啓発活動を積極的に展開していくことが必要です。

静岡県第三次DV防止基本計画にあげられている今後の取組

○外国人に対する支援制度・窓口の周知

- ・外国人の多くは、DV相談や支援制度の正確な情報が不足していることから、相談において制度を正確に伝えるため、DVに理解のある外国人相談印と連携し、必要に応じて通訳を依頼するなど、制度の周知に努めます。
- ・社会福祉協議会と連携し、多文化共生ソーシャルワーカー育成研修を実施し、外国人への相談体制の充実に努めます。
- ・DV相談や支援制度の情報について、在浜松ブラジル総領事館に情報提供し、支援が必要な方への制度周知に努めます。
- ・引き続き、相談窓口等を記載した4か国語表記のリーフレットを作成し、市町や各相談窓口の窓口等に配架する等、広く配布していきます。

○相談に対応できる通訳者の確保・育成

- ・専門知識を有する通訳者の育成は短期間では困難なことから、既存のソーシャルワーカーを対象に、外国人相談に必要な知識を学んでもらう多文化共生ソーシャルワーカー育成研修を実施し、外国人が抱える問題の解決を支援する人材を育成します。

数値目標 多文化ソーシャルワーカーの育成 現状（平成25年度）19市町49人 目標値（平成27年度）全市町1人以上

（3）移住連による自治体調査（2004・平成16年）

移住連（移住者と連帯する全国ネットワーク：SMJ）は、平成16年に全国の都道府県に「外国籍女性への暴力の防止および被害女性の保護に関する要望書」を送付するとともに、調査への回答を求めた（45都道府県が回答）。10年以上前の調査で、現在とは異なる状況もあるが、当時の状況がわかるだけでなく、示唆に富む内容もあるので、回答の選択肢と、静岡県がどのように回答したかを抜粋して示す。（静岡県が回答した項目の右列に【静岡県】と表示）

女性への暴力に対する施策について	都道府県の総合計画の中の女性への暴力対策の有無。また外国籍女性への暴力防止と保護についての規定の有無	総合計画の中に女性への暴力対策あり。 外国籍女性についての特別規定なし	【静岡県】
		総合計画の中に女性への暴力対策はないが、男女共同参画社会実現のための施策等について記載。 外国籍女性への施策基本方針あり	(外国人と共に暮らせる社会作り、等)
		総合計画の中に女性への暴力対策はないが、男女共同参画社会実現のための施策等について記載。 外国籍女性についての特別規定なし	
		総合計画の中に女性への暴力対策なし。外国籍女性についての特別規定なし。	
	無回答		
女性への暴力に関する条例や計画の有無。また外国籍女性保護の特別規定の有無。	女性への暴力に関する条例や計画あり。 外国籍女性保護の特別規定あり。	北海道、福島県、京都府、大阪府	
	女性への暴力に関する条例や計画あり。 外国籍女性保護の特別規定なし。		

	無回答	【静岡県】
女性への暴力対策に関する要綱の公開の有無	要綱あり：回答可	【静岡県】
	特別な要綱なし	
	無回答	
外国籍女性の保護に関する考え方、施策について	国際交流協会や民間団体との協働による相談や一時保護、研修の実施など。	5都県。東京都（民間団体への経費の補助）、等
	基本は日本人女性と同様の対応だが、外国籍ゆえの特性に配慮した対応を行う（対応検討中も含む）。	6県、言語面の配慮、社会的背景への配慮、文化や言葉、価値観の違いへの配慮、等
	日本人女性と同様の対応	【静岡県】
	無回答	
女性への暴力に関する広報活動について。また多言語広報の有無について	多言語広報あり	9都府県（多言語相談票、広報・情報誌、ホームページ、リーフレット・パンフ、FM、案内板等）
	多言語広報計画中	5府県（多言語窓口カード、リーフレット、ポスター等）
	多言語広報なし	【静岡県】
	無回答	
配偶者暴力相談支援センターについて	支援センターの要綱について	要綱あり 条例で定める 要綱なし 無回答
	外国籍女性への対応についてどのような事業を行っているか	必要に応じて通訳確保など その他の事業実施 日本人女性と同様の対応 無回答
	外国籍女性からの相談件数	実績あり 統計なし 無回答
	外国籍女性の一時保護件数	実績あり 実績なし 無回答
実際に外国籍女性の相談があつた場合の対応について	必要があれば通訳の確保等の対応（県の国際交流協会、民間団体、大使館等の協力）	23都県
	英語の相談員の配置、その他の言語は通訳の確保	3府県
	文化や収監の違いなどへの配慮	2県
	その他の対応	2道府（一時保護に多言語入所心得）
	日本人女性と同様の対応	【静岡県】ほか10県
	無回答	
	在留資格のない外国籍女性の相談への対応について	在留資格の有無を問わず、相談、一時保護等対応（日本滞在希望者には入管出頭を勧める。原則人権擁護の観点から通報はしない） 入管と連携、協議の上、対応 大使館、領事館等との協議の上、対応 実績なし 無回答

外国籍女性相談の際の通訳確保について	県の国際課、国際交流協会、警察通訳センター等を活用	【静岡県】ほか 19 道県
	民間ボランティア、NGO 等に通訳を依頼	
	通訳予算範囲内で通訳雇用	
	英語対応可能な相談員を配置。その他の言語は国際交流協会等を活用	東京都、兵庫県
	その他	通訳サポーター制度を活用等
	実績なし（確保なし）	
	無回答	
	規準あり：有料	18 道県（警察通訳単価準用、1 時間 2～5 千円等）
	規準あり：無償ボランティア	
	規準なし	
通訳費用に関する規準について	規準なし：今後予算化を含め検討中	
	無回答	【静岡県】
	その他	
	独自の研修の実施。国、県の関係機関主催の研修等への参加。	19 道府県
	国、県の関係機関主催の研修等への参加	【静岡県】
	独自の研修等を検討中	
支援センター及び通訳者の研修計画について	特になし	
	無回答	
	研修実施	6 府県
	研修等実施検討中	
外国籍女性保護に関する研修予定の有無	研修予定なし	【静岡県】
	無回答	
	関係機関連携についての考え方、外 国籍女性保護に関する具体的な連携について。また今後の計画について。	16 都府県
	関係機関連絡会定例設置など、DV 関係機関ネットワークを構築（特に 外国籍女性支援に限らない）	【静岡県】ほか 22 道府県
DV 対策協議会の ような機関設置の有無。またその要綱等の公開について	外国籍支援に関する連携なし。計画なし	
	無回答	
	設置あり、要綱あり	【静岡県】ほか 21 道都府県
	要綱はないが、関係機関連絡会議等を設置	
	その他	
	設置なし	
民間団体との連携についての考え方と実践について	無回答	
	民間団体との連携重視、事業の協働、委託、民間団体の事業への助成等を実施	【静岡県】ほか 18 府県
	民間団体との連携重視。情報交換のための会議開催などを実施	
	民間との連携は重要と考えるが、具体的連携なし	
	無回答	

(4) 移住連による自治体調査（2010・平成22年）

移住連が全国の自治体を対象におこなった調査は、全国の動向がわかる近年の数少ないデータであるため、ここで抜粋して報告する。

『移住（外国人）女性DV施策に関する自治体調査と提言』（移住労働者と連帯する全国ネットワーク女性プロジェクト、2011年6月）

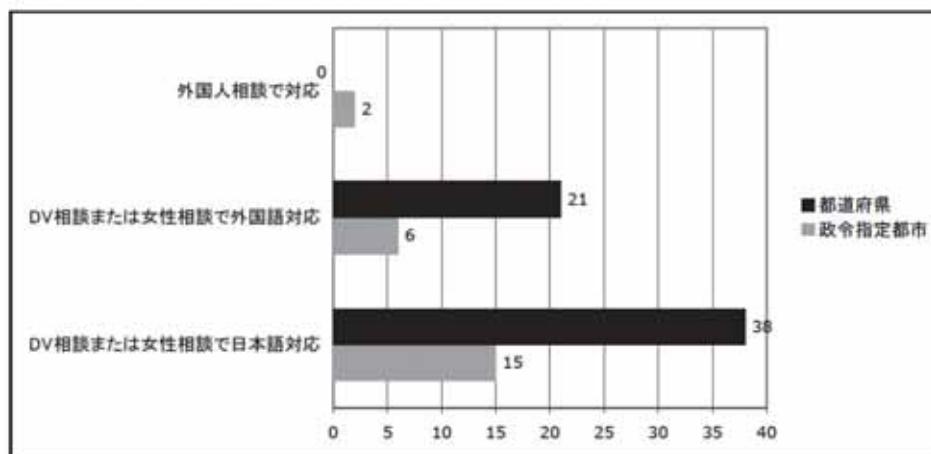
自治体で、外国人DV被害について、独自の多言語情報を作成しているのは28都道府県、6政令指定都市である。他の機関等の作成した多言語情報を活用しているのは16都道府県、9政令指定都市で、多くは内閣府作成のパンフレットである。多言語情報の作成、配布は特にしていないと回答したのは11都道府県、3政令指定都市だった。

DV相談または女性相談で外国語対応がある都道府県は21、政令指定都市で6である。一時保護にさいし、特別な対応がないのは都道府県16、政令指定都市6、母国語等の通訳を配置し、十分な相談対応をしている都道府県が最も多く26都道府県（2政令指定都市）、外国人の受け入れ体制のあるシェルターに保護するのは7都道府県4政令指定都市だった。

通訳者の配置について、国際交流協会に依頼は29都道府県、民間団体は13都道府県、自治体の通訳制度活用は9都道府県で、DV対応独自の通訳人配置は3都道府県、DV対応独自の通訳制度は3都道府県しかなかった（すべて複数回答）。

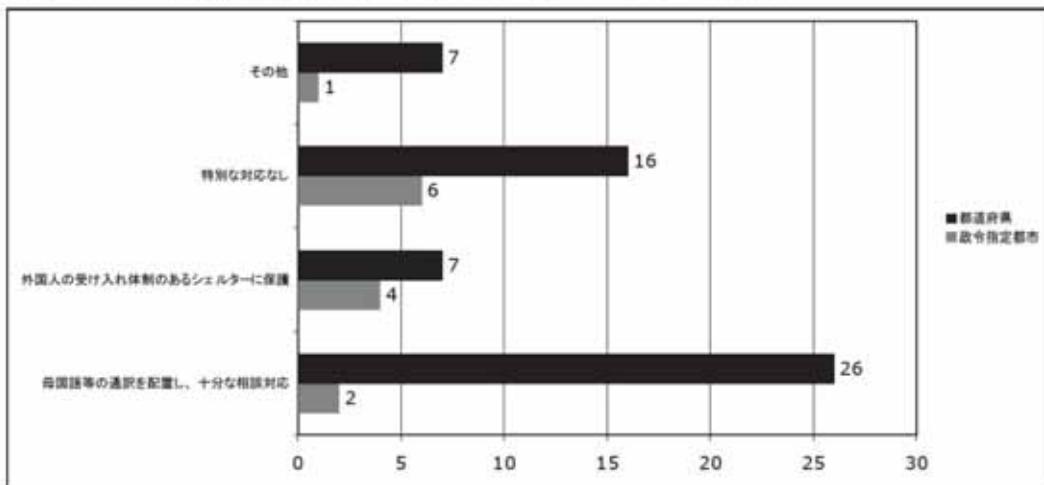
相談対応について、例えば大阪府では、「大阪府外国人情報コーナートリオフォン」を利用して、外国人DV相談を受けている。英語、中国語、韓国、朝鮮語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・フィリピン語・ベトナム語に対応しており、女性相談センターの外国人相談専用ダイヤルとして公開している（月～金、9時～17時30分）。

図1 外国人のDV相談についての対応（重複回答あり）



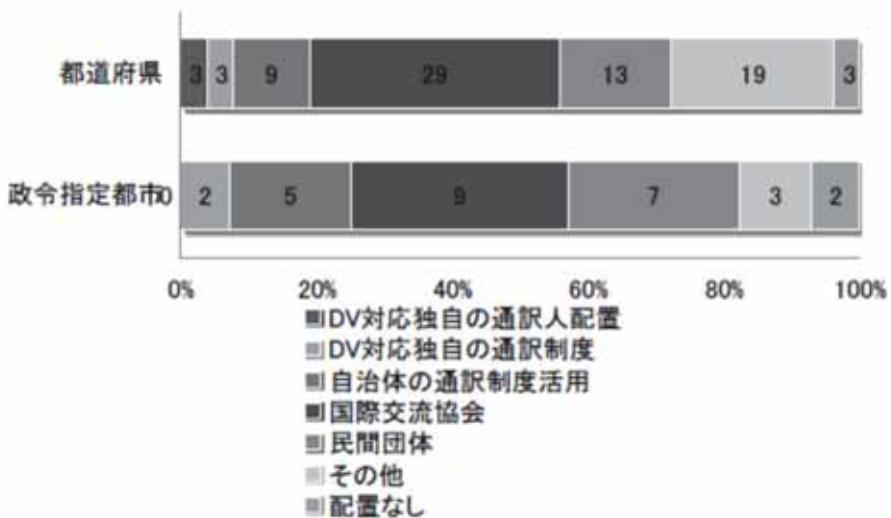
なおDV、女性、外国人相談がひとつの窓口であると回答したのは、5都道府県だった。

図2 外国人の一時保護対応（複数回答、グラフ内の数字は件数）



愛知県では一時保護の18%が外国人で、女性相談センターには一時保護対応の通訳が6言語7人登録されており、1年間で延べ50回以上の利用があった。愛知県から出された外国人対応の課題としては、一時保護施設が携帯電話使用を制限されることにより、自国や日本の支援者（友人知人）と絶たれてしまい、一時保護所でさらに孤立が深まることがあげられていた。

(1) 通訳者の配置はどのようにになっていますか？（複数回答、グラフ内の数字は件数）



「外国人DV被害者への対応」研修をおこなっているのは14都道府県2政令指定都市、厚生労働省の実施する「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業」は41都道府県9政令指定都市が「知っている」と回答している。

取り組みとして、例えば東京都ではDV被害者支援に携わる通訳者に研修をおこなって

いる。石川県国際交流協会では、トリオフォンによる相談事業を実施している。三重県では平成22年度から外国人DV被害者相談対応のための専門通訳を養成している。神奈川県では、多言語DV相談窓口の案内をするリーフレット（7言語）を作成している。窓口での相談においては、「外国人DV被害者のための多言語相談シート」を作成し、絵や母言語で書かれた選択肢を指差しして答えてもらえるようにしている。また通訳者の通訳が正しいかどうか、相談者に確認する際にも使用している。外国人対応のマニュアル（在留資格やビザの有効期限等）を作成している。

兵庫県では、厚生労働省の補助金制度のハードルが高いため（ポスター等で広報する条件あり）、県独自に通訳研修を開始し、また、平成17年度から通訳派遣制度を設けた。また、外国人DV被害者相談用の『DV相談マニュアル』も作成している。

自治体への調査で静岡県が課題として回答したのは、「(特に少数言語の) 通訳者確保が難しい」だった。

これらの調査結果を受けて、移住連は、(1) 多言語情報の発信と活用、(2) 通訳体制の確立、(3) 外国人登録窓口の活用、(4) 子どもにつながる関係機関の連携：子育て支援、児童虐待防止支援、学校、(5) 外国人コミュニティとの連携、(6) 民間支援組織、国際交流協会などとの連携、(7) 入国管理局の対応、(8) DV相談についてのワンストップセンターの確立、を提言している。一時保護については、1 安全な場所であることを伝える重要性、2 外国人の法的・社会的背景を理解した支援の必要性、3 一時保護期間中に生活の安定に向けたケースワークを行う必要性、4 長期にわたる支援の継続を課題としてあげている。

支援者研修については、1 職務関係者研修と対応マニュアル、2 DV専門通訳と通訳者研修、3 支援者の待遇をあげている。

最終的には、自治体における被害者支援の限界から、国による移住（外国人）女性DV被害者支援センターの設置（多言語DV相談、通訳・翻訳、緊急一時保護、自立支援プログラム、予防プログラム）を提起している。

（5）移住連による民間シェルター調査

『移住女性の民間シェルター利用状況調査報告書』（移住労働者と連帶する全国ネットワーク女性プロジェクト、2015年1月）によれば、公的シェルターの利用者数に占める外国籍女性の割合は8.16%である（厚生労働省家庭福祉課調べ）。ここから試算すると、DV被害を受ける割合は、人口10万人につき、日本籍女性6.2人に対し、外国籍女性は32.1人に及ぶ。

静岡県の一時保護件数に占める移住女性割合は13.11%で（平成24年度）、愛知16.42%、滋賀16.67%、福井15.79%、新潟16.13%、京都14.47%について47都道府県中6位である。（2007年都道府県平均は8.5%、政令指定都市平均2.9%、『移住（外国人）女性DV施策に関する自治体調査と提言』）。

民間シェルター利用では、移住女性の比率は7.66%である。移住女性の方が、子ども同伴割合が高いという（全体で2012年度64%、移住女性では78%）。

移住連では、DV被害を受けた移住女性の支援のために、1) 通訳システムや公的支援の確立、2) 移住女性が日本において持ち得る社会資源を補う制度の必要性、民間シェルター

ならではの長所を生かした移住女性シェルター運用の必要性、の 3 点をあげている。

補足

①厚生労働省 「人身取引被害者及び外国人 DV 被害者を支援する専門通訳者養成研修事業」

平成 21 年厚生労働省通知、3 日間の研修で、研修内容の構成例があり、国からの補助がある。

②内閣府作成の多言語 DV パンフレット

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/book/02.html>

(白井千晶 静岡大学)

3. DV相談：県・市町および民間助成相談機関

(1) DV被害者支援の流れ

DV 被害者支援の流れは下記の図に示した。①相談・通報、②必要な場合は一時保護や保護命令の申し立て、③問題解決や自立支援へ、という流れである。本章では外国人女性のDV被害相談の現状を、次章で一時保護の現状を述べる。

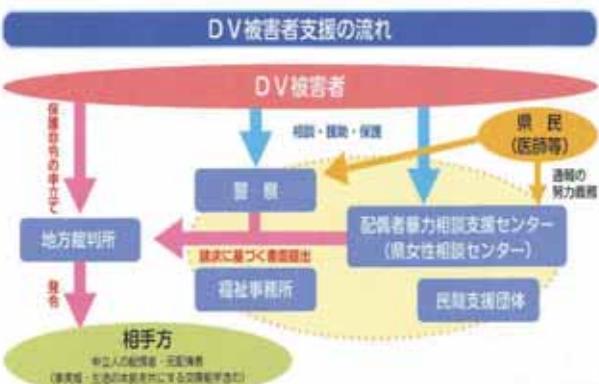


図 静岡県のDV被害者支援の流れ (出典:静岡県第三次DV防止基本計画概要版)

DV被害者に対する支援の流れ

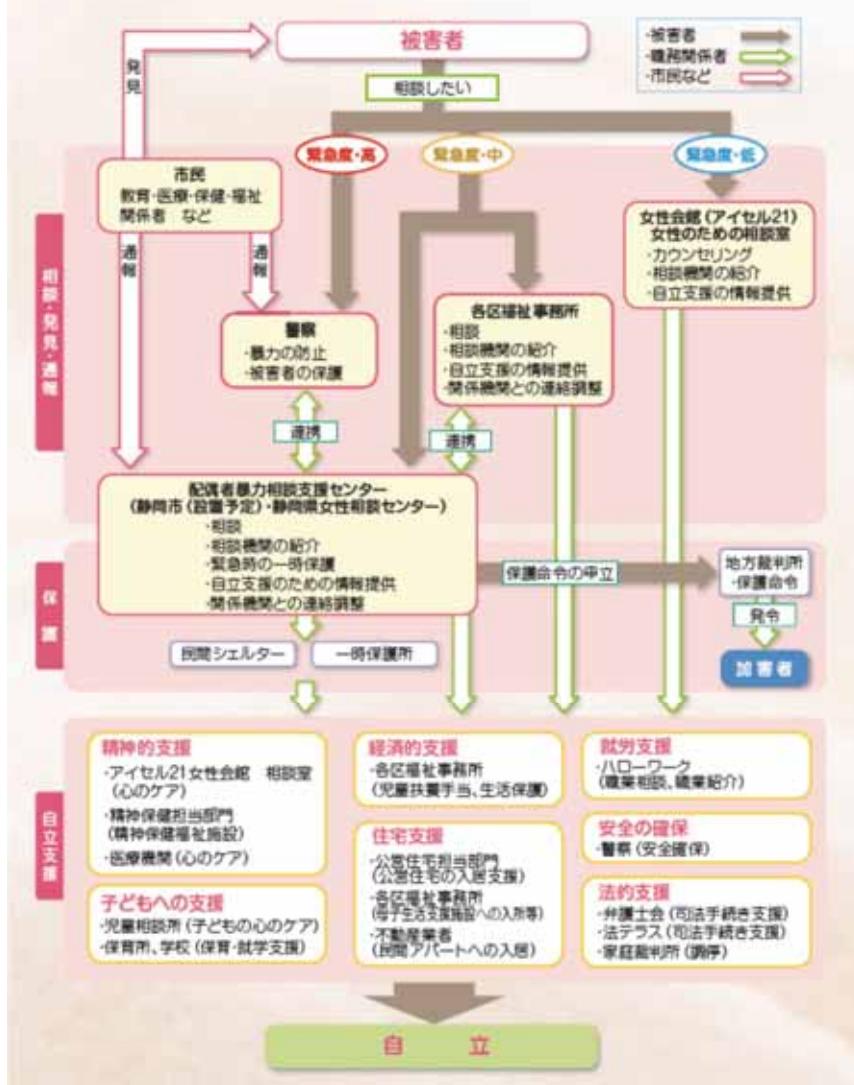


図 静岡市のDV被害者支援の流れ

(出典：静岡市DV防止基本計画概要版)

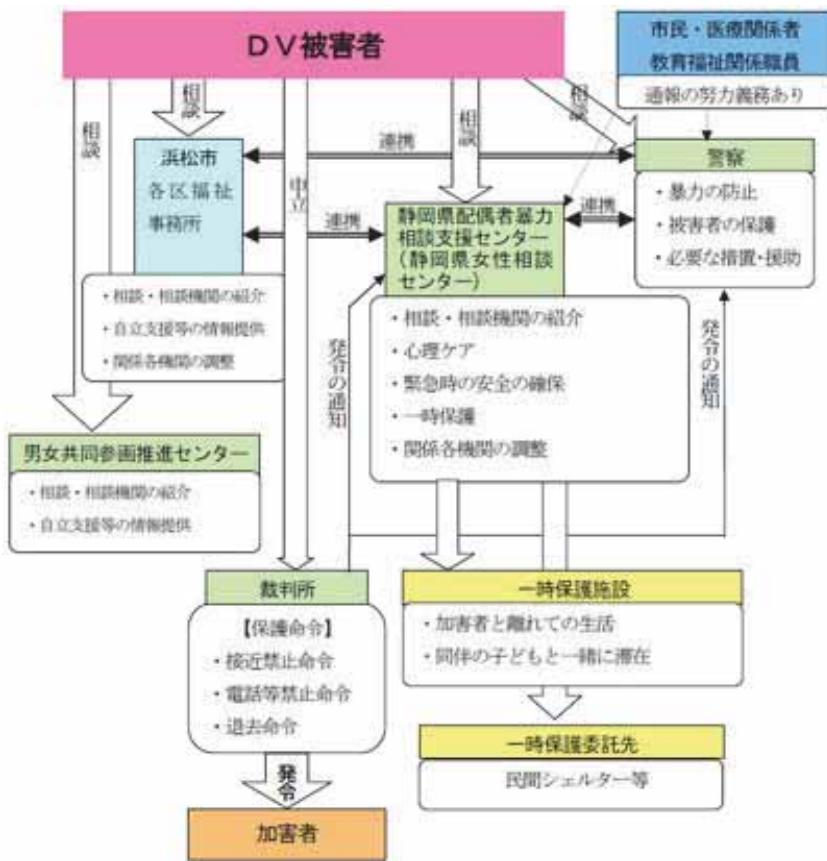


図 浜松市のDV被害者支援の流れ

(出典：浜松市 DV
防止・支援基本計画)

(2) DV 被害の相談（行政）

DV 被害の相談をすることができる行政機関として、広域的には静岡県の女性相談センター、同じく県の女性相談（NPO に業務委託）がある。地域別には配偶者暴力相談支援センターが富士市、浜松市（政令市）にある（政令市である静岡市も設置予定）。区市には福祉事務所があるほか、男女共同参画センターなどで DV 相談窓口を開設している区市もある。町では福祉課が生活に関する相談を受けている。どこにでも相談はできるが、業務内容（例えば一時保護、生活保護、保護命令へのかかわり等）には違いがある。詳しくは「9章 多言語情報提供」の「相談の流れ」フローチャートを参照してほしい。

県の女性相談センターは、都道府県が自主的に設置しているもので、静岡県女性相談センターは配偶者暴力相談支援センターに指定されている。

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）に定められた施設で、婦人相談所などで DV の防止、保護のための業務をおこなう機能を果たすものである。静岡県では、上記の女性相談センターのほか、浜松市、富士市に開設されている。

福祉事務所は社会福祉法に規定された「福祉に関する事務所」で、都道府県市（特別区）に設置が義務付けられている。市町村単独では、福祉部・福祉課として設置されている。業務内容は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置である。（市町村に移管された業務があり、県福祉事務所は福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）のみ所管）。

静岡県では、静岡県女性相談センターと、健康福祉センター（県の保健・医療・福祉に関する業務、保健所）4箇所に女性相談員が駐在し、相談を受けている。市町での配置も推進されており、平成25年4月現在、14市町の福祉事務所に女性相談員が配置されている（第3次静岡県DV防止計画）。政令市である浜松市、静岡市でも、各区の福祉事務所に女性相談員が配置されている。

女性相談員は、かつて婦人相談員という名称であり、売春防止法を根拠法として厚生労働省所管で委嘱を受けた市民で要保護女子の発見、相談、指導を行う者とされていたが、のちDV法に基づき、DV相談も受けこととなった。費用は国が1／2、自治体が1／2を負担している。

一時保護を依頼する判断は、女性相談員の所管である福祉事務所がおこなって、一時保護の依頼を県女性相談センターにおこない、県女性相談センターが一時保護施設に措置決定をおこなう（一時保護は4章）。また、福祉事務所では、生活保護など生活扶助の判断とケースワークもおこなっている。

静岡県のDV基本計画によれば、時間外に市町への相談があれば、ほとんどは警察が受理している。

DV相談の実績をみると、県と市の女性相談員の外国人女性DV被害面接相談は毎年200件を超えており、全体の1割に及ぶ（先述のように県の外国人人口は1.9%）。

県、市の女性（婦人）相談員による対応件数（実人数）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
面接相談件数 (全体)	2076	2301	2558	2500	2688	2571
うち外国人の 面接相談件数	225	272	252	198	200	223

静岡県健康福祉部こども家庭課調べ

在留外国人の中には、日本語でコミュニケーションがとれる人も多く、本人が難しくても日本語を話せる人を帶同することも少なくない。しかし、県の女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターでの相談では、日本語が十分に話せない被害者からの相談が年に30件以上あった。当人が孤立しているほど、日本語を話せる知人を頼ることができないのだろう。

県女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター（富士市、浜松市）相談件数

DV相談件数（加害者との関係別）（平成26年度）

	配偶者(届出あり)	配偶者(届出なし)	配偶者(届出有無不明)	離婚済み	生活の本拠をともにする交際相手	生活の本拠をともにした元交際相手
来所	459	290	38	0	117	9

電話	916	791	42	10	125	3	5
その他	3	3	0	0	0	0	0
合計	1378	1024	80	10	242	12	10

電話相談には男性からの相談 23 件を含む

静岡県調べ

相談件数のうち日本語が充分に話せない被害者からの相談件数（平成 26 年度）

	人数	うちタガログ語	ポルトガル語	スペイン語	その他
来所	22	11	4	2	5
電話	14	7	1	2	4
その他	0	0	0	0	0
全体	36	18	5	4	0

他の年度も含めると、その他は英語、タイ語、韓国語、中国語、ロシア語、ルーマニア語、等様々。

電話には男性からの相談 1 件を含む

静岡県健康福祉部こども家庭課調べ

次に、市町における DV 相談の体制はどうなっているだろうか。

県の調べによれば、DV 等に関する外国人の相談を受ける体制について、福祉課または男女共同参画課で外国人対応職員を配置している市町は 7 市町だった（静岡市、浜松市、磐田市、袋井市、御前崎市、菊川市）。福祉課または男女共同参画課で外国人からの DV 等の相談体制はないが、通訳などの必要があった場合、市町内の他の所属職員に依頼して担当できると回答した市町は 10 市町、市町職員では対応できないため、国際交流協会などに依頼すると回答したのは 2 市町であった。担当課で対応可能、他の所属職員に依頼する、と回答した市町でも、国際交流協会への依頼もあると回答した市町も少なくない。

また、福祉課で相談を担当できるか、男女共同参画課で対応できるかについては、静岡市、浜松市、富士宮市、富士市は、福祉課でも、男女共同参画課でも、相談が担当できると回答している（ただし自課で対応職員を配置しているのは浜松市のみ）。

県内市町における外国人 DV 等相談対応状況（政令市を含む）（平成 27 年 3 月調査時点）

	対応職員配置	他所属職員依頼等へ依頼	国際交流協会	対応策なし	その他	計
外国籍住民からの相談対応	7	10	2	15	1	33

静岡県健康福祉部こども家庭課調べ

静岡県注：対応なしと回答した市町についても、実質的には他所属職員（市民課の通訳等の対応可能職員）へつないで対応していると考えられる。

平成 24 年度、対応職員配置は 4 市のみであった。

県、市の女性（婦人）相談員および県の「あざれあ」相談員に対し、県が「外国人の相談対応について困ったことがあるか」を訪ねたところ、6 割が困ったことがあると回答している。第三次静岡県 DV 防止基本計画では、困ったことがあるか否かにとどまっているため、本調査研究では、困っている内容を尋ねた（第 5 章）。

県・市の女性（婦人）相談員及びあざれあ相談員への調査結果

外国人の相談対応について困ったこと があるか（回答 34 人）	ある 20 人（58.8%）	ない 14 人（41.2%）
------------------------------------	----------------	----------------

出典：第三次静岡県 DV 防止基本計画

（3）DV 被害の相談（民間女性相談機関）

静岡県には、NPO 法人など女性の相談を受ける民間機関が複数ある。その中のいくつは、自治体の女性相談の業務委託を受けたり、センター等に相談員を派遣したり、会に所属する個人が個人として女性相談員を委嘱されたりしている。

（1）であげた図では、緊急度の低い相談・カウンセリングは、静岡県では、「あざれあ」や保健センター、静岡市では、静岡市女性会館（アイセル 21）の相談室などに相談することがしきされている。

これらの相談事業は、自治体から NPO 法人など民間の相談機関に業務委託されている。課題としては、静岡市の図で「緊急度・低」「緊急度・中」「緊急度・高」と書かれているいわゆる「トリアージ」を誰が判断するのか明確でないこと、また、被害者が適切に判断して適切な相談先に相談できるとは限らないのに、各々を担う機関の定例的な会合や、ケースカンファレンス、情報交換の場がもたれていないということがあげられる。

また、ヒアリングでは、当事者が DV かどうかわからない、離縁したいかどうかわからない、と逡巡するようなケースについても、「緊急度・中」「高」に飛び込んでしまう例が少なくなく、「緊急度・低」の相談・カウンセリングが十分におこなわれることが必要ではないか、とのことであった。

静岡県内の女性相談、DV 相談の民間機関のうち、行政からの委託事業ではなく、ホームページなどで周知して直接電話相談を受けている団体は少ない（管見では S&S ネットワークのみ）。民間機関の多くは DV 防止・啓発などの教育事業を主な活動とするなど、相談ないし直接的な支援活動をおこなっていないことが背景として考えられる。

連携、ネットワークの状況については、民間相談委託機関は、委託元との定例的な会議はあるものの、福祉事務所や婦人保護施設、警察など多機関のネットワークには入っていなかった。一時保護を受託している機関は、県が開催する年に 1 回程度の一時保護施設会議の機会があるが、外国人女性の DV 被害相談支援を想定した、市町外国人相談員や国際交流協会などを交えた会議は開催されていない。また、静岡県内の各民間機関は、フォーマルなネットワーク体制を組んでいない¹。

浜松市では、「浜松市 DV 相談ネットワーク連絡会」を設置している。「設置要項」に掲載されている連絡会会員は以下の通りで、官民の相談機関、支援機関が加わっている²。

¹ ヒアリングでは、県内の民間機関のネットワークはないが、研修や学会で交流する機会を利用しているとのことだった。

²

<http://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki/youkou/pdf/kodomokatei/kosodateshien/001103E21.pdf>

浜松中央警察署生活安全課	浜松東警察署生活安全課
浜北警察署生活安全課	天竜警察署刑事生活安全課
細江警察署生活安全課	西部健康福祉センター福祉こども課
静岡地方法務局浜松支局	企画調整部国際課
市民部ユニバーサル社会・男女共同参画推進課	健康福祉部福祉総務課（人権啓発センター）
健康福祉部障害保健福祉課	健康福祉部高齢者福祉課
健康福祉部精神保健福祉センター	健康福祉部健康増進課
こども家庭部子育て支援課	こども家庭部児童相談所
各区社会福祉課	母子生活支援施設
浜松市人権擁護委員連絡協議会	浜松市民生委員児童委員協議会
日本司法支援センター静岡地方事務所浜松支部	浜松市男女共同参画推進センター
NPO法人浜松カウンセリングセンター	S & S ネットワーク
オブザーバーとして参加：静岡地方裁判所	

相談体制の課題

○DV 相談の情報提供

静岡県、政令市の DV に関するページおよび多文化共生（外国人住民）に関するページでは、多言語で外国人の生活相談の案内については存在するが、DV 相談に関する情報を掲載していない。静岡県女性相談センター、静岡市の相談機関（アイセル 21）でも、サイトの多言語表記はしておらず、館内の多言語パンフレットは、DV の説明と相談先（電話番号）が掲載されているのみである。内閣府が作成した多言語案内があるが、DV 相談の流れや、一時保護、保護命令、法テラスの利用など DV 特有の知識について掲載はあっても、県内の情報は得られない。結果として、開設している窓口は、外国人女性が相談しづらいのではないだろうか。

○言語対応

県・市町の DV 相談電話で、多言語対応の電話は存在しない。

対面の相談においても、外国人女性の DV 相談があった場合の、通訳の利用に関する判断をする体制、実際に利用する体制、在留資格など複合的な課題があった場合の対応など、市町間で知識・情報の共有をしたり、資源（通訳者）を共有する体制が不足しているのではないだろうか。

○官民のネットワークの不足

浜松市では DV 支援ネットワークを設置しているが、県や他の市町では設置がないか定例の会議などは開催されていないようである。民間機関同士のフォーマルなネットワークもないようだ。緊急度や危険度の低い相談やカウンセリング（自立支援を含む）機関と、緊急度や危険度中程度・高度の相談を行う機関の定例連絡会がなく、外国人から相談が入った場合の対応や情報、体制が共有しづらい。緊急度の低い相談を受託している機関の中には、外国人から相談が入った場合、どうすればよいかわからないところもあった。

コラム：他県の多言語相談状況

例えば神奈川県は、英語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語の8言語で県内相談先が記載されたパンフレットを作成し、県のサイトなどにも公開している。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480214/p2551.html#gaikokugo>

また、配偶者暴力相談支援センターは、英語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語で対応している（月～土曜日、10時～17時、多言語の面接相談は要予約）。

東京都ではDV相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）では外国語での相談はできないが、東京都外国人相談において外国語で対応している。

神戸市も、神戸国際コミュニティセンター、兵庫県国際交流協会、NPO法人を相談先として表示している。

（白井千晶／静岡大学）

4. 一時保護

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年）、「売春防止法」（昭和 31 年）に基づき、「DV 被害者等」「要保護女子」は一時保護される。この一時保護は、県の一時保護所もしくは厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託しておこなうことと定められており、静岡県では県女性相談センターが所管する一時保護所と民間（社会福祉施設や民間シェルター）¹の一時保護委託先を設置している。また、市町においても緊急宿泊先を確保している（第三次静岡県 DV 防止基本計画）²。

警察や女性相談などの関係機関への DV 相談・通報により、各市町の福祉事務所等が一時保護の必要を判断し、静岡県女性相談センターに一時保護を依頼する。一時保護先が決定したら、市町福祉事務所は職員（ケースワーカー）が女性を安全に一時保護先に送り、受け入れ手続きをする。利用は原則として 2 週間であり、その間に市町と女性、入所先が連携しながら、その後の対応や支援、サービスについて決定する。一時保護所の退所後は、市町が引き続き担当となる。こうした流れは、都道府県によって異なっている。

県が措置としておこなう一時保護の総数は、下表に示したとおり、平成 19 年度以降、年々減少傾向にある。これは、DV についての情報が行き渡り、深刻化する前に相談につながっているからではないかと言われている。

この中で、保護総数に占める外国人の割合は 1 割前後であり、人口比（1.9%³）に比べるとかなり高くなっている。

平成 19 年度～平成 27 年度（7 月末）の外国人の一時保護を女性の国籍別に見ると、フィリピンが最も多く 56.3%、2 番目にブラジル 17.2%、中国 10.2%、ペルー 5.5% となっている。県内の在留外国人はブラジル 33.8%、フィリピン 18.3%、中国 15.8%、韓国・朝鮮 7.6%、ペルー 6.2% であるが⁴、人口比に対して、フィリピン人女性の割合が高いのが特徴である。国籍でその他に多いのは韓国、朝鮮などであるが、アジア諸国、南米諸国、アフリカ諸国や欧米諸国もあり、言語対応の難しさが予想される。

一時保護を依頼した市町別に見ると、外国人の割合が高い市において一時保護数が多くなっているが、むしろどの市町にもまんべんなく要保護ケースがあるといえるだろう。担当者の異動もある中で、単発的にケースを担当することが予測され、ケースワークの研修や実践力をどのように伝達し共有するかが課題になると考えられる⁵。

¹第三次静岡県 DV 防止基本計画、p.30

² 平成 27 年度の一時保護委託先は 13 箇所（DV 基本計画では、平成 29 年度の目標値 18 箇所）。DV 基本計画によれば、民間シェルターは 4 箇所、民間シェルターは県のネットワーク構成員に加わり、県女性相談センターとの意見交換会議を毎年開催している。市町で緊急宿泊先の確保をしているのは 20 市町（57.1%、平成 25 年 9 月 1 日現在、第三次静岡県 DV 防止基本計画、p.30）。

³ 平成 26 年 12 月末現在住民基本台帳人口の人口比率（静岡県）。

⁴ 同上

⁵ 静岡県女性相談センターでは、新任向けに年度初めに基礎研修をおこなっている（市町・警察対象で地域別に実施）。また、市町対象の DV 研修は年 3 回、東海 4 県の女性相談研修を年 1 回実施している。

一時保護数と外国人の割合

年度	保護総数	うち DV	外国人	割合(%)	主訴DV	外国人保護日数 平均(日間)
19	220		21	9.5	19	21.6
20	164		21	11.6	19	19.0
21	138	110	12	8.7	11	23.7
22	139	111	30	21.6	27	29.4
23	108	79	11	10.2	9	25.6
24	96	58	10	10.4	9	34.8
25	81	57	9	11.1	8	18.3
26	83	59	8	9.6	7	35.3
27(9月末まで)	47		6	12.7	6	17.6

静岡県女性相談センター調べ

国籍別一時保護外国人に占める割合

%

	ブラジル	フィリピン	中国	韓国・朝鮮	ペルー	ベトナム	その他
県内外国人に占める割合(男女)	33.8	18.3	15.8	7.6	6.2	4.5	13.8
一時保護外国人に占める割合	17.2	56.3	10.2	3.9	5.5	0.8	6.1

県内外国人に占める割合は静岡県平成26年12月末の住民基本台帳人口による。一時保護に占める割合は平成19年度～平成27年度7月末(女性相談センター調べ)。

市町別外国人一時保護(平成19年度～平成27年7月)

%

下田市	松崎町	沼津市	三島市	裾野市	伊豆の国市	清水町	小山町
1.6	0.8	4.7	-	0.8	1.6	1.6	1.6
御殿場市	富士宮市	富士市	静岡市	焼津市	藤枝市	島田市	牧之原市
3.9	3.9	7.8	11.7	4.7	4.7	1.6	3.1
磐田市	吉田町	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	浜松市
9.4	0.8	7	2.3	0.8	3.9	1.6	20.3

静岡県女性相談センター調べ

個人の特定につながることを避けるため、年度合計数の割合で示している。

一時保護にさいし、子どもを同伴しているか否かで見ると、同伴している割合が高い。一時保護中は、登園、通学などができないこと、中学生以上の男児は公設の一時保護所に滞在できること⁶、保護施設退所後の就学など課題が多重的になること、収入が必要な一方で就労や就職が難しいことなどから、困難が予想される。

⁶ 県が委託している民間の一時保護先を利用することになる。

一時保護後の退所先を見ると、母子生活支援を退所先とする割合が 16.4%であり、中期的に自立を目指していくことがわかるが、同じ割合で加害者宅のいる自宅に戻っている。女性相談センターによれば、中には日本に他に頼ったり相談したりする先がなく、経済的にも加害者に扶養されるしかなく、「自分さえ我慢すれば」と戻ってしまうケースも少なくない。また、加害者不在の自宅（6.3%）は、加害者の逮捕等や保護命令等により不在であるものの、いずれ加害者が帰宅する可能性がある。

日本人に比べて、外国人女性の特徴はさらに 3 点ある。1 点は、退所先として知人・親類宅の割合が高いということだ（25.0%）。知人・親類宅は、一時的な滞在になる可能性が高く、転々とすると、その後の市町の相談支援や就労が難しくなる。女性相談センターによれば、退所時には、市町に引き継ぐが、退所先が知人・親類宅の場合、支援の継続ができなくなることがあるということだ。2 点目に、民間アパートに移れる割合が低い。日本人でも子連れのシングルマザーが賃貸先を得ることが難しいケースがある（非正規就労割合が高いこととも関連）が、外国人はさらに困難だろう。3 点目に、住み込み就労が 8.6% であるが、以前は工場などに雇用され、雇用先の住居提供があったものが、近年では提供された住居から派遣として短期的な就労を繰り返す形態になり、収入や雇用形態、住居が不安定になっている⁷。就労を含めた自立支援とも関わる問題だろう。

これらから、一時保護退所時の公営住宅の利用や保証人の問題など、住居の問題が浮かび上がった。

一時保護に児童を同伴しているか否か（平成 19 年度～平成 27 年 7 月末）

単身	児童同伴
27.3%	72.7%

静岡県女性相談センター調べ

退所先（平成 19 年度～平成 27 年 7 月末）

母子生活支援施設	婦人保護施設	民間アパート	公営住宅	住み込み就労	自宅（加害者在）	自宅（加害者不在）
16.4	5.5	10.9	0.8	8.6	16.4	6.3
知人宅	親類宅	帰国	その他（入院・他施設等）	不明（自主退所）	調整中	
14.8	10.2	5.5	2.3	1.6	0.8	

静岡県女性相談センター調べ

個人の特定につながることを避けるため、年度合計数の割合で示している。

⁷ DV 基本計画によれば、静岡県では県女性相談センター所長等が就職やアパートの入居の際の連帯保証人隣、万が一損害補償が必要となった場合に、損失補填をおこなう事業（施設入所児童等自立促進事業）を実施、公営住宅についても、目的外使用として、DV 被害者の入居を認める取り扱いをしている（平成 21 年度 2 件、22、23 年度 0 件、24 年度 2 件）（DV 基本計画）。

一時保護所入所者の生活保護受給状況を、全体と外国人についてみると、日本人と外国人の受給割合は、あまり大きな違いはない（むしろ年度ごとの違いの方が大きい）。

一時保護入所者の生活保護受給状況

年度	保護総数	生活保護受給者数	割合(%)	外国人	生活保護受給者数	割合(%)
23	108	27	25	11	2	18.2
24	96	29	30.2	10	4	40.0
25	81	26	32.1	9	2	22.2
26	83	31	37.3	8	2	25.0
27(9月末まで)	47	25	53.2	6	4	66.6

※22年度以前については統計資料なし

静岡県女性相談センター調べ

一時保護ではないが、婦人保護施設の入所実績は下記の通りで、外国人の入所は多くない。

婦人保護施設入所実績

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新規入所人数	8	14	12	16	8	11
うち外国人				1	1	0

外国人女性の結婚と配偶者関係

静岡県内の在留外国人はブラジル国籍の人の割合が高いが、一時保護される女性はフィリピン国籍が多い（56.3%と過半）。

それは在留外国籍女性の結婚の類型と関係があるだろう。在留外国人の国籍、就労状況、在留資格は、性別によって異なる傾向がある（法務省統計参照）。現代の日本では、在留外国人は女性の方が多く（女性 53.8%）、「日本人の配偶者等」の在留資格で滞在する人も女性の方が多い。

夫婦のどちらかが外国籍である、または国籍が異なる「国際結婚」は、日本人男性と外国人女性の割合が高く、その国籍は東南アジアや東アジアが多い。このパターンの場合、女性は経済的に自立しておらず（移住連貧困プロジェクト 2011、カラカサン 2013）、在留資格も「日本人の配偶者等」であることが少なくない。

一方、南米諸国の日系人の場合は、3世までは「定住者」資格が可能で、外国籍同士の結婚であることが多い。

静岡県内の在留外国人の国籍は示したとおりだが、婚姻状態、就労状態は、国籍によって異なるだろう（外国人の男女別婚姻状態、男女別就労状態の統計はない）。

国籍や在留資格、居住市町によって、母国語で相談できる友人や親族がいるかどうか、集住してコミュニティがあるか、散住しているかも異なる。就労目的の場合は、集住傾向にあり、配偶者の場合は散住傾向にある。

こうした背景が、DV 被害に影響を与えていた可能性があるが、後述のように、相談体制はそれらを十分に考慮できていない。例えば静岡県のホームページでは、一部の情報を多言語で表示しているが、英語とポルトガル語のみである。市町の外国人相談窓口でも、ポルトガル語とスペイン語以外の言語に対応している市町は多くないのが現状である。

移住連女性プロジェクト 2011『移住（外国人）女性 DV 施策に関する自治体調査と提言』。

カラカサン 2013『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査 報告書』

5 市町および県市町国際交流協会の相談実績調査結果

(1) 市町相談実績

県が取りまとめている県および市町への相談実績数については3章にまとめた。さらに市町への相談状況およびそこから見える現状について知るため、以下の方法でアンケート調査の実施および情報の提供を依頼した。

- ①市町所管課への相談実績アンケート（平成26年度分）
- ②専門研修会での参加事前情報提供および参加時アンケート（相談があった時点を限定せず）

①市町所管課への相談実績アンケート（平成26年度分）

静岡県には23市5郡12町がある（うち22市は政令指定都市）。35市町のうち14市町から2014年度分の外国女性DV相談の実績の回答を得た。無回答の市町は実績がほとんどないことも予想され、無回答市町に対して電話等での調査はおこなっていない。

本アンケートであげられた件数は合計117件で、県が発表した平成26年度の県・市町女性（婦人）相談員が対応した外国人DV相談件数は223件だから（第3章参照）、その半数が本アンケートに反映されたと考えてよいだろう。

市町所管課 平成26年度 外国女性DV関連相談数

	相談件数		小計	同行訪問	うち通訳も同行	計
	電話相談	来所相談				
東部A市	0	1	1	0	0	1
東部B市	0	8	8	1	1	9
東部C市	0	3	3	0	0	3
東部D市	0	1	1	0	0	1
東部E市	23	33	64	8	8	72
東部F市	0	2	2	2	2	4
西部G市	0	3	3	0	0	3
西部H市	0	3	3	0	0	3
西部I市	1	24	25	0	0	25
西部J市※	4	0	4	0	0	4
計	28	78	106	11	8	117

※J市は市町所管課ではなく市設置相談ダイヤルの件数のみ

回答があった市町のうち、平成26年度相談実績0件の4市町は掲載を省略した。DV相談数のうち外国人かどうかを区別して取りまとめていない市町は0件とした。

単年度分であるため事例が特定されないよう、市町名は匿名とした。

一目してわかるように、市町による件数の差が非常に大きい。外国人人口が多い市、配偶者暴力相談支援センターが設置されている市では件数が多いが、それだけでもない。平成26年度は0件と回答した市町でも、これまでの経験や要望・課題の記載がある市町もあ

った。

また、電話相談よりも来所相談が多いこともわかる。同じ出身国・コミュニティの知人等を同伴して来所することが予想される。言葉の問題があると、電話相談はハードルが高いかもしれない。また、市町男女共同参画センターや県ではDV相談ダイヤルを設置しているのに対し、市町では設置していないので、市町への電話相談件数は少ないことも考えられる。

最後に、同行支援件数が少ないこともわかった。市町所管課では、行政職員も、配属の女性相談員も、窓口を離れて同行することは難しい環境のようである。

②専門研修会での参加事前情報提供および参加時アンケートおよび上記相談実績アンケートへの記述（平成26年度に限定しない）

寄せられた記述内容を分類して報告する。回答者は、県の女性相談センターおよび健康福祉相談センター配属の女性相談員、市町の女性相談員（福祉事務所や福祉所管課、子育て支援の所管課）および所管課の行政職員、市町の外国人相談員（市民生活・市民協働などの所管課）である。

個人情報保護に配慮して改変し、骨子のみまとめる。

●相談内容

○日本人夫からの暴力

- ・日本人の夫に支配され、行動監視・制限をされている。相談者は、夫の言いなりになり顔色を伺い束縛されている。
- ・スキンシップを拒否する（と暴力される）。
- ・離婚を迫られる。
- ・内縁の夫から刃物で脅されるが、実際に身体的暴力はない。
- ・過去に身体的暴力があり、現在は経済的暴力、言葉の暴力が続いている。コミュニティの協力を得て、別居に成功。健康保険の脱退等の手続きが必要なため来庁した。夫の元に子を残してきたので、その子を手元に引き取りたい。夫の子を妊娠中。体調がよくないので早く保険証がほしいと訴えあり、危険について話したが、手続きが待てずに直接夫の所に行って、手続きしてもらった。
- ・夫が月1回くらいしか帰ってこず、日頃は母子で生活している。「女性がいるのでは？」と指摘すると暴力になるが、その事を口にしなければ経済的に豊かに暮らせるので、我慢している。
- ・内縁の夫が暴力団員だという外国人女性。家を追い出され、居所がない。日本語は話せるが、読み書きは困難。

○言葉の問題等、意思疎通の困難

- ・結婚に伴いアジアから母子3人で来日した女性。来日して1ヶ月で夫のDVから逃れたいと来所した。日本語はほとんど通じず、急な来所で通訳者の確保も出来なかつたため、相談者の意思確認や対応、支援に苦慮した。通訳者の配置が少ない。
- ・日本人男性と結婚したアジア人女性からのDV相談。片言の日本語は話すが、書類に名

前を書くのも困難。母語での対応を求められたが、答えられなかった。また、可能であつたとしても、DV相談という特殊性から、通訳ボランティアに依頼するのもためらわれた。

- ・本人の意思確認に苦慮した。避難したいのか、離婚したいのか、本人が何を希望しているのか、など。

○保護の必要

- ・来日して20年以上になるアジア系の女性。日本人夫からのDVを受け、教会で保護を受けた後、本市に避難して生活保護を受けている。
- ・アジア人女性と日本人男性の夫婦で、一度シェルターに入ったが、戻った。度々、夫から一時保護したことについての苦情がある。
- ・DV避難で本市に居住している。生活保護受給、住居支援措置、年金免除、病院受診といった手続きなどの同行支援を行っている。
- ・日本語があまりできないアジア人女性。交際相手の日本人との間に子どもができた。男性から怒鳴る、殴る、首を絞められる等の暴力のほか不貞もある。子どもへの危害を恐れて帰国させたが、また一緒に暮らしたい。交際相手とどのように別れればよいかわからない。
- ・日本に居たいという理由で、夫からの暴力を我慢して別れない。

○外国人夫婦のケース

- ・南米人夫婦。周囲の情報によると、夫から妻へ身体的暴力があるという話。
- ・南米人女性と国籍の異なる南米人の内縁男性。言葉は分かるが通訳なしでは詳細がわからない。緊急対応（受診・一時保護）が必要だった。
- ・アジア人妻と南米人夫、子あり。夫の暴力により、母子は一時保護を受けた。その後、夫は知人を頼って市外へ転居した。妻は夫には二度と会いたくないと言い、離婚手続き、子の問題等を相談した。大変に困った。
- ・アジア人同士の夫婦。家庭内でいさかいがあり、何度か警察沙汰になった。妻は家を出て別居した。複数の子のうち1人が帰国、妻は日本での生活を望み、子も呼び戻すつもりでいる。
- ・南米系家族で日本の話せる成人の娘から「父の暴力があり、父が不在時に母を逃がしたい」という電話相談があった。娘が通訳になっていた。面談のほうが良いかと市役所の窓口に行くよう伝えた。
- ・南米人夫婦で多子、妻妊娠中。妻は夫からの性的DVを訴えたこともあるが、一時保護には至っていない。妻が永住者だから結婚したのではないか。
- ・アジア人同士の夫婦。妻子をバットで殴る、蹴るなどの暴力があり、警察に相談、被害届を出し、夫は逮捕された。保護命令の申立てをすることになったが、妻は日本語がほとんど分からず、同国出身の友人と同国の職場の人が通訳しながら保護命令の制度説明や書き方を指導した。
- ・母国で結婚して来日したアジア人夫婦。妊娠し別居。夫が生活費を支払わず、生活が立ち行かないが宗教上の理由で人工妊娠中絶できない。

○夫の親族

- ・日本人夫が亡くなり、親族から家を出るようにとの嫌がらせがあり、おびえている。遺書もなく財産もどうなるのかわからず、不安な日々を過ごしているという。(編者注：同様のケースが複数あげられた)
- ・嫁として認めないと、夫の親族からの嫌がらせを受けていた。

○夫からの相談

- ・妻と子どもがいなくなり、家賃も高くて生活できないという外国人男性の生活保護相談。課内は外国人の対応に慣れていない。実はDV加害者であった。対応に誤ると危険だった。

●困りごと、課題など

○言葉・文化の違い

- ・日本語で説明しても、解釈が違うことがあるため、支援者の伝えたいことが正確に伝わらない。
- ・相談者が日本語をあまり話せないと自立支援の選択肢が限られてしまうこともある。
- ・通訳のいない言語圏から来日している相談者への対応に困る。
- ・日本語が理解できない人が来所した場合、通訳者の確保が難しい。DVは急に発生することが多いので困る。
- ・タイムリーに母語の通訳が確保できない。相談の度に依頼することは難しい。
- ・文化、考え方方が違う。文化的背景の分かる人が母語で対応できるのがベスト。
- ・国籍の違いから感覚の違い。ニュアンスがなかなか伝わらない。
- ・日本語で制度・説明をしても難しいことが多いので、通訳を依頼できることは重要。通訳を依頼しやすいようになればいい。
- ・外国人の被害者が、異文化の違いで考え方や法律についての知識と日本語の理解力が足りない。
- ・コミュニケーションが困難。
- ・通訳がいないので、細かいことまで伝わらない。
- ・言葉の細かいところまで伝わらず、意思疎通が難しい。
- ・日本語や制度の理解が出来ないことが多く、ストレス状態の訴えが続いている。
- ・DV相談の場合、危険ケース、いつ、どこで、殴られて、今パートナーはどうしているか？ポイントが押さえられない。日本人の相談の場合も混乱している時にはあり得るが相手の情報をみながら感触で相談を進めるが、外国人の場合その感触がうまくつかめない。
- ・避難したいのか、離婚したいのかなど、相談者の意思や希望を確認することに苦慮する。
- ・外国人相談者の訴え内容の信憑性を量りかねる時がある。例えば、相談の末多くの関係機関の協力を得てフォローしたにも関わらず夫の元に戻って普通に生活していることなどがあった。
- ・相談者が相談より問題の解決を求める。

○子どもの問題

- ・子のパスポート取得に父親の承諾が必要らしい。

- ・緊急を要する際、通訳が必要だが、緊急時（夜間、休時）対応できる通訳はいないため、対応に苦慮する。子どもたちが母の通訳になることもあり、子どもにとっていいこととは言えない。
- ・知人や子を通訳として同行する方の対応に苦慮している。
- ・DVで逃げた時、追い出された時の子のパスポート取得の方法等。

○自立の困難

- ・一時保護から母子生活支援施設に入所したケース。アパートのインターネット・携帯電話の契約内容など理解できていないまま契約していたため、契約解消・支払未納分の整理に手間取った。外国人の方がきちんと理解して契約できるシステムが整っていれば。
- ・逃げた先で、医療機関にかかりたいが、夫の扶養になっている場合、脱退がすぐにできずに使えなくて困る。
- ・借家を借りるための保証人がいない。
- ・生活保護受給を受けているが、お金がたりなくなり不安定状態を訴えてくる。
- ・加害者から避難するため自分や子供の慣れた生活空間や職を失うため、更なる被害にあう。経済面やその後の自立等が難しいため、保護や移転も拒否するケースが多い。
- ・本人に持病があり就労できない。

○相談対応

- ・本人が希望したのではなく、支援者が手配して本市に避難してきた。そのことを本人が不満に思っている。
- ・加害者への罰則を厳しくし、保護命令の申し立ても簡単にできるようになってほしい。
- ・行政の窓口で「できない」といわれた支援を求められる。あるいは、本人が「どうしたいのか」を言わず、「なにかしてくれ」という事が多い。してもらいたい支援をしてくれない行政を「信用できない」と言われ、どこにも「できる事できない事があること」を話すが、話がかみ合わず、どなられることもある。
- ・交通不便と専門医がいないため、相談者の不満が高まってしまう。
- ・女性相談員の場合は訴える内容が、離婚・DVで相談に来所するので、相談の入口でDVと分かることが多い。

○法律・制度

- ・離婚手続きや子の問題（養育・親権）への対応に苦慮した。

○外国人ネットワーク

- ・一時保護等支援を促したが、外国籍の友人宅に身を寄せた。友人が一時の感情で被害者を支援したが、継続支援が出来ず放置し、何回も自立計画を立て直す事があった。
- ・外国籍の友人のネットワークが広く、加害者からの追跡が心配だが、被害者は問題意識が薄かった。
- ・DV被害を受け、避難・離婚をした後も生活環境・子育て等で問題を抱え続けるが、包括的に相談する場所がなく、女性相談が受け続けることが多い。外国人のコミュニティがあ

れば救われる女性が多いと思う。

●連携が必要な他部署・専門家・専門機関

- ・法テラスなどにも相談に行ったが、もやもやした思いがずっとたまっていて、何をどうしたらいいのかわからないようだった。ゆっくり話を聞いてもらえるところが、まずほしいのでは？
- ・DVで母子にて他市へ転出手続きをしに来庁した人の相談で、福祉担当課もしくは警察に相談に行くように言われたが、転出先に通訳配置もなく、転出に際してのアドバイスも受けられてなかったことから本人は心細い思いをしていた。
- ・対応可能な機関を探し出すことと、その機関と相談者との連絡・調整に苦慮した。
- ・市民課、児童手当担当課、教育委員会担当課など、複数の課で手続きをする際、それぞれの課で一から状況を説明し、各課がそれぞれ転出先の市町と連絡調整をしていたので効率が悪く一本化が必要だと感じた。
- ・通訳、大使館、不動産業者などの連携が必要。
- ・妻から夫へのDVについての対応方法に精通する専門家、外国人のためのカウンセリング、心のケアの専門家、福祉課（女子人権問題が取り扱える部門）が必要。
- ・法律専門の通訳者が欲しい。また、相談者の悩みを聞くだけでは問題解決にならないので、問題解決につなぐ提案できる方が望ましい。
- ・窓口以外の対応では警察に相談後、警察からの連絡によるものが多いため、警察の通訳を介して対応しており、苦慮したケースは無い。
- ・相談はすべて窓口で行われており、市の通訳が同席するため、特に苦慮したケースは無い。

●課題・要望・提案

- ・（相談者の来所時に記入させる）チェックシートがあると便利である。
- ・緊急対応時に活用できる通訳者の確保。通訳者に対するDVに関する知識の研修があるとよい。
- ・DV対応に精通した通訳者が必要。

以上のように、DV被害女性に共通の問題のほか、言葉や意志疎通の問題や、日本の法制度に関する知識の問題、在留ビザ、被害者女性の本国法がわからないなど外国人ゆえの問題が明らかである。

その他にも、子どもを通訳にすることの問題、話を聞いてもらえる場所が必要だという提言、通訳の必要、自立の課題なども指摘されている。

（2）県市町国際交流協会相談実績

次に、県・市町国際交流協会への相談状況について報告する¹。

¹国際交流協会は、国際友好協会、国際交流センター、海外友好協会などの名称がある。本

外国にルーツをもつDV被害者は、言語の問題などにより、県市町行政への相談をためらうことが予想される。一方、県市町の国際交流協会は、被害者が母語で話せる環境があり、外国人ならではの困難を把握しているため、相談しやすいかもしれない。

県市町の国際交流協会では、いくつかの言語で相談体制を組んでいたり（後掲）、生活相談、法律相談などの相談会を実施していたりする（県交流協会の実施状況については第9章パンフレット参照）。寄せられる相談の中に、生活問題、家族問題としてDVが関連するケースがあり、県市町国際交流協会では、必要に応じて行政につないでいるが、相談・対応実績の全体については、これまで示されたことがなかった。

そこで本研究では、県・市町国際交流協会への相談状況について、前項の市町調査と同様に、以下の方法でアンケート調査の実施および情報の提供を依頼した。

①相談実績アンケート（平成26年度分）

②専門研修会での参加事前情報提供および参加時アンケートおよび上記相談実績アンケートによる自由記述（相談があった時点を限定せず）

①相談実績アンケート（平成26年度分）

県内には34箇所の県市町国際交流協会・センター・ラウンジがある。うちアンケート・電話で回答が得られたのは25箇所だった。回答が得られなかつた市町のうち、5市町は、交流事業（国際交流、都市交流等）が主で、相談窓口は置いていない、という理由だった。残る4市町は連絡が取れなかつた。

回答が得られた県および25県市町国際交流協会のうち、平成26年度の相談実績がある箇所は5箇所のみだったが、前年度までの相談は3箇所が実績があると答え、事例や苦慮、要望は多数回答があった（次の②参照）。

県市町国際交流協会 平成26年度 外国女性DV関連相談数

	相談件数		小計	同行訪問	うち通訳同行	
	電話相談	来所相談				
県						
西部H市	14	16	30	0	0	30
西部K市	0	10	10	3	3	13
西部G市	0	2	2	0	0	2
東部L町	0	0	別不明1	0	0	1
計						59

国際交流協会は、国際友好協会、国際交流センター、海外友好協会などの名称がある。市町の外郭にある場合と市町行政組織内の場合がある。

平成26年度はすべて0件と回答した20市町国際交流協会は掲載を省略した。

市町名のアルファベットは市町所管課アンケートと対応している。

単年度分であるため事例が特定されないよう、市町名は匿名とした。

表からわかるように、平成26年度の相談は0件と回答した市町国際交流協会が20機関

報告書では便宜的に国際交流協会と総称する。また、市町国際交流協会は、市町の外郭にある場合と市町行政組織内の場合がある。

だったのに対し、相談数が非常に多い市町がある。県国際交流協会に 13 件の相談があったほか、H 市では 30 件に及ぶ。先の表注に示したように、H 市については福祉事務所などの回答が得られていないので、行政への相談と比較してどの程度、市国際交流協会に相談があるかはわからないが、電話相談の多さからも、市国際交流協会が母語での相談がしやすい場所として機能していることが伺える。

一方で、市町所管課調査で相談件数が報告された市町でも、国際交流協会への相談は報告されない市町も多い。先に述べたように相談窓口そのものを置いていない協会もある。

こうしたことから、被害者の相談先は、外国人の生活に関する部署、子育てに関する部署、生活保護など福祉に関する部署、国際交流協会、設置されていれば配偶者暴力相談支援センターなど、市町によってまちまちであることがわかる。外国人コミュニティなどに適切な相談先が認知されていればよいが、そうでなければ、思うような相談対応が得られなかったり、何度も違う部署で同じ話を繰り返す必要があるなど、相談体制の問題が生じることになるだろう。

次に、寄せられた記述内容を分類して報告する。

②専門研修会での参加事前情報提供および参加時アンケートおよび上記相談実績アンケートへの記述（平成 26 年度に限定しない）

個人情報保護に配慮して改変し、骨子のみまとめる。

【相談内容】

○日本人夫のケース

- ・南米人女性で、暴力を受けながらでも日本にいる。帰国しようと思ったが、夫にやさしくされると思いとどまる。
- ・日本人の男性（同居）から言うことを聞かないとたたかれる。DV になるか不明。当事者の言い分、被害のレベルにもよる。
- ・アジア人女性。夫は日本人、子あり。女性は日本語があまりできない。女性は日本語を勉強したいと思っているが、夫が外出したり特に母国の人と交流したりすることを望まない。夫は女性に対して家事をこなすことを期待している。女性は母国にいる家族を支援するために仕事をしたいと思っているが、夫が働くことを許さない。
- ・夫は気が短く、いろんなところで問題を起こしている人で、その妻が多子で今も妊娠中。まだ相談に来ておらず心配。

○外国人夫婦のケース

- ・南米人の相談者は中近東出身の夫と日本で結婚。「日本人の配偶者等」のビザで滞在している。子あり。夫から身体的な暴力はないが、精神的な苦痛を受けている。夫に生活費を渡している。夫から離婚の希望あり。無職のため親権をもてるか心配。
- ・南米人夫妻。妻は夫から心理的・身体的な暴力を受けて、家にいたくないので、車の中で生活している。子どもが食事等を届けてくれるのでなんとか生活している。母国の法律では 20 年結婚を続けたら夫が妻のことを一生養うことになっている。コミュニティで噂が広がったことがあり、同じ出身国の人間に相談できない。

- ・アジア人夫妻。仕事で遅くなると夫が妻に暴力を振るう。

○在留資格

- ・DVの外国人被害者で、加害者（夫）が逮捕されたら、どうなるか、と相談された（この相談をされた理由は、多分、夫が釈放された後、彼女はビザが無くなることを心配していた。それで、告発するのを恐れていた。）法律、入管、処罰などについてどういう指導（アドバイス）をすればよいか苦慮した。
- ・南米人夫婦で多子のうえ現在妊娠中。妻は夫からの性的DVを訴えたこともあるが、一時保護は至っていない。妻が永住者だから結婚したのかもしれない。

○DVで訴えられたという女性

日本人夫がアジア人妻からDVを受けたと主張し、離婚を申し立てられた。婚姻費用をもらっていないので生活が苦しい。精神面でも不安定な状態にあり、病院にも通っている。

●苦慮・課題・提言

○言葉・文化の問題

- ・翻訳・通訳の時間が取れない。
- ・法律専門の通訳者が欲しい。また、相談者の悩みを聞くだけでは問題解決にならないため、問題解決につなぐ提案ができる方が望ましい。
- ・インドネシア語、ベトナム語のケースは通訳が常駐していないので、詳細が聞き取れないし、伝えられない。
- ・外国人の被害者が、異文化の違いで考え方や法律についての知識をもつことが難しい。日本語の理解が難しい。
- ・アジア人女性が自分の夫に暴力をふるって訴えられた。しかし、この女性がDVという意識をしていなかった。女性の国では夫婦喧嘩というのは手を出しても普通だという。結局、夫から保護命令の通知が来た。外国人に日本の文化、法律についての知識を知ってもらいたい。

○相談内容・対応について

- ・相談員が法律の専門知識を持っていない。
- ・相談者はDV相談と言ってきたが、緊急に命に関わることはなさそうなので、離婚がスマーズにできるように支援すればよいか判断しかねた。
- ・日本人の加害夫からも別の形で名乗らずに相談があった場合、同じケースだとは分からずDVを受けている側に不利にならないように配慮することが難しかった。
- ・相談員の個人的なLINEに相談が来てしまうので困る。
- ・女性と男性の言い分が違うことがある。
- ・普段、DVに関する相談が少ない自治体では、いざというときの対応や対応課（対応者）をはっきり決めた方が良い。
- ・知識のある女性相談員より言語の通じる外国人相談員を頼る外国人がいて、女性相談員にまでつなげるのが大変。2人の相談員と相談者の計3人のスケジュールあわせも大変。

- ・いくつかの窓口に一緒について行ってほしい、送迎もしてほしいと言う人もいる。
- ・どの市町にも、毎月、日本人も外国人も相談や情報を得られるように多言語でパンフレットなどが置いてあるといい。市役所の窓口や公民館など。
- ・女性と男性の言い分が違う。

○法律・制度

- ・多くの場合、DVを受けている日本人夫の外国人妻は、夫からビザもらえなくなる（日本人の配偶者等のビザを更新できなくなる）ことを恐れているため、耐えている。このようなケースは、子どもがいないアジア人女性に特に多い。もし DV の被害にあってはいることを報告したり、夫と離婚してしまったりすると日本には滞在できなくなってしまう。他に彼女たちが日本で生活し続ける方法はあるのか。
- ・外国人同士夫婦の場合、本国のルールの上になりたっているので、こちら側はどのあたりが問題か分かりにくい。一夫多妻制の国など
- ・外国語を話せても、その国のルール（法律）まで知っているわけではなく、外国人相談員としてのレベルが問われることが多い

○言葉・文化の違い

- ・外国人からの相談は増えているが、通訳者やボランティアが足りていない。外国人に協力してくれる人がもっと増えてほしい。
- ・オーバーな言い方の外国の方が多い中で、どこまで踏み込むか、いつも悩んでいる。

○相談者について

- ・電話で本人もどこからかけているのかわからない。
- ・本人に DV という自覚があまりない。一番の関心事は今後の生活保障。

○子どもについて

- ・日本語が分からぬいため、相談者の子供が学校へ行かない。

○県国際交流協会より苦慮・課題・要望

- ・多言語に対応する専門相談機関がみつけられず、支援先につなげない。
- ・同行支援者がみつからない。
- ・専門機関に、多文化に対応する専門家が少ない。
- ・相談内容は多岐にわたり、複合的な要素があるため、横断的な支援が必要だが、同行するコーディネーターがいないため、時間がかかる上に、解決にいたらないケースが多い。
- ・外国人相談員は、日本語が話せるが、専門家ではないことから、基礎及び専門知識や対応技術などが十分でない中での対応を余儀なくされ、対応に大変苦慮している。
- ・相談機関が限定されるため、相談者との距離が近く、公私混同してしまうケースが多い。
- ・時には、危険に晒されてしまうこともある。

- ・二次被害などにあうこともある。
- ・市町で手におえない難しいケースを抱えることが多く、さらに対応に苦慮する。

【連携が必要な専門家・専門機関】

- ・弁護士か行政書士に離婚の流れ、手続きの確認。他の女性相談窓口を案内した（ただし通訳なし）。
- ・弁護士を紹介した。

以上である。

行政職員、女性相談員が感じている課題や提言と重なっているが、「知識のある女性相談員より言語の通じる外国人相談員を頼る外国人がいて、女性相談員につなげるのが大変」「窓口についてほしいという人がいる」「LINE に直接相談が入る」など、国際交流協会の職員ならではの経験や指摘がある。

日本語でコミュニケーションがとれているように見えて、法制度など専門用語は誤解していたり、細かな経緯や心情は話せなかったりするので、言語対応者と DV 対応者がペアで対応できることが望ましいだろう。

(白井千晶／静岡大学)

静岡県における多言語相談会リスト					平成27年度調べ	
市町村	貴協会名・	言語	日時	お問合せ	相談場所	
西部	浜松市	公益財団法人 浜松国際交流協会	ポルトガル語	火～日 9:00～17:00	電話 053-458-2170 Fax 053-458-2197	浜松市多文化共生センター
			英語	月～金 13:30～16:30		
			中国語	金 13:00～17:00		
			スペイン語	日 13:00～17:00	電話 053-458-2310	
			タガログ語	木 13:00～17:00		
	磐田市	ワークピア磐田 (ハローワーク磐田)	ポルトガル語	月・金 8:30～16:30	電話 0538-36-8383	ワークピア磐田
中部	吉田町	吉田町国際交流協会	ポルトガル語	月～水、金 8:30～17:00	電話 0538-37-4988 Fax 0538-34-2496	磐田市役所 外国人情報窓口
			木 8:30～19:00			
			毎月第3日曜日 8:30～12:00			
			タガログ語	火 13:00～17:00		
	袋井市	袋井市	英語	水 13:00～17:00		
	御前崎市	御前崎市役所市民課	中国語			
東部	掛川市	NPO法人掛川国際 交流センター	ポルトガル語	月～金 8:30～17:15	電話 0538-44-3158 Fax 0538-43-2132	外国人生活情報窓口 (市役所市民課窓口)
			スペイン語			
			英語			
	湖西市	湖西国際交流協会	中国語、英語・マレー	月～金 9:00～10:00、木・土9～12時	0538-43-8070	袋井国際交流協会
	菊川市	菊川市役所本庁舎内	ポルトガル語	月～金 8:15～17:00	電話 0537-85-1117	
	焼津市	焼津市・ 焼津市国際友好協会	ポルトガル語	火～金 10:00～15:30	電話 0537-24-5595	掛川市役所2階テラス
東部	三島市	静岡市国際交流協会 清水支部	英語	月～金 09:00～16:00		
			スペイン語	月 10:00～15:30		
			中国語			
	富士宮市	男女参画・市民協働推進課 多文化・協働	スペイン語・英語	月～金 8:30～17:15	電話 054-202-3411 Fax 054-202-0932	水の森ビル2階
			ポルトガル語	火・金 10:00～16:00		
			中国語			
東部	富士市	富士市国際交流ラウンジ	ポルトガル語	木 10:00～15:00	TEL. 054-273-5931	静岡市国際交流協会
			韓国語・朝鮮語	金 13:00～16:00		
			フィリピン語	火 13:00～17:00		
	御殿場市	伊東国際交流協会・伊東市	中国語	水 13:00～17:00	電話 054-354-2009 Fax 054-352-0334	静岡市役所
			スペイン語・英語	月～金 8:30～17:15		
			ポルトガル語(スペイン)	月・火 8:30～17:15		
東部	沼津市	沼津市	金	8:30～12:00	電話 054-221-1372 Fax 054-221-1518	静岡市役所
			スペイン語	木 9:00～17:00		
			中国語	月～金 9:00～16:00		
	清水町	地域振興課	ポルトガル語	月～金 8:30～17:00	電話 054-626-1178 Fax 054-626-2194	焼津市役所市民生活部 市民協働課
			スペイン語	(12:00～13:00は休憩)		
			英語			
東部	三島市	三島市国際交流協会 ・三島市	ポルトガル語	第2、第4 水 10:00～15:00	TEL 054-643-3318	藤枝市役所
			スペイン語	受け付けは 9:30～14:30 12:00～13:00は休憩		
			中国語			
	富士市	富士市役所・ 市民安全課	英語	月～金 8:30～17:15	電話 055-934-4717 Fax 055-931-2606	市役所 市民協働課
			ポルトガル語	月～金 8:30～17:15		
			スペイン語	月～金 8:30～17:00		
東部	御殿場市	御殿場市	中国語	火 13:00～21:00	電話 0550-82-8400 Fax 0550-82-4333	御殿場市役所くらしの安全課内 外国人の生活相談室
			英語	水 13:00～21:00		
			フィリピン語	木 13:00～21:00		
	裾野市	海外友好協会・裾野市	スペイン語	金 13:00～21:00	電話 055-995-1802 Fax 055-992-1546	市役所1階 市民相談室
			日 10:00～18:00			
			土 10:00～18:00			
	伊東市	伊東国際交流協会・伊東市	ポルトガル語	日 10:00～18:00	電話 0557-32-4666 Fax 0557-32-1173 Fax 0557-37-1813 Fax 0557-36-1104	伊東国際交流協会会議室
			中国語			
			英語			
下田市	公益財団法人下田市 振興公社	英語	不定期 10:00～16:00			
			水(月3回程度) 13:00～15:00 要予約	電話 0558-23-5151 Fax 0558-23-5311	下田市民文化会館 応接室	

富士市配偶者暴力相談支援センター

ヒアリング調査

●富士市配偶者暴力相談支援センターの概要

- ・沿革：平成24年度より富士市は配偶者からの暴力を受けた被害者の相談・保護・自立のための支援などを総合的に進めるため、富士市配偶者暴力相談支援センターを設置。電話・面接にて相談に対応し、相談者の自立に必要な情報提供を行っている。
- ・支援内容
無料電話相談：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9時～17時15分
電話番号 0545-51-1128 ※面接相談も行っている（要予約）
対応言語は日本語のみ。
電話・面接にて相談者の話を聞き、必要に応じて関係機関（法テラス、社会福祉協議会など）を紹介する対応を行っている。

1. 富士市で行っている他の相談事業について

富士市役所には、市民安全課に外国人相談窓口が設置されている。また、富士市男女共同参画センターは「女性のための相談室」が開設されており、女性が抱える悩みや相談に対応している。

2. 富士市での言語対応職員の配置状況について

市民安全課にスペイン語とポルトガル語の言語対応職員（ネイティブスピーカー）が配置されている。対応時間は毎週月曜日から金曜日の9時から12時及び13時から16時まで。

3. 外国人でDVに関連するケースの相談を受けた経験

窓口での直接対応と電話による対応を行っている。26年度の相談は17件。国籍による内訳は、フィリピン（12件）、中国（1件）、韓国（1件）、スペイン（1件）、バングラデシュ（1件）、ブラジル（1件）となっている。

4. 緊急時の場合の連絡先

富士市配偶者暴力相談支援センターは電話での相談を受け付けているが、緊急の場合は警察に直接連絡をするよう相談者に伝えている。緊急保護が必要な場合、一時保護を県に相談、依頼している。

5. DVに関連するケースで通訳を依頼・派遣した経験

富士市配偶者暴力相談支援センターが通訳を依頼したケースはない。通訳を依頼する予算は割り当てられておらず、現状では必要となる案件がないため、通訳依頼しなくても対応できている。

しかしながら、過去に市民安全課でDVに関連する相談を受けた言語対応職員が、富士市配偶者暴力相談支援センターまで相談者に同行し、通訳したことがあり、通訳がいたことで、スムーズな対応ができた。

また、多言語で相談に対応している社会的包摂支援サポートセンターの「よりそいホットライン」を情報提供している。

6. 県内及び県外の民間団体との連携や委託の状況について

現在のところ連携や委託は行っていない。総合的な自立支援を請け負う民間団体があれば知りたい。

7. 相談機関として感じる課題やニーズについて

相談者からビザに関する問い合わせを受けることがあり、外国人に関する法的な知識が不足しているため、研修会を開催してほしい。

(静岡県立大学大学院 太田貫／静岡大学 白井千晶)

6. 国際交流協会への相談

公益財団法人 静岡県国際交流協会

ヒアリング調査

〈団体概要〉

公益財団法人 静岡県国際交流協会

Shizuoka Association for International Relations (以下 SIR)

設立： 1989 年、静岡県国際交流協会（財団法人）として設立、2012 年より公益財団法人。

ホームページ : <http://www.sir.or.jp/>

事業内容：

外国人住民が直面する労働、医療、福祉、教育等にかかる相談機能や日本語支援の強化に取り組み、相互理解を基盤とした多様性に富んだ多文化共生社会の発展のために事業を開展している。また、このような視点に立ち活動する県民、ボランティア、NPO、企業、自治体等との連携や協働の機会を提案し実施している。

相談概要：

SIR では、基本的な相談体制として多言語相談と専門相談を行っている。多言語相談は、ポルトガル語とスペイン語による相談で、原則としてネイティブの相談員により基本的な情報提供や相談先の紹介等に応じている。英語の相談は日本人職員が応対している。SIR の相談窓口から「生活」「医療」「教育」「労働」「法律」の分野に応じて、相談者が在住する市町の相談窓口や専門機関（県弁護士会等）へつないでいる。

〈ヒアリング概要〉

お話：SIR 職員 加山勤子さん

▽交流協会でおこなっている相談事業

以前は静岡県からの委託を受けて相談事業を実施していたが、現在は、当協会の自主事業として実施している。

当協会の相談事業は、直接の電話や訪問における対応はもちろんだが、市町や市町国際交流協会の相談窓口の外国人相談員や通訳者・担当者等と情報交換を行いながら、相談内容の傾向や課題の抽出を行っている。また、課題解決に向けた必要な知識やノウハウを修得するための研修会の開催や、体制づくりのための専門機関との連携方法を模索するなど、外国人相談窓口等関係者間のネットワークづくりに取り組んでいる。

▽外国人相談員の設置状況

相談事業の対応外国語は、ポルトガル語（1名）とスペイン語（1名）である。相談対応者は非常勤で、いずれも火曜日と金曜日の週 2 回、10:00 から 16:00 までの勤務である（2015 年現在）。

▽SIR がDVケースの相談を受けた経験

DVが絡んだケースの相談を受けた経験はある。当協会が相談を受ける際には、緊急での対応を求められることが多い。例えば、シェルター入居時に生活のルールや注意点などを説明するための通訳や、県内の健康福祉センターから、通報対応のために通訳者を派遣してほしいなどの依頼があった。また、緊急対応後に、精神科等への継続診療のための同行支援や、シェルター退去後の生活支援など、様々な相談を受けたことがある。

▽他機関連携

SIRから各区役所の社会福祉課にある女性相談や内容によっては弁護士や行政書士相談を案内するが、通訳者がいなかつたり、通訳者の配置時間等に相談者が合わせることができないため、支援が途切れてしまうことが多い。特に深刻なケースでは、実質的に行政機関へ繋ぐのが難しいことが多く、カトリック教会等へ支援をお願いしている。

▽DVケースの難しさ

外国人は日本語が出来ないことから専門機関へアクセスできない。その結果、深刻なケースに発展してしまうケースが多い。

言葉や文化・習慣の違いなど、外国人特有の対応ができる専門機関やシェルター等がないため、日本人と同様に支援を行ったとしても、外国人相談者に理解してもらえないケースがある。また、支援前の状態に逆戻りしてしまうことも多い。

外国人相談員・通訳者は同じコミュニティに住むため、相互の守秘義務の確保が困難である。相談者・通訳者が危険に晒されるケースもある。

複合的な要素が絡まっていることが多く、複数の専門機関の相談の際、全ての機関への通訳者の同行が必要になるため、対応が困難である。

専門機関には、多文化の知識を持つ専門家・専門機関も少ない。

▽外国人女性特有の環境

外国特有の文化や背景があり、日本人が支援や助言を行っても、理解してもらえないこともあります。また、在留資格や経済的なことから、自立が難しいケースも多く、日本人同様の支援ができないことも多い。

子どもとの関係（話しやすい言語が親子で違う意思疎通ができない等）についても注視する必要がある。

外国人夫婦の場合、派遣労働者等で労働環境が不安定なことが多く、そのしわ寄せが弱い女性や子供へと向かうことも多い。

▽外国人アドバイザーからの助言

外国人からの相談対応は、日本の制度や法律はもちろん、相談者の国の制度や知識、また、文化・習慣の違いを把握しなければならない。解決するためには、通訳者や多文化の背景を理解してくれる専門家の協力が欠かせない。

相談内容は複雑かつ深刻なことが多く、解決までなかなか進まず、相談員として、いつも気にかかっている。

外国人の相談内容は、多文化共生の事業を考える指針となると思います。外国人労働者

の支援は、今後ますます必要になってくると思う。外国人住民が、静岡県のどこの市町でも等しく必要な住民サービスが受けることができるよう、関係者の皆様の協力をお願いしたい。

▽SIRが必要だと感じていること

SIRで相談を受け付け、その後、専門機関へケースを回したいが、専門機関では通訳者がいない。予算、人材、連携が不足している。

外国人相談員も、深刻なDVのケースには対応しきれない。外国人相談員の領域は不明瞭で、相談員が対応するためには、日本の制度や深刻なDVのケースの対応技術の知識等を必要とするが、研修をする機会や時間も少ないので現状。相談体制は脆弱で、人材の継続・安定した確保がむずかしい。経験を積んだ相談員自身も心労がたまり、ストレスが大きくなっている。受けた相談にどこまで対応すべきか、という問題もある。関係・専門機関と話し合う場を定期的に持ち、それぞれの役割や領域などの確認を行い、連携が進んだら良いと思う。

静岡県内には外国人の自助組織が少ない。行政からの情報を各国籍の外国人住民へ橋渡ししてくれるような中間団体があると良いと思う。団体の運営や、補助金申請・会計管理等が負担になるため、自助組織が続かないと推測している。事務関係の仕事をサポートする日本人スタッフがいる外国人の組織があり、そこへ持ち込まれる相談を行政が引き継げるようになれば良い。

(静岡県立大学 高畠幸)

公益財団法人 浜松国際交流協会

ヒアリング調査

〈団体概要〉

公益財団法人 浜松国際交流協会

Hamamatsu Foundation for International Communication and Exchange (以下 HICE (ハイス))

設立： 1982 年、浜松国際交流協会（任意団体）として設立

ホームページ：<http://www.hi-hice.jp/index.php>

事業内容：

浜松市における市民レベルでの国際交流及び多文化共生の推進母体として情報提供、相談業務、文化紹介などの各種講座研修やイベントなど、国際交流の推進と地域の共生社会づくりを目指し、様々な機関とも協力して活動している。HICE は浜松市多文化共生センターと、浜松市外国人学習支援センター（通称 U-toc）2 つのセンターを浜松市から受託して運営している。

相談概要：

HICE では、基本的な相談体制として多言語相談と専門相談を行っている。多言語相談は、ポルトガル語、英語、スペイン語、タガログ語、中国語による相談で、原則としてネイティブの相談員により基本的な情報提供や相談先の紹介等に応じている。専門相談は入管協会との連携で行っている週1回の入国関連相談、月一回の法律相談、行政書士相談、年に一回の税務相談、そしてメンタルヘルス相談を行っている。メンタルヘルス相談は浜松市精神保健福祉センターとの連携で、ブラジル人の心理学専門家を2名配置し、個別相談や精神科等医療機関への同行通訳を行っている。

〈ヒアリング概要〉

お話：HICE 職員 松岡真理恵さん、フィリピン人相談員 高井マリッサさん¹

▽交流協会でおこなっている相談事業

多言語相談事業は浜松市から委託を受けて、浜松市多文化共生センターとして実施している。

そのほかに、「ワンストップ相談コーナー」として、入管協会との連携で入国相談、浜松市精神保健福祉センターとの連携でメンタルヘルス相談を行っている。始めた当初は、ハローワークとの連携による仕事に関する相談、労働局との連携による労働相談もあったが、現在は行っていない。また、ブラジル教育事情相談などが一時期行われていた時期もあった。

ワンストップ相談

仕事を探す	※終了事業。ハローワーク浜松と連携して実施していた
入国・在留手続きなど	入国管理局と連携 (水) 9:00-17:00
労働条件	※終了事業。労働基準監督署と連携して実施していた
メンタルヘルス相談	浜松市精神保健福祉センターと。ポルトガル語対応でカウンセリング相談。(火) ~ (土) 9:00-17:30 (後述)
ブラジル教育事情	※終了事業。ブラジル・マットグロッソ連邦大学、東海大学と連携して実施していた

¹ 浜名小学校 (<http://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/hamana-e/>) でも学習支援をしている。

▽外国人相談員の設置状況

相談事業の対応外国語は、ポルトガル語（2名）、英語（2名）、スペイン語（1名）、タガログ語（1名）、中国語（1名）である。相談対応者は、常勤である。しかし、1年更新の契約職員であり、安定性が課題でもある。

表1 多文化共生センターの多言語相談のタイムテーブル

ポルトガル語	火～日	09:00-17:00
英語	月～金	13:30-16:30
スペイン語	日	13:00-17:00
タガログ語	木	13:00-17:00
中国語	金	13:00-17:00

* 2015年度時点

▽保健センターとの連携によるメンタルヘルス相談

上記メンタルヘルス相談は、浜松市精神保健福祉センターからの委託事業である。HICEにブラジル人の心理学専門家2名が常駐していることが特徴である。

▽HICEがDVケースの相談を受けた経験

DVが絡んだケースの相談を受けた経験はある。日本人夫による配偶者暴力であった。最初、電話で相談があり、外出も監視されている状態なので、区役所に行くことを勧めた。区役所からその後、一時保護されたことを知った。転居・就業したためその後の支援はおこなっていない。

▽他機関連携

HICEから各区役所の社会福祉課にある女性相談を案内することがほとんどである。

女性相談からHICEへの流れはほとんどない。通訳の依頼があれば対応可能だが（規定料金の設定もあり）、これまで依頼はない²。浜松市のDVネットワークにも入っていない。

DVケースで県内・県内の民間団体との連携や委託についてはしたことはない³。

▽DVケースの難しさ

過去に、その相談者の言語の対応スタッフが、コミュニティに話したささいな話がきっかけで、DVの情報がコミュニティ中に浸透してしまい、結果として相談者に被害を与えてしまったことがある。

同時に、HICEの職員がリスクを負ったり、ストレスを抱えることもある。HICEの職員には個人の連絡先を教えないようにし、相談者からの緊急相談には警察へ連絡をしてもらうよう指導している。しかしながら、相談者が相談員の知人の知人といったケースもあるため、個人的に相談者からの連絡が届いてしまい徹底は難しい。

² DV以外では行政からの通訳派遣依頼はある。

³ DV以外では県内の連携はある。また愛知県にある豊橋市国際交流協会とは距離的に近いこともあり、連絡はよく取り合っている。

ともに、スタッフとコミュニティ（加害者も被害者もいる）が近しいことによる難しさである。

▽外国人女性特有の環境

以前は、夜間の飲食接客業のフィリピン人女性からの相談が多かったが、最近5年ぐらいは日系フィリピン人からの相談が増えている。

夜間の飲食接客業の外国人女性の場合、パートナーが反社会的勢力や構成員、正業に就いていない人だったりする。その場合は、身体的暴力が多い実感である。一方、近年の日系フィリピン人からの相談の場合、パートナーは正規就労が多いが、身体的暴力よりも、「おまえは、俺のいない間、どこに行っていたんだ！」などの言葉の暴力や支配的な行動が多いように思われる。女性が夜の仕事で、パートナーが昼間の勤務だと、生活のすれ違いから家庭問題に発展することもあるようだ。

▽外国人アドバイザーからの助言

相談中はつねに笑顔で対応する。相談には真剣に乗るけれども、笑顔は忘れない。HICE の出入口付近に入りづらそうにしている外国人には、笑顔で手を振って中へ招き入れるようにしている。

DVは結婚してから2,3年に一番多い。それは配偶者とのコミュニケーションがうまく行かない時期でもあるから。いつも笑顔で感謝の言葉を夫や、お姑さん、ご近所や、子供の友達の保護者の方にかけるようにする。嫁姑の確執については、高額でなくてもよいので、お姑さんの誕生日などに、ちょっとした贈り物と感謝の気持ちを伝えるようアドバイスをしている。ストレスが溜まった時は、友達とスポーツや、カラオケ、外食、ほどほどの飲酒でストレスを発散させる（ストレスを溜め込んで、爆弾になってはいけない）。夫が定年退職などをして家にいる事が多くなった場合は、距離を適度に離して、良い関係を保ちつづけること。そのような秘訣や助言を話している。

▽HICE が必要だと感じていること

外国人女性のDV当事者間同士や関係から構成される、自助グループ、ピアネットワークがあると良い。

また、HICE の現在の体制は、多文化共生センターと、外国人学習支援センターに分かれているのだが、外国の方が、日本語などを定期的に学びに来るという、日常の延長線上に相談窓口がある方が望ましい。初期の段階で相談が出来れば迅速に解決できたはずの問題が、末期になって当事者間だけではどうしようもなくなつて相談に来るケースもあるからである。

（静岡県立大学大学院 出野由利香／静岡大学 白井千晶）

富士市国際交流ラウンジ

ヒアリング調査

▽富士市国際交流ラウンジ（Fuji International Lounge for Sharing : FILS フィス）の概要
富士市交流ラウンジは、国際交流協会のように独立した団体ではなく、市民安全課 国際
交流室の中の一つの窓口として富士市が設置している国際交流を目的にした窓口である。
市役所の中でなく、交流プラザの中にある。

▽沿革：富士市国際交流ラウンジ（FILS）は、外国人市民の増加に対応するため平成
14年に設立された。「外国人市民の支援の拠点」「ボランティアとの協働の拠点」「多文化共
生の推進の拠点」の3つの柱を理念とし、1. 各種相談対応事業 2. 外国人児
童生徒支援事業 3. 日本語学習支援事業 4. 国際(化)理解の推進事業 5. 多
言語による情報発信事業 6. 多文化共生の推進事業など、日本人市民と外国人
市民が共存できる多文化共生社会の実現を目指す活動を行っている。

▽支援内容：公的文書の翻訳・通訳、外国人市民の生活相談、日本語教室

対応言語は、中国語、英語、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語
※電話相談も行っている。

▽所在地：静岡県富士市富士町 20-1（富士市交流プラザ内）

電話番号 0545-64-6400 FAX 番号 0545-64-6404

▽スタッフ：富士市多文化・男女共同参画課所属常勤スタッフ 2名、言語スタッフ 14名

▽相談事業の内容と実績

FILS では、外国人市民の生活相談を行っている。2014 年度は 776 件の相談があり、「公
的文書・通知の通訳」が 285 件(36%)と最も多かった。

DV に関する相談は「生活上の悩み相談」に含まれる。富士市役所の DV 相談は福祉総
務課保護担当と 2014 年から新しく開設された配偶者暴力相談支援センターが行っている。
そのため、FILS への DV 関連の相談は減少傾向にある。

表 1 相談内容の内訳(2014 年度)

相 談 内 容	計	%
生活案内問い合わせ	99	12.76
公的文書・通知の翻訳	132	17.01
公的文書・通知の通訳	285	36.73
生活上の悩み相談	72	9.28
進学・就職相談	2	0.26
日本語学習希望	143	18.43
講師紹介・派遣依頼	4	0.52
ボランティア登録	39	5.03
その他	0	0.00
合 計	766	100.00

（「2014・2015 年度富士市国際交流ラウンジ活動報告」より一部加筆・抜粋）

▽言語対応職員の配置状況

表2はFILSで対応している外国語相談の曜日別対応言語と開館時間である。曜日ごとに言語対応職員は2名配置されており、4時間で交代する体制をとっている。

言語対応職員は、外国出身で日本語が堪能な人々だけでなく、外国語ができる日本人もいる。それらの人々のなかには海外に在住した経験がある方もいて、海外での「マイノリティとして過ごした経験」が外国人相談に活かされている。

また、市民安全課にも外国人相談窓口としてポルトガル語とスペイン語の言語対応職員が配置されているが、FILSの言語対応職員とは特段の連携はない。

表2 FILSの曜日別対応言語

曜日：対応言語（スタッフ人数）	開館時間
火曜日：中国語（2人）	13:00～21:00
水曜日：英語（2人）	
木曜日：フィリピン語（2人）	
金曜日：スペイン語（2人）	
土曜日：ポルトガル語（2人）	10:00～18:00
日曜日：ポルトガル語（1人）	
スペイン語（1人）	

（「FILSパンフレット」をもとに作成）

▽外国人からのDVに関連する相談

DVに関連する相談は、平成25年から平成27年までに10件あった。例えば、「夫から少しの生活費しかもらえない」「夫にビザの身元保証人にならないと言われる」「子どもを出産後、夫から「離婚しろ」「出て行け」などの言葉の暴力を受けた」「夫と親権者の話し合いもせずに、離婚させられた。子の親権を取るためにどうしたら良いか」といった相談があった。フィリピン人女性からの相談が特に多い。

▽DV相談における通訳派遣

FILSでは通訳の派遣事業を行っていない。相談者が通訳を介した相談を利用したい場合は、基本的にFILSの開館時間内に来所する必要がある。

▽緊急時対応

FILSには緊急時の連絡先はない。DVに関連する相談で緊急の場合は、警察に直接連絡するように勧めている。

▽県内および県外（広域）の民間団体との連携や委託の状況

県内および県外の民間団体との連携や委託はない。以前、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」（相談業務はNPOが受託）と、外国人女性のエンパワーメントを支援している市民団体「カラカサン移住女性のためのエンパワメントセンター」（川崎市）から、DV被害を受けているとみられる富士市在住の外国人女性に対応してほしいとの連絡があった。「カラカサン」から紹介されたケースは、相談者がFILSに来所しなかったため対応できな

かつた。

▽相談機関として感じる課題やニーズ

外国人相談に対応する相談員のメンタル研修会を富士市でも開催したい。外国人からの相談には深刻な問題が多く、対応する職員の精神的な負担も大きい。富士市役所に相談員を対象とした研修会を開くように要請しているが、まだ実現していない。

在住期間が長く安定して生活している外国人も、子どもの教育や就職、家族の健康、退職後の生活、介護、年金など、その生活の変化によって問題が多様化してくる。地域で孤立しがちな外国人にその生活の変化に伴う情報を支援できるような恒常的な体制を整えたい。同じ国の出身者からなる外国人ネットワークは相互扶助の機能を果たすことがあるが、プライバシーが守られにくいという側面もある。情報が管理されている公的な窓口が身近にあると、外国人にとっても相談しやすい。例えば民生委員のように地域レベルで外国人の相談に対応し、生活者としての外国人を包摂できる体制が整備されると良いのではないか。

(静岡県立大学大学院 太田貫／静岡大学 白井千晶)

7. その他の民間機関への相談

行政窓口、国際交流協会以外のフォーマルな団体・機関に相談が入ることもあるだろう。コミュニティと呼ばれる外国人の緊密なネットワークは、集住都市における近住などのほか、外国人の雇用先、教会、日本語教室、レストランや食料品店などのハブ（結節点）によって形成される。特に教会では、信仰をもつ人や同郷者の相談を受けたり、DV被害者の緊急一時保護に関わることがある。時には就職先や住居の紹介をすることもある。女性の福祉に関わる団体の中には、宗教法人（キリスト教）を母体とするものもある。

ここでは、DV被害者支援の団体ではないが、外国人の生活相談を多く受けている県内の民間団体として、「カサデアミーゴス」へのヒアリングを報告する。

カサデアミーゴス

ヒアリング調査

カサデアミーゴス概要

▽沿革：カサデアミーゴス（「友達の家」という意味）は静岡県東部の任意団体で、1989年のフィリピン人の孤独死（衰弱・餓死）をきっかけに、1990年に三島カトリック教会に事務所を置く形で創設された（現在は教会外）。法人、個人の会員から成り、生活や就業の悩み、在留期限超過など様々な生活相談・支援、労働相談、学習支援、生活困窮者への支援などをおこなっている。

▽支援内容：外国人の生活相談（随時）、外国につながる子どもたちへの学習支援、食糧支援

▽所在地：代表 高原静子（自宅）三島市初音台 4-7 電話：055-972-1793 携帯：090-4083-3281

▽外国人の出席や教会内コミュニティの現状

三島カトリック教会では、日本語でのミサのほかに外国語のミサが行われている1。外国人は母国語・公用語でミサが行われる週のミサに参加している。およその参加人数は言語別に、フィリピンを含む英語圏100人以上、ポルトガル語80人、スペイン語圏50人以上となっている。外国語のミサは県内のほかの教会から外国語ができる、あるいは外国人の神父が来て取り行なっている。県内では三島以外に、富士や静岡、浜松の教会にも外国人の信者が多くいる。

英語（第1日曜）、ポルトガル語（第2日曜）、スペイン語（第4日曜）。日本語は毎週日曜日。

なお、カサデアミーゴスは三島カトリック教会とは別の独立した団体であり、教会の信者以外の方もボランティアとして参加している。

▽カサデアミーゴスで行っている支援事業

カサデアミーゴスは以下の支援事業を行っている。

(1)生活相談

労働問題や社会福祉に関する相談が多い。カサデアミーゴスの設立に三島市と沼津市の市議や弁護士、市民・人権運動の市民団体が設立に関わっている。基本的には外国につながる人々によりそう方針で、相談を受けている。

(2)学習支援

毎週土曜日と長期休暇に外国につながる子どもたち（小学～中学が中心）に学習支援を行っている。カサデアミーゴスのメンバーのほかに、退職した教員もボランティアで参加している。

(3)食糧支援

「セカンドハーベストジャパン」や「セカンドハーベスト名古屋」、協力者から受けた支援物資を、生活に困っている外国につながる人々や日本人にも支給している。

他にも講師を招き、改正入管法や日本の社会福祉制度について、自主的な勉強会を開催している。

▽DVが絡んだケースに関わった経験

三島カトリック教会には外国人信者の国籍（言語）別グループがあり、各グループのリーダーから、DVが絡む問題を抱える相談者を紹介されることがある。以前はフィリピン人からの相談が多かったが、最近ではペルーやブラジル人からの相談も増えている。

相談を受けたときの対応としては、行政書士や弁護士を紹介するほか、カサデアミーゴスには市役所の福祉課に勤める会員がいるため、シェルターやDV被害に関して相談できる機関や団体を紹介している。

▽緊急時の対応

カサデアミーゴスには常設の事務所とその連絡先はなく、高原代表の携帯電話を、緊急時を含め連絡先としている。緊急連絡先：090-4083-3281（高原氏携帯）

▽一時的保護

以前は教会内に空き部屋があったため、一時保護の受け入れを行っていた。2015年に教会を改築したため、現在は一時保護できる部屋がないが、再び一時保護の受け入れができるよう調整している。

また、2000年前後に、日本人男性に監禁されていたペルーアン女性を救出、保護したケースもある。女性は母国ペルーで、暴力団風の日本人男性と出会い、「日本にいい仕事がある」と騙されエンターテイナーとして来日した。その後、三島にある男性の自宅らしきアパートに連れ込まれ、パスポートなどの所持品を取り上げられた状態で軟禁された。ペルーアン女性はカサデアミーゴスの連絡先が書かれていたカードを手に入れ、電話で事情を説明し救出を要請した。依頼を受けて、カサデアミーゴスの男性メンバー5名で、男性が外出している深夜に軟禁されているアパートから女性を救出した。救出後、暴力団風の男性と接触することはなかった。救出された女性は、三島カトリック教会とつながりがある教会のシェルターで一時的に保護され、ビザが再発行されるまで数ヶ月過ごした。

▽県内および県外（広域）の教会、行政、民間団体との連携

県内では、アミーゴス（三島沼津）、アジアを考える静岡フォーラム・FAS（静岡市）、志太榛原外国人の人権を考える会（焼津市）、ヘルス（浜松市、現在は浜松連帯ユニオンが活動を継承）の外国人支援四団体が持ち回りで交流会を開催し、情報交換や活動協力などの連携をしている。また、多文化共生リソースセンター東海、東京よりそいホットラインなどとも活動協力をしている。

▽団体として感じる課題やニーズ、社会に求めること

会の活動、運営についての課題は、活動資金とスタッフ体制の安定的確保、会員、協力者の拡大などが課題である。社会に対しては、日本人であれ、外国人であれ、それぞれの文化とアイデンティティが尊重され、人として協働、共生の社会実現を共にしていくことの意識の啓発や、活動、制度形成が推進されていくことを求めたい。

また、市役所と外国人への支援活動の連携をしたい。三島市役所とのつながりを持ちたいと思っているが、市役所にはなかなか対応してもらえていない。三島市や隣接する沼津市には国際交流協会があるが、外国人市民の生活支援は行っていない三島市役所の国際交流課にはスペイン語・ポルトガル語の嘱託職員が配置されているが、相談者ではなく職員の依頼がないと動けないため、外国人が市役所に配置されている言語対応職員を利用しやすいように、市役所には柔軟な対応をしてほしい。

コラム

教会による支援

教会をハブ（結節点）にした支援のネットワークは一般にあまり知られていないかもしれない。相談や情報交換から、困った時の相互扶助、時には緊急時に身を寄せることがある。DVに関しても、就職の世話や居住先の紹介など自立支援をおこなうことも少なくない。本研究が開催した関係機関会議（通称コア会議）においてもカトリック教会の外国人シスターの参加があった。

静岡県内の外国人当事者団体

管見では、浜松市にフィリピン人の団体「フィリピノナガイサ」（「フィリピン人共同体」という意味）、静岡市に同じくフィリピン人の団体「ナカマ」（日本語の「仲間」から）がある。

愛知県の外国人当事者団体「フィリピン人移住者センター（FMC）」は外部に開かれた相談業務をおこなっており、DVについても「かけこみ女性センターあいち」との連携により電話相談、面接相談を受けている。

静岡県内の外国人当事者団体は、現在のところ、外部に開かれた相談業務はおこなっておらず、ネットワークづくり、情報交換が目的であるが、友人同士でDVを含む家庭問題、生活問題を相談することはあるだろう。当事者団体とのつながりは今後重要な役割を担うのではないか。

静岡県内の外国人支援団体・外国人の相談に積極的に応じている団体には、

カサデアミーゴスのほか、

- ・F A S（アジアを考える静岡フォーラム：Forum on Asia in Shizuoka）：
1988年設立。人権相談、「外国人のための無料医療相談会と検診会」の実施
- ・中部・志太榛原地区の外国人の人権を考える会：生活・労働相談
- ・遠州労働者連帯ユニオン：外国人を含む労働相談

などがある。DVを専門にした支援団体ではないが、家庭相談、生活相談が寄せられる事もあるだろう。DVを専門にした支援団体ではないがゆえに、対応を誤る（例えば危険を回避できない等）可能性もある。DVに関する研修や会議に参加してもらうなど、より連携を深めることが望ましい。一方で、DV被害に遭っている外国人が相談しやすいのも、すでに関係が築けているネットワークだろう。従って、こうした団体とともに、DVに関する情報提供、相談対応、DVを予防する環境づくりをおこなっていくことが今後求められるのではないか。

（静岡県立大学大学院 太田貴／静岡大学 白井千晶）

8. 広域団体への相談：多言語相談支援の例

県外にある民間団体で電話等で多言語相談体制をもっている団体、また県外にある民間団体で地域を限定せず広域的に相談・支援をおこなっている団体のうち5箇所にヒアリングをおこなった。団体がおこなっている相談・支援事業のほか、静岡県からの相談を受けたことがあるか、広域的な団体と連携しながら相談・支援をおこなうにはどのようにすればよいかたずねた。本章ではその概要を報告する。

女性の家 HELP

ヒアリング調査

〈団体概要〉

▽沿革：人身売買などの被害を受けた外国人女性および日本人女性を受け入れる民間初の緊急避難センターとして、日本キリスト教婦人矯風会創立100周年にあたる1986年に設立された。女性とその子供を、国籍や在留資格の有無を問わず受け入れる。

▽支援内容

無料電話相談：月～土曜 10:00～17:00、電話番号 03-3368-8855

対応言語は日本語、英語、タガログ語（週3日）

緊急一時保護：原則的に福祉事務所の紹介により、2週間の滞在。

1泊3食付き大人 3500円、子供 2500円

▽事務局：東京都新宿区百人町 2-23-5

▽運営母体：日本キリスト教婦人矯風会

▽スタッフ構成：日中担当6名（うち常勤2名）、宿直担当5名

調理員4名、ボランティア5～6名

※いずれも30～60歳代女性で構成

インターン2名（教会派遣、コンゴ共和国、韓国から各1名）

〈ディレクター・上田博子さん〉

▽地方からの電話相談

2014年度の電話相談件数は外国籍474件。相談内容トップはDV（104件）、次いで一時保護依頼（94件）常連（68件）ホームレス（50件）と続く。相談者の国籍上位は、フィリピン91件、タイ35件、中国15件。

相談者の在住県別の統計は取っていないものの、国内外にわたる。理由としては、警察庁発行のパンフレットにHELPの電話番号が掲載されていることが挙げられる。海外の飛行場などでも配布されているようだ。地方の相談者の場合、母語で相談できる人が身近にいないことが挙げられる。HELPでも対応言語の担当者がいない場合は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターの電話相談窓口「よりそいホットライン」を案内することもある。

電話相談の内容別2位の「一時保護」は、HELPと委託契約を結んでいる自治体からの

電話が中心だ。個人から一時保護依頼の電話を受けた場合は、在住地もしくは現在いる場所の福祉事務所もしくは警察を訪ねるよう案内している。

今年度、委託契約を結んでいるのは、東京都内 2 区と静岡、山梨、長野、埼玉、群馬の 5 県。関東入国管理局の管内地域であり、入管に出向いての手続きを考えると都内のシェルターが望ましいという理由が挙げられる。

▽地方の支援ケース

近年、電話相談やシェルター入所者の中で顕著に増えているのは、中東やアフリカの国籍の女性。入所理由のほとんどが配偶者からの DV だ。

2014 年にあった支援の一例を挙げる。中部地方に住むアフリカ国籍の 20 代女性は、母国にある日本企業に派遣されていた日本人男性と結婚した。来日後に夫が暴力を繰り返すようになったため、かねてから知り合いだった日本人の友人の元に身を寄せた。子供はない。友人の住む自治体から福祉事務所経由で HELP に一時保護依頼が寄せられた。離婚手続きなどに時間を要し、生活保護を受けながら 1 年程で帰国した。

このケースのように、家族の他に頼ることができる人や場があれば、DV の気づきにつながりやすい。日本人女性の場合は周囲とのつながりがなくとも、インターネットで HELP を知って電話をかけるケースも見受けられるが、外国女性は情報提供手段が限られる。カトリック教会や地域の外国人コミュニティーに属している場合は支援者を得やすいが、これらに属さず孤立する人たちをどのように掘り起こすかが課題だ。

さらにシェルター退所後の自立支援でも、地域や社会とのつながりが鍵を握る。外国女性の定住化が進み、母国に戻っても生活基盤がなかったり、宗教上の理由（例えばイスラム教圏の女性で、自分から離婚を切り出したために帰りにくい）、日本国籍の子供がいるなどの理由から、日本での定住を希望する女性は増えている。HELP でも、シェルター退所後のケアを重視しているが、主に行事への参加案内や「困った時には電話をして」といった呼びかけによるもので、特に都内以外での生活再建の様子を知ることは困難だ。

2014 年度に HELP のシェルターを利用した外国籍女性は 12 人。在住地の内訳は東京都内が 10 人、埼玉県 1 人、愛知県 1 人だった。入所の理由は DV が半数を占める。退所後の生活地として、知り合いを頼って従来の在住地を選ぶケースもある。

逆に、従来の在住地を離れることのメリットもある。甲信越地域在住のフィリピン女性は、内縁の日本人夫からの激しい暴力を受け、中学生の娘とともに HELP のシェルターに入居した。入居前までは、「家族のもとには戻りたくない」という娘に対して女性は「絶対に離さない」「男性の元に戻りたい」という強固な主張があったが、入居後の話し合いで母子分離の道を選んだ。担当した福祉事務所の職員とは、在住地から離れた土地に身を置くことで、母娘で冷静な話し合いができたと話している。

▽地方のケースと関わる際の難しさと提言

自治体によって行政の対応や意識に温度差がある。DV 防止法成立から 10 年余りで、ノウハウが蓄積されていない自治体もある。外国女性への情報提供手段や周知も難しく、被害を受けてもまずは行政を頼ろうとするケースは少ないのでないか。

そこで、DV に限らず生活全般を対象にした外国語対応のワンストップ相談窓口で、外

国女性の悩みをすくい上げるのも一手だ。相談内容や求められるスキルなど多岐にわたるために人材や資金面から対応は難しいかもしれないが、本人もDVと気づいていないという潜在的な被害者を掘り起こすことができる。

地方の相談窓口からHELPに、支援に対する知識やアドバイスを求める電話もある。例えば、ビザの種類や制度については、研修を数回受けければ専門知識を得られるので、支援に必要な知識を得て対応マニュアルを作成するなど、支援者内で共有してほしい。外国籍女性への対応は言語の壁以外にも日本人にはない特殊性があるので、専門知識を持ち、地域内連携をスムーズにする人材の配置が理想だ。

〈HELP元ディレクター・大津恵子さん〉

京都や千葉などで外国女性のDV被害者支援に関わる。日本キリスト教婦人矯風会「女性の家HELP」ディレクター、内閣府の「女性に対する暴力に関する専門調査会議委員」を歴任。現在はNPO法人全国女性シェルターネット理事。

▽地方からの相談ケース

九州在住のフィリピン女性からHELPに、DVに関する相談の電話がかかってきたことがある。「なぜHELPを知っているのか」と尋ねたところ、フィリピンに住む母親から「日本で困ったことがあつたらここに電話しなさい。安心できるから」とHELPの電話番号を渡されたからだという。遠方のため面会や直接の支援ができないと判断し、現地の警察を通じて支援団体に連絡を取ってフィリピン女性と支援者の待ち合わせ日時や場所を取り次いだ。後日、支援団体から無事に保護したとの連絡を受けた。

遠方から電話相談を受けた場合、被害女性の住む地域の支援団体につなぐ手段がベストだ。電話相談では被害女性の表情や状況把握に限界がある。やりとりの途中で連絡が途絶えてしまったり、地元支援者と会う約束を取り付けたのに被害者が約束の場に来なかつたりして、電話では心もないと感じることもある。直接顔を見て話せる状況が好ましい。被害女性や悩みを抱えている人がじっくりと相談、交流できる恒常的な場が近くにあれば、継続的な支援が可能だと感じている。

また、被害女性の地元の行政や警察に保護依頼や相談を引き継ぐための電話をした時、HELPという団体が何者であるかを一から説明しなければならない。説明しても信頼されず、自分が当時務めていた内閣府の委員であることを伝えたこともあった。また、「東京で相談を受けているのなら東京で支援して」と言われるなど、地域外の団体が地域の支援に関わろうとすると、スムーズに運ばないケースも経験した。

▽地方特有の事情

地方在住だからこそ検討しなければならない課題もある。一つは、安全確保のために被害女性が地方を離れること。地域内では被害女性に関する情報が周囲に知られやすく、さらに夫や知り合いと鉢合わせしたり、夫がシェルターの場所を突き止めたりする恐れもある。この場合は自治体を超えた広域的な支援が必要になる。

在籍していた千葉の団体で支援した例を挙げると、被害女性に新しい仕事が見つかることで中学生や高校生の子供が転校を余儀なくされ、新しい環境になじめずに不登校や退学になってしまった。この時は転校先の学校に同行したり、教師たちと相談するなどの支

援も行った。

HELPでは、外国女性の一時保護について複数の自治体と委託契約を結んでいる。都内の自治体が多いが、地元に支援団体がない地方自治体とも契約していたように記憶している。この場合は、被害女性には **HELP** のシェルターに身を寄せてもらい、新しい暮らしを始めるにあたって別の自治体につなぐ。親戚や友人がいない場所であり、さらに地域の要となる人がいることが場所選定のポイントとなる。

▽地域差に課題

DV 防止法施行後、支援者団体が地方にも増えてきた。一方で、自治体によって **DV** や外国女性被害者支援への理解度や熱心さに差がある。さらには、対応者によっても差が出るとも感じている。行政担当者の場合は定期的な異動があるため、継続的なつながりを保ちにくい。対応者によって、支援の質が異なることは課題だ。また、離婚や親権に関する法制度を扱うことも多く、地方でこのような事情に詳しい弁護士を探すのに苦労する。

▽地方の民間団体について

被害女性から相談を受けた際、シェルターネットでは全国 60 以上の加盟団体の中から地元支援団体を探す。緊急の場合でも引き受けてくれて、一時保護後の生活再建までを包括的にケアすることのできる民間団体につなぐことができると安心する。

DV 被害を受けた外国籍女性の特徴の一つは、一時保護をした後も夫や家族の元に止むを得ず戻ってしまうこと。理由の一つは経済的問題。外国女性にとって母国の親兄弟に仕送りをするという使命感や義務感が強く、夫の収入や仕事など収入源の確保は非常に大事。夫との離婚に時間を要するほど、その間は生活保護を受けることができず、経済的に苦ししくなって帰宅を選ぶ。

また、「離婚しないと生活保護を受けられない」という日本の制度を理解することができず、「好きだから離婚したくない」など感情的な理由から帰宅する女性たちもいる。こうした相談に対して時間をかけて説明、説得したり、手続きなどに同行したりする支援は、行政には難しい。個々のケースに応じることができる民間団体の役割だ。地方にある小さな団体でも、他地域の団体と交流して積極的な情報交換を求める団体は安定した活動をしている。

NPO 法人女性の家サーラー

ヒアリング調査

〈団体概要〉

▽沿革：人身売買被害のタイ人女性保護をきっかけに、1992年設立。2003年にNPO法人化。利用者の国籍を問わない多言語対応の緊急一時避難所運営のほか、DVを中心とした家族間の暴力、生活困窮、人身売買、子どもの教育・福祉を含むひとり親自立のための電話や面接相談を受ける。ケースワーカーが外国語と日本語で対応し、必要に応じて医療や法律、福祉機関の専門家紹介、行政への同行支援を行う。神奈川県や横浜市との協働事業を行ってきた。

▽支援内容

電話相談：電話相談は月曜～金曜の 10:00～17:00

タガログ語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語

2014年度相談件数：994 件（うち日本語 364 件、外国語 630 件）

緊急一時避難所の運営：2014年度利用者数 40 人（大人 16+ 同伴児 24）

うち外国籍 33 人、DV 被害 26 人（大人 10 + 同伴児 16）

DV 被害者の自立支援：母国語、あるいは媒介語による言語支援、同伴児保育支援、関係機関への同行支援（通訳を含む）、調理実習や日本語学習などの就労支援

退所後の自立電話相談や同行支援（通訳を含む）

情報提供および学習支援：市町村職員の研修、外国籍 DV 被害女性の相談員用
多言語対応マニュアルや相談シートの作成
サーラー通信発行、セミナー開催

▽事務局：神奈川県横浜市

▽運営母体：特定非営利活動法人

▽資金：会員（個人、団体）からの会費、寄付金、補助金

▽スタッフ構成：11 人（ボランティア除く）

〈理事・新倉久乃さん〉

▽静岡県内からの DV 相談件数 5 件（2014 年度）

（神奈川県外の相談は、全相談数のおよそ 15%）

▽ケースの概要（対応や帰結、その後の支援など）

ヨーロッパと中米のケースで継続して相談があった。

1 件目は支援者からの相談。DV 被害者の静岡県外への転居と自立支援のための情報収集。助言として安全性から神奈川県内だけでなく、東京都での支援情報を提供した。

2 件目は被害者知人から DV 相談の問い合わせ。本人から直接相談するよう助言した。いずれも本人以外からの一報。本人からの連絡が圧倒的に多いが、DV 被害の自覚がない場合や言語的なハンデもあり、支援者や知人からが本人に変わって連絡するケースもある。

3 件目は本人から DV と児童虐待が主訴の相談。役所の提供する通訳は希望せず、電話通訳を希望。自治体窓口に行くよう助言し、電話による通訳や事情説明を支援した。4 件目は 3 件目の被害者が一時保護されたあと、支援者から転居に関して情報収集のための相

談。神奈川県内の支援情報を提供した。

▽広域的な団体が地方のケースとかかわるとき、できることと難しいこと

できること

1. どこに在住していても電話や FAX を通じて相談者の状況についてアセスメントすること。
2. 相談者に自治体窓口に行く力があり、電話相談への信頼関係が築ければ、本人了承の上、アセスメントで得た情報を自治体窓口に提供して最初の支援につなげること。
3. 相談者との信頼関係ができれば、相談者の必要な各段階において相談を受けてアドバイスすること。
4. 相談者に同行支援の必要性がある場合、外国籍支援を行う民間団体を探して、本人の了解をとって相談者とケースの概要を紹介すること。(そのような紹介ができると地元の自治体にもつながりやすい)

難しいこと

1. 電話相談において相談者が他の自治体在住者の場合、各自治体によって一時保護、女性相談、生活保護等の実務対応がちがうこと。言葉が通じるかという課題だけではなく、被害者を受け止める相談員の姿勢や理解力が重要になる。また、自治体によっては被害者の主訴に応じた窓口に案内できず、役所の中をたらい回しになるケースも見受けられる。サーラーでは被害者が役所に赴く前に、対応窓口はどこになるのか尋ねておくなどの事前策を取る場合もある。
2. 地域によっては外国籍のコミュニティーが密接なので、そこでの同国人のボランティアを通訳にしたくないという希望を述べる人もいる。
3. 外国籍相談者が他地域の自治体窓口、法テラスなどの支援機関で、支援内容や情報を多言語で通訳してもらえるかどうかは自治体によって違うこと。
また、相談者の状況が、各専門家にどこまで正確に伝わるか保証できない。
4. 各地域で支援団体が見つからない場合は相談者単独で窓口に行ってもらうことになるが、精神的に弱っている相談者の場合はこのアクセスが難しいことが多い。

▽地方のケースの場合、どのような体制や連携ができれば、よりよい支援につながると考えるか

1. 地域に根差した外国籍市民の支援のための国際交流協会や NGO が存在すること。当事者が抱える課題は一つとは限らない。その場合、的確に課題を把握して迅速な対応につなげることが求められる。そこで、DV や虐待、労働などの問題に寄り添って課題をフォローするために、地域にある支援団体が互いの専門・得意分野を知り、つながるといったネットワークづくりが重要になる。
2. 各自治体とそれら支援者が官民両サイドとして、外国籍女性や子どもの支援に関して協力しあう。
3. DV や児童虐待は被害者、加害者など繊細な状況で、被害者のみならず支援者も危険にさらされることもあるため、その社会的背景や支援等を学んでスキルアップする。

ウェラワーリー

ヒアリング調査

▽答えてくださった方 福島由利子さん（理事・運営委員、外国籍 DV 被害者同行支援・同行通訳コーディネーター）

▽設立 2011年4月（11年2月～3月内閣府男女共同参画のプロジェクトでDV相談電話のタイ語担当）・拠点は東京。タイ語でウェラは「時間）、ワーリーは「せせらぎ」）を意味し、問題を乗り越え後退することなく、明るい未来に向かって進んでいけるようも手伝いができるばという願いから名づけられた。

▽活動の概要

①多言語の電話相談（※よりそいホットライン及び独自の相談ライン）

②外国籍女性の同行支援・同行通訳（タイ語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語など）

③研修などの活動—支援員・相談員の研修やケース検討。

※〈よりそいホットライン〉は国内からあれば全国どこからでも無料でかけられるフリーダイヤルで、ウェラワーリーはこのホットラインを運営する「一般社団法人社会的包摂サポートセンター」に参加している。

〈電話相談〉

・独自のライン 電話番号080-2563-9878 / 080-2337-4085

・よりそいホットライン 電話番号0120-279-338（内線2） 10:00～22:00

〈情報提供〉

主に次のような情報を提供し、必要であれば同行支援を行う。

・日本での生活

・家庭内暴力（DV）、性的被害、人身売買、ストーカーなどの被害者支援

・在留資格（ビザ）

・健康（からだとこころ）

・教育

・法律（離婚、親権、労働の裁判など）

〈同行支援・通訳〉

・通訳（タイ語・タガログ語・中国語・ポルトガル語・スペイン語など）

・同行支援（入国管理局、福祉事務所、法テラス、法律事務所、家庭裁判所、病院など）

・翻訳（必要書類等）

▽同行支援・同行通訳の実績は年間約250件。7、8人のメンバーが担当している。

1 静岡県内のDV相談はあるか

同行支援・同行通訳については静岡県のケースはない。電話相談（「よりそいホットライン」）では全国どこからでも受けられるので、静岡県からの電話相談も時々ある。外国籍の人からのほか、日本人からの相談もある。

※以下は、同行支援・同行通訳の活動について

2 近隣県からのケース

私たちの特色は同行支援・通訳ができること。一時保護された女性が自立し生活再建できるよう法的手続き、公的支援や地域の支援団体につなげるお手伝いをしている。東京が拠点だが、依頼は千葉、神奈川、埼玉、山梨など関東を中心に広域にわたる。被害に遭っている当事者から直接電話相談があつて地元の団体、役所につなぐ場合と、自治体もしくは現地の国際交流協会や民間の支援団体などを通して依頼を受ける場合がある。私が「女性の家サーラー」の立ち上げ（1992年）から10年間運営に携わったこと、団体代表の山崎パチャラーも「女性の家HELP」に関わっていることから、他のNGOや行政との人的なつながりがあるからかもしれない。

地元の労働基準監督署、保健所、婦人相談員などから「タイ語、タガログの通訳者がいないか」という問い合わせがあり、これを糸口に同行支援を依頼されるケースもある。最近も近隣県の児童相談所から依頼があり、通訳としてタガログ語支援員を派遣した。通訳費が自治体から出ない場合には、相談者の利益を第一に考え、同行通訳として派遣することもある。

3 現状での課題

① 女性相談所等での言葉の問題

DV被害女性は一刻も早く「逃げたい」ことがある。荷物、子どもを置いて逃げる場合もあり、気持ちが動転している。女性相談所や福祉の窓口のハードルは外国人女性には高く感じられ、警察に保護されて女性相談所に入所することもある。地元の女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）に行くよう指示され保護に至っても、被害女性は自分の状況を説明できない。一方、相談員もどのようなプロセスで自立生活に向かうのか、きちんとした情報を提供できない。現状では、民間の支援機関が相談を受けていても、相談所やシェルターに入ったとたん、外部との接触が取れなくなる。安全確保は大事だが、かかわりのあった支援者が支援に入れず、また通訳を呼んでほしいと頼んでも「予算がない」と断られると、被害女性は不安を募らせてしまう。結果的に、夫のもとに戻ることを選ぶケースも少なくない。

② 通訳の人材確保

一時保護、あるいはシェルターで保護された後、さまざまな手続きが必要になる。通訳・同行支援が求められるが、ただ言語ができればいい訳ではなく、離婚、子どもの親権など家庭裁判所で行う法的手続きをの知識のほか、住まい、子どもの保育園の手配、生活保護受給など福祉の知識、DV（二次被害も含む）への理解、さらに被害女性の置かれている立場、母国の文化的な背景も知っていないと対応できない。行政が雇おうとしても人材がいないという事態が起きている。

地元に住む同国人が通訳する場合、特に地方ではコミュニティーが狭いので個人が特定されやすい。通訳者が自分の価値観で説教をしたり、異性の同国人が通訳をすることで被害女性が影響を受けたりするといったリスクもある。

4 地方のケースの場合、どのような体制や連携ができれば、よりよい相談・支援・解決になると考えられるか。

① 一時保護での体制と民間団体との協力

一時保護されている間に、被害女性が不安を増大させることから、言語や文化的背景を知った人（通訳者）が聞き取りをし、今後に関する情報提供をしていくことが解決に欠かせない。たとえば、東京都の場合、2週間の保護期間のうち通訳を呼べる予算は1回と聞いている。必要に応じて通訳を呼ぶ仕組みがほしい。今後は国際離婚数や外国人女性のDV被害の増加が予想される。予算の裏づけとともに、私たちのような民間の支援団体と協力していくことが求められる。

② 人材の育成、相談体制の充実

地域で既にすばらしい取り組みをおこなっている団体も多くある。地域の国際協力協会など行政の設立した組織やNGO団体などで、外国語のできる相談ボランティアを養成し、電話相談を受けたり、お母さんたちの行く場所で外国人のDV相談を受けたりして、行政ともつながっている。このような取り組みを行政が支援し行っていくことは、定住外国人が増加する社会では必要なことである。民間団体への業務委託や通訳業務の委託など今後も進めていくことが大切だと感じている。

③ DV防止法に関連して

私のシェルター勤務の経験では、被害女性は現場からより遠くに逃げた方が当然いい。県境を越えてほっとしたところで、次の対策を考える。しかし、DV法施行後は、地元自治体で保護をすることになり、まず遠くに逃げてから保護を受けることが難しくなっている。また、以前は、病院や県のカウンセラーがDVを把握すると、逃げる段階から外国人支援団体やシェルターに連絡があり、相談の通訳や福祉への同行などを行うこともあったが、DV法以後は配暴センターや婦人相談員などに任せられることになった。そこで外国人被害者が適切に自分の状況を話して保護につながることが難しいこともおきており、民間や自治体間の連携や通訳予算の点で検討の余地があるのでないか。

④ ネットワークによる支援—WERC

シェルターネット東京ブロックの関連団体で、2013年にDV被害者支援組織「一般社団法人ウェルク」ができ、ウェラワーリーも加盟している。データで活動内容を公表する作業に、静岡大学の白井千晶准教授も関わっていただいた。同行支援、調査研究、情報提供、啓発事業、人材育成を行う。このような活動により、民間団体が連携を行うことで地方のケースへの情報提供や協力にも役立つと思う。

5 そのほかの課題

外国籍女性の母国が中東、パキスタン、ネパール、グルジアなど広範囲になっている。

ブラジルを中心に南米の国は家族で働きに来て、DVも同国人同士で起きていることが多い。ポルトガル語、スペイン語話者の集団は大きく、同国人のコミュニティ内で頼る人を得やすい。

タイ、フィリピンから来た人は日本人と結婚してDVを受けると、孤立していくケー

スが多い。夫から逃げて新しい地域で生活する際も孤立しやすい。

ネパール、パキスタン、アフガニスタンなど南アジアから来た人は、家族の働き手（男性）が料理人等、就労ビザで来日し、女性はその家族（妻）という地位でビザを発給されている。DVで逃げても、在留資格の点で、妻が1人で日本国内において公的支援を受けて自立することは難しい。だが、本国の文化的、社会的な背景から1人で帰国することも困難だ。支援者はこうした状況を知っておく必要がある。

カラカサン—移住女性のためのエンパワメントセンター

ヒアリング調査

▽答えてくださった方 山岸素子さん（共同代表）

▽設立 2002年12月（1997年に設立されたフィリピン人DVサバイバー女性の自助グループを母体としている。スタッフの大半がフィリピン女性）・拠点は神奈川。カラカサンはタガログ語で「力」という意味。

▽活動内容 DV、在留資格、子どもを巡る問題など移住女性が抱える問題の解決に向けて、相談・カウンセリングによるサポート、移住女性が孤立しないためのフォローアップケア、外国につながる子どもたちのエンパワメント・プログラムを実施している。

▽活動実績（相談活動（設立時からの相談支援件数1000件余り）、DV被害女性や母子家庭の自立支援活動、ダブルの子どものアイデンティティ育成、交流支援、DV施策などへの政策提言、啓発、ネットワーク活動など）

▽電話・面接相談の受付時間 月・水・木・金 10:30～16:30

対応言語 タガログ語、英語、日本語

〒212-0057 川崎市幸区北加瀬1-34-8 KKFハイム201

電話 044-580-4675 ファクス044-580-4676

ホームページ <http://kalakasan.com/jp/>

1 静岡県内のDV相談はあるか

電話相談では、件数は少ないが、過去にいくつかの対応ケースがあった。神奈川県を拠点としていることから、主に神奈川県内からの電話相談が多く、来所の相談では県外の相談はほとんどない。県外ではその地域の女性相談、支援団体・地域資源を利用するよう�数助言したり、ケースアレンジをおこなっている。

2 ケースの概要

静岡からの電話相談で、最初からDVを主訴とする相談の件数はかならずしも多くはないが、在留資格や子育ての不安などの相談の背景にDVがある場合が多い。

DVの相談では、夫から逃げたいが、日本に残れるか、子どもと同居できるか、親権はどうなるか、生活が成り立つかなどの相談が多い。

妊娠前後の相談も多く、具体的には「妊娠したが結婚していない」「生まれた子どもが認知されない」「子どもの在留資格はどうなるか」「生活不安」など。

3 広域的な団体が地方のケースと関わるときにできること、難しいこと

① 対応の地域格差

カラカサンはNGOのため公的機関に説明しやすく公的機関の理解も早い。ただ、地域格差は大きい。DV防止法ができてから支援体制は向上しているものの、こちらが「保護を求めるしかない」と確信を持ってコーディネートし同行しても、現地の役所のかたくなな態度にぶつかることがある。四国のある地方の役所に2、3回行っても受け入れられず、関西の友人の元に逃げて保護を求めたが役所の対応が悪く、名古屋の支援団体の支援があつ

てはじめて保護されたというケースがあった。

以前、外国人支援団体のネットワーク（移住連）で何度か自治体のDV施策の調査をしたが、外国人被害女性を多く受け入れている自治体では、いろいろなシステムを導入したり、民間と協働の事業をしたりしていた。一方、「日本人と同じ対応をしている」と回答する自治体があった。「日本人と同様」とは、「通訳をつけない」「特別な対応をしていない」ことであり、これでは本当の解決に結びつかない。

② 言葉、背景への配慮

役所に相談対応を敬遠する傾向も見受けられる。窓口に被害女性が1人で行くと、追い返されたり、(我慢すれば)何とかなるという方向に誘導されたりしがちだ。

相談者は初めての場だと日本人に対して強い警戒心を抱いて、どんなことに困っているか順序だてて話せなくなってしまう。日本のシステムも十分に理解していない。このため、窓口の担当者にじっくり聞く姿勢がないと、本当のことが引き出せず、相談者は保護に値しないと判断されることになる。「役所に相談したが、うまく行かなかった」という経験談を聞くのはこのためだ。

カラカサンでは、地域の公的機関につなぐ際は、通訳のできる人に同行してもらうことを勧めている。DV支援に携わる公的機関には、言葉への配慮、被害女性の置かれた状況への配慮が求められる。

③ ネットワークの活用

支援団体は全国にけっこうあり、全国支援団体リストを作っている。これをを利用して埼玉、千葉、山梨などにつないだ例がある。フィリピンの団体だけでなくカトリック教会の支援を求めるほか、シスター・修道者など個人で動いている人に頼る場合もある。

DVで母子保護される深刻なケースで地元の女性相談につなげた後も、カラカサンでは電話を継続し本人のカウンセリングをしていく。逃げるまでには時間がかかる。一人ひとりの状況も異なる。必要な情報を提供するだけで安心するケースもあり、自立、在留資格とも保障されるから逃げることは可能だと説明している。

4 地方のケースの場合、どのような体制や連携ができれば、よりよい相談・支援・解決になると考えるか

統一したホットライン、外国人専用のシェルターなど、地域格差を縮める努力を提案したい。

自治体の財政難、外国籍女性の母国（言語）の多様化など、今後も地域でカバーできることに限界が出てくるだろう。外国籍女性の相談の経験、蓄積があり、専門的な知識のある人材によるホットラインできれば、地域差を縮められる。外国人専用のシェルターは全國に数箇所で良いので設置すべきであり、これにより常に保護対応ができる。

5 そのほか

私は主にフィリピン人支援にかかわってきたが、長く支援を続けていると、異なる言語の人に対しても個別の配慮ができるようになると感じる。母国の背景、彼女が抱えるさま

ざまな事情に思いをはせられる力がとても大切だ。言葉というより姿勢。これに欠けると、母国に帰ることのできない事情をもつ被害女性に、親切心から「日本にいない方がいいのじやないか」と帰国に向けたケースワークをアレンジしてしまう。事情を理解しない言葉がけは、被害者に二次被害を与えるだけでなく、支援への信頼も失ってしまうことを知ってほしい。

フィリピン人移住者センター（Filipino Migrants Center）

ヒアリング調査

〈団体概要〉

▽沿革：1997年に設立された「前進するフィリピン人女性の会・名古屋支部（Filipino Circle for Advancement and Progress – Nagoya Chapter）」、「在日フィリピン人協会（Philippine Society in Japan）」等、複数の在名古屋フィリピン人団体が合流して2000年に設立。NPO法人格は無い。

日本に在住するフィリピン系コミュニティを支援し、社会・文化・経済・政治的地位の向上を目指すとともに、日本内外の他団体と連携しながら、フィリピン系コミュニティと日本社会との良好な関係を築くことを通じて多文化共生社会の構築を目指している。

利用者の国籍を問わない多言語対応の緊急一時避難所運営のほか、DVを中心とした家族間の暴力、生活困窮、人身売買、子どもの教育・福祉を含むひとり親自立のための電話や面接相談を受ける。ボランティアスタッフ（フィリピン人および日本人）がタガログ語で対応し、必要に応じて医療や法律、福祉機関の専門家紹介、行政への同行支援を行う。愛知県や名古屋市との協働事業を行ってきた。

▽支援内容

電話相談：電話相談は基本的に年中無休、女性相談は金曜の15:00～18:00

タガログ語

2014年度相談件数：約90件（うちタガログ語約90件）

女性相談：かけこみ女性センターあいちと協力して行っている。

DV被害者の自立支援：母国語、あるいは媒介語による言語支援、同伴児保育支援、

関係機関への同行支援（通訳を含む）、調理実習や

日本語学習などの就労支援

退所後の自立電話相談や同行支援（通訳を含む）

情報提供：市町村職員の研修、外国籍DV被害女性の相談員用

学習支援：子どもの放課後教室・トライシクルプロジェクトを2014年から運営。

▽事務局：〒460-0008 名古屋市名古屋市中区栄4丁目15-14 栄ハイホーム616

電話番号：052-242-8360

▽運営母体：任意団体

▽資金：会員（個人、団体）からの会費、寄付金、補助金

▽スタッフ構成：事務局4人、相談員5～6人、学習支援7人（すべてボランティア）

〈代表・石原バージさん〉

▽静岡県内からのDV相談件数 不明（2014年度）（愛知県内の相談がほとんど）

▽広域的な団体が地方のケースとかかわるとき、できることと難しいこと
できること

1. タガログ語で対応できる。フィリピン人の相談や、文化的背景にもとづく課題について理解しているので、フィリピン人の相談者には的確なアドバイスができると思う。
2. 相談者に同行支援の必要性がある場合、相談者の居住地の近くにいるフィリピン人のキーパーソンに紹介して、支援をしてもらうことができる。必ずしも団体となってい

なくとも、個人で支援を頼める人がいる。

難しいこと

1. 通常は、電話で相談を受けてから来所してもらう。対面的に話をして初めて信頼関係を作れて、支援をスタートできることが多い。それができないと支援しづらい。
2. すぐに駆けつけられるわけではないので、相談の電話を受けてから対応できるまでに時間があいてしまい、その間に事態が悪化する可能性がある。

▽地方のケースの場合、どのような体制や連携ができれば、よりよい支援につながると考えるか

1. ボランティアのみで運営しているため、これ以上規模を拡大するのは無理である。人材育成と財政基盤の安定が急務である。
2. FMCが他県で活動するのは無理だが、これまでFMCがどのように他の支援団体や行政と信頼関係および連携を作ってきたかの経験を伝えることはできる。他県でも同様の団体が活動できるよう、各地で試みてほしい。
3. 通訳者は都市部に多く、過疎地には少ない。地方に行くと、役所の窓口にいる人たちが外国人の相談者との対応に慣れておらず、相談者と通訳者を介して意思疎通を図ることの重要性がわかっていないと思うこともある。通訳者を効果的に使う方法について、事前の研修が必要だと思う。
4. 少数言語の通訳者確保が難しければスカイプを使って遠隔地で通訳をする等、おこなってみると良いと思う。

(静岡県立大学 高畠幸)

9 研究プロジェクトによる関係機関連絡会議と専門研修会

静岡県内の支援者の現状把握、課題の抽出、体制づくりおよび支援者養成について、会議で検討し、以下の2本の柱で開催することとした。

- (1) 官民の関係機関、支援機関の「関係機関会議」(通称コア会議)
- (2) 日ごろ相談を受けている女性相談員、外国人相談員の「専門研修会」

(1)については、本研究プロジェクトがそもそも平成27年2月の研修会を機に官民の「連絡会議」から発足したもので、連絡会議は定期的に継続していたが、司法など専門家を交えた拡大的な会議の必要から、「関係機関連絡会議」を開催した。

呼びかけ先は、県レベルでの公的部門、県および市町レベルでの外国人の相談にあたっている機関のうち相談の多い主な市町(外国人の多い市町の交流協会)、民間の女性相談・DV相談機関、司法専門家(県弁護士会、県行政書士会、県司法書士会)である。会議は本年度2回開催した。以下がその記録である。

(1) 関係機関会議

▽平成27年度第1回外国女性DV被害者支援コア会議

1 日時 平成27年11月25日 13時30分～16時30分

2 会場 パルシェ第一会議室(静岡市)

3 内容

守秘義務についての確認

①団体・専門家自己紹介

②事例検討 1時間30分程度

静岡県女性相談センターからの事例報告および検討

外国人相談員からの事例報告および検討 富士市交流ラウンジ(FILS)

外国人相談員からの事例報告および検討 浜松国際交流協会(HICE)

国際交流協会からの事例報告および検討 静岡県国際交流協会(SIR)

③全体検討

4 参加者 29名

静岡県こども家庭課、多文化共生課、

静岡県女性相談センター

静岡県国際交流協会

浜松国際交流協会、富士市国際交流ラウンジ

市町福祉事務所

女性相談に関わる民間機関

救護に関わる施設、カトリック教会

静岡県弁護士会、静岡県法テラス、静岡県行政書士会、静岡県司法書士会

5 主催 静岡大学人文社会科学部 白井研究室



概要

外国女性のDV相談および支援に係る官民関係機関の大規模な会議は初めてであるため、最初に参加者が各機関の実施内容などについて報告紹介をおこなった。

次に、具体的な事例検討を通して、現在の相談支援状況の報告や、他機関からの助言、課題に抽出をおこなうために、女性相談側と外国人相談側から4ケースの事例検討をおこなった。事例を通して、①日本語が母語でない方が、日本語で感情や状況、意思について語ることが困難であること、②そのために周囲の支援と本人の意思や意向と食い違って進行する可能性があること、③教会や友人などパーソナルなネットワークの支援を受けている方があること、④同じコミュニティ（市町）では相談しづらいケースもあること、⑤離婚など法的地位（母国での法的地位を含む）が不明であるなど、司法専門家の支援が必要なケースがあること、などが報告された。

抽出された課題

- 通訳の必要、通訳の体制
- 多言語で情報提供すること
- 多言語相談を県で一人は配置する（2011年の移住連報告書で外国語対応で女性相談・DV相談を設置しているのは21都道府県、政令指定都市6あった）
- 定例連絡会の必要 多様なルート、複合的な課題 相談がどこに入るかわからない
- 相談、ニーズ、体制、対応の見える化
- 人身売買、外国人売買DV研修

▽平成27年度第2回外国女性DV被害者支援コア会議

1 日時 平成28年1月6日 13時30分～16時30分

2 会場 ビネスト会議室（静岡市）

3 内容

守秘義務についての確認

①団体・専門家自己紹介

②報告と議論

DV防止計画と外国人女性の相談支援現況（静岡県こども家庭課・市川智規）

外国人のDV被害の司法支援状況（静岡県弁護士会・高貝亮弁護士）

静岡県国際交流協会の相談支援状況と提案（静岡県国際交流協会・加山勤子）

③全体検討

4 参加者 30名

静岡県こども家庭課、多文化共生課、

静岡県女性相談センター

静岡県国際交流協会、浜松国際交流協会

女性相談に関わる民間機関

静岡県弁護士会、静岡県法テラス、静岡県司法書士会、

救護に関わる施設、カトリック教会、大学教員・大学院生

5 主催 静岡大学人文社会科学部 白井研究室



概要 第2回目の関係機関会議では、始めに県から現況の報告があった。県内の女性相談員の外国人DV被害者女性面談相談件数、国籍別一時保護件数、外国人対応で困ったことがある女性相談員の割合等。外国人のDV相談は増加傾向にあり、保護が長期化する傾向もある。女性相談員は国の補助金で非常勤職員となっている。また多言語対応職員の常勤化が難しい。

県では2012年度から多文化ソーシャルワーカーの養成をおこなっている。23市町で養成講座実施、140人が受講している。多文化ソーシャルワーカーは自身が通訳となるよりも、つなぎ役を想定している。数値目標としては、全市町で1人以上の多文化ソーシャルワーカーの育成をおこないたい。

議論では、県が多言語対応のDV相談電話を開設していないこと、多文化ソーシャルワーカーは被害者とも加害者とも同じ居住区であるため、情報管理が難しいこと、外国人のDV現況調査が定期的に実施されていないことなどがあげられた。

第2報告として、静岡県弁護士会所属の浜松市・高貝弁護士から、司法支援が必要になった外国人DV被害女性の事例にみえる課題や相談支援体制の報告があった。また、人種差別撤廃条約（平成26・2014年8月）に先立って、日本政府が作成したレポートの紹介があった。DV被害者の在留資格更新がされず、入国管理局が退去強制処分としたケースでは、裁判で争ったが、1、2審ともDVに触れることなく強制退去となった。

平成21・2009年の入管法改正で日本人の配偶者等という在留資格の女性が正当な理由なく配偶者としての活動を半年以上行わなかった場合、転居した場合はビザ取消となり、人種差別撤廃委員会から勧告を受けたため、ごく最近、離婚した後に定住資格が出るようになった。

外国人同士の離婚は本国（外国）法適用のため、司法専門家でも難しいことがある。弁護士会では現在、特に外国人事件に対応可能な弁護士リストを作成している。

議論では、超過滞在の場合にDV相談支援者（行政）が通報するか否かが話題になった（かつて移住連調査の自治体調査項目にあり）。通報しない扱いがルールになっているが、徹底されていないとのこと。

また、日本人の配偶者等のビザ期限が終了し、離婚手続き中の短期滞在ビザになると就労ができないため、生活が困難になる（定住性の在留資格でないため、配偶者ビザが終了してからでは、生活保護も難しい）。

第3報告の静岡県国際交流協会からは、多文化共生コーディネーター事業、多文化共生ソーシャルワーカー育成講座、外国人相談窓口の設置状況について報告があった。県からの外国人支援アドバイザーの委託事業は平成26年に終了し、今は自主財源でおこなっている。課題提起、提案は下記の通り。

- ①窓口の環境整備 外国人相談員は語学力チェックや専門知識がないまま現場へ。翻訳や通訳の時間がとれない。少数言語の対応ができない。特にフィリピン語。
- ②専門家。専門相談機関との連携整備 支援が途切れる。解決しても支援後に書類等の手続きができない。
- ③専門人材（コーディネイター）の必要性 相談員、通訳者以外にも専門的人材が必要。相談が深刻化して外国人相談員の負担が大きい。
- ④広域ネットワークの必要性 相談者のDVに関する知識の普及、相談員の安全確保。

⑤拠点化の必要性 東京都では専門職員1人が通訳ボランティアと連携している。埼玉県では電話で入管、弁護士、社労士会と連携している。常に日本人と外国人の情報格差がないようチェックする必要がある。

これからの提案：コア会議の定期開催。専門団体との連携・協働の必要性。

第4報告として、現在ヒアリング調査を進めている広域民間団体の相談支援体制について白井、女性会館の川村さんから報告があった。カラカサン、ウェラワーリー、サークル、HELP、かけこみ女性センターあいち。東京の団体が創設した一般社団法人ウェルクの同行支援体制について。

その他、全体の議論は、DVを生じないような予防策、男性へのアプローチ、当事者団体とのつながり、まだ顕在化していないDVや児童虐待の可能性、国や地域・エスニシティによって被害女性が相談できるか、コミュニティやネットワークがあるか、状況が大きく異なるという話もあがった。

今後の方向について提案

1. 情報の周知・提供
2. 連絡会議
3. 専門家の支援
4. 通訳の利活用：県内市町でタガログ語対応は4市のみ。相互活用がいかに可能か。予算化も必要。
5. モデル事業：同行支援等を地域限定でモデル事業として実施してみる。助成金と運営主体が必要。
6. コーディネート機能

第1回

外国女性 DV被害者支援 コア会議

日時

2015年11月25日(水)
13時30分～16時30分

場所

パルシェ第一会議室

JR静岡駅 船橋ビル パルシェ7F

申し込み先・締め切り

11月23日までに下記URLまたはQRコードからお申込みください。紹介者の記入をお願いします。
<http://kokucheseese.com/event/index/337247/>

問い合わせ 白井研究室shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp
第1回外国女性DV被害者支援コア会議は2016年1月6日13時30分～16時30分に開催。支
持者登録期間、支給者セミナーは2015年12月4日、12月9日に実施します。

外国女性のDV
被害者支援に関
わる機関・団体対
象のコア会議です

プログラム
コア機関・団体紹介
事例検討
ニーズと課題
静岡でのネットワーク化

リソース集
事前配布シートを編集し、
リソース集を配布します

主催
静岡大学人文社会科学院
白井研究室

研究助成
ふじのくにコンソーシアム助
成研究事業

研究代表者・白井千晶
(静岡大学)
共同研究者・高畠幸(静
岡県立大学)

連携機関
静岡県、静岡県国際交流
協会



第2回

外国女性 DV被害者支援 コア会議

日時

2016年1月6日(水)
13時30分～16時30分

場所

ビネスト小会議室

静岡市葵区学文流センター7F

申し込み先・締め切り
1月4日までに下記URLまたはQRコードからお申込みください。紹介者の記入をお願いします。
<http://kokucheseese.com/event/index/337259/>
問い合わせ 白井研究室shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

第1回外国女性DV被害者支援コア会議は2015年11月25日13時30分～16時30分に開催。
支持者登録期間、支給者セミナーは2015年12月4日、12月9日に実施します。2月10日にシンポジウムを開催します。

外国女性のDV
被害者支援に関
わる静岡県内の機
関・団体対象のコ
ア会議です

プログラム
コア機関・団体紹介
事例検討
ニーズと課題
静岡でのネットワーク化

リソース集
事前配布シートを編集し、
リソース集を配布します

主催
静岡大学人文社会科学院
白井研究室

研究助成
ふじのくにコンソーシアム助
成研究事業

研究代表者・白井千晶
(静岡大学)
共同研究者・高畠幸(静
岡県立大学)

連携機関
静岡県、静岡県国際交流
協会



(2) 平成 27 年度外国人女性支援における専門研修会

1. 日時 ①(西部) 平成 27 年 12 月 4 日(金) 13:30~16:30
②(中・東部) 12 月 9 日(水) "
2. 会場 ①(公財) 浜松国際交流協会会議室
(浜松市中区早馬町 2-1 クリエート浜松 4F)
②東部総合庁舎別館第 8 会議室 (沼津市 高島本町 1-3 5 階)
3. 内容 基礎講座 (前半は分かれて、基礎知識の講義)
外国人相談員・通訳者・担当者 女性相談の日本の現状と法律について
女性相談員・担当者 静岡県外国人住民の背景や課題について

グループワーク (事例検討)
外国人住民からの相談を模擬的に実施し、グループワークで対応方法を検討した。
4. 参加者 ・各県市町国際交流協会及び、各市町相談員及び通訳者 担当職員
・各県市町女性相談員 担当職員・静岡県多文化共生課・女性相談センター
計 71 名 (西部 27 名、東部 44 名)
5. 主催 静岡大学人文社会科学部白井研究室
共催 (公財) 静岡県国際交流協会

【内容の記録】

1. 挨拶・司会・ファシリテーター
静岡大学・白井千晶(12月4日) 静岡県立大学・高畠幸(12月9日)
2. 基礎講座 13:30~14:40
女性相談員等対象 静岡県外国人住民の背景や課題について
静岡県国際交流協会・加山勤子氏
外国人相談員等対象 女性相談の日本の現状と法律について
静岡県女性相談センター 近藤史子氏(12月4日)
NPO 法人 Safety First 静岡 宮城島真理氏(12月9日)

(1) 女性相談員等対象 静岡県外国人住民の背景や課題について

女性相談員対象に、静岡県外国人住民の背景や課題について講座をおこなった。市町による外国人の国籍や人口比率の違いなどの特徴を概要として学んだあと、静岡県における国際交流協会の事業や、市町の外国人相談員の配置状況、外国語の相談体制について学んだ。女性相談員と連携した外国人相談員との研修は、県国際交流協会の働きかけで 2013 年度から年に 1 ~ 2 回開催されてきた。現場で外国人相談員、女性相談員から聞かれる課題は、外国人相談員などによる通訳が不足、互いの役割の曖昧さ、自治体による体制のばらつき、外国人相談員が同じコミュニティに属していること、などがあげられた。外国人相談対応の留意点としては、在留資格という重大な問題があり、時にこれがパートナー(DV 加害者)によるコントロールの源泉になっていること、通訳を使うか本人に確認すること、

子どもに通訳をさせないこと、外国人も支援を受けられる存在であることを伝える、結婚・離婚など法制度の違いの注意、などがあげられた。

（2）外国人相談員等対象 女性相談の日本の現状と法律について

外国人相談員対象には、DV 法、一時保護などの制度や手続き、DV 被害者の心理などについて講義があった。

事例の抽出 14:40～15:00（用紙記入）

模擬事例（相談のロールプレイ）とグループワーク（事例検討）15:00～16:30

実際にあった事例をアレンジして、相談者役、通訳、相談を受ける女性相談員（各グループから 1 人）前に出て、相談場面を模擬的に体験した。

その後、聞き取らなければならない情報、るべき情報提供、相談・面接で気を付けるところを一人一人、ワークシートを使用しながら検討した。グループで各自の視点や気づきについて発表しあい、違う視点を学んだり、聞くべきポイントを共有した。

グループの検討事項を、グループごとに発表して、グループから出てきたポイントを全員で共有した。

模擬事例では、身体的暴力の経験はあるが、相談時には生命の危機はないと思われ、子どもを連れて内夫（外国籍）と別れたいと考えている女性（別の外国籍）の相談場面、外籍同士の夫婦の経済的 DV に関する相談場面、配偶者ビザの女性の経済的 DV に関する相談場面をおこなった。

グループワークでは、具体的には、以下のような意見、体験報告があった。

- ・聞き取りしなければならないことが、まだまだたくさんある。（例えば頼れる人がいるのか、自身の資力はどのくらいあるのか、子どもの言語は何か、など） たくさん聞き取らないと、伝えるべき情報がわからないが、聞き取りがなかなか進まない。
- ・相談者の意思を聞きだすところ、本人の持っている資源の確認までなかなかたどり着けないが、意思を確認することはとても重要。
- ・相談者は、具体的にすぐにしてほしい支援や情報があると、聞き取りをもどかしく思う。特に通訳を介してだと時間がかかる。中には、じれったくて腹を立てる相談者もいるかもしれない。
- ・相談、ニーズについても、文化的背景による差がある。女性相談員や外国人相談員は文化的背景による差を考慮に入れることが必要。
- ・一問一答式に通訳を介するのがよい。まとめて通訳するとよくない（通訳者と相談者が話し込んでしまうなど）。

などの提案があった。

最後に、通訳、相談者役、本日の講師から振り返りや助言をおこなった。

相談者役、通訳の外国人の方からは、

- ・すぐに助けてほしいのに、いろいろ質問されて、相談が進まないように感じてもどかしい。
- ・通訳者としては、相談者に説明したり、質問したくなるが、通訳に徹したほうがいいことがわかった。子どもが通訳になると、こうはいかないだろう。

などの意見が出た。

外国人相談側の講師からは、自治体や相談を受ける機関によって、外国人相談員や通訳、外国人の職員が、通訳に徹することができるのか、自ら相談対応しなければならないのか様々だが、他の職員や女性相談員と役割を確認しながら、通訳の仕方も事前に確認しながら相談に対応するとよいという助言があった。また、相談員や職員、担当課が感情や時間、労力を注ぎ込んで対応しても、文化の違いからか残念に思う結果に終わることもあり、相談を受ける側同士の傾聴やストレス管理が重要であるという話もあった。女性相談側の講師からは、聞き取りを十分にし、意思を確認しなければ、情報提供ができないので、聞き取りや意思確認が重要であるという話があった。

同じ市区町内であっても、別の組織、別の部署にいると顔を合わせる機会がなかなかないが、本研修会でともにグループワークをおこない、問題を共有することで、相談を受けける側の相互理解が深まったのではないかと考える。



外国人役、通訳役、相談員役の模擬事例



グループワークの様子

出欠票やアンケートに記載された事例は、個人保護に配慮しながら研修の中で検討した。事例の骨子や課題・提言については、5章でまとめたとおりである。

受講者アンケートでは、全員が「勉強になった」と答え、

- ・わかりやすい講義だった。
- ・基本的な内容から外国人女性特有の問題まで含まれていてよかったです。
- ・事例に基づいた外国人相談の対応マニュアル等をいただけたらありがたい。

などの感想が寄せられた。

外国人相談員と女性相談員が同じテーブルで事例を検討するのは、様々なアプローチがあり、大変有意義だった。

(3) 公開シンポジウム

最後に、本研究調査および会議や研修の成果を報告し、今後の課題や方向について共有・検討する機会とした。

第2回 外国人女性支援 研修会

日時

2016年2月10日(水)
13:30～16:30

場所

静岡県男女共同参画センター
あざれあ 第3会議室

静岡市駿河区馬渕 1-17-1 JR 静岡駅から徒歩 9 分

問い合わせ・申し込み (公財) 静岡県国際交流協会 info@sir.or.jp
TEL 054-202-3411 FAX 054-202-0932

外国人女性のDV被害支援に関する実態調査および支援者養成プログラム構築事業

ふじのくに地域・大学コンソーシアムの助成を受けて、静岡県内の外国人女性DV被害の相談・支援の状況を調査。関係機関の連絡会議を開始。支援者養成研修も開催。
研究代表者：白井千晶（静岡大学） 共同研究者：高畠幸（静岡県立大学）
連携機関：静岡県、（公財）静岡県国際交流協会、NPO 法人男女共同参画フォーラムしづおか、NPO 法人 SAFETY FIRST 静岡

石原バージ氏

フィリピン人移住者センター（FMC）代表。日本人を夫に持つフィリピン人女性たちの人権と社会福祉の向上を目指して 1997 年に FILIPINA CIRCLE FOR ADVANCEMENT AND PROGRESS AICHI を設立。2000 年にフィリピン人移住者センターへ。問題を抱えるフィリピン人住民の相談対応、協同、エンパワメントに取り組む。2014 年名古屋 NGO センターよりステファニー・レナト賞受賞。

2015 年 2 月に第 1 回研修会を実施（静岡大学白井研究室主催）、外国人が DV 被害や妊娠で窮地に立たされたとき、外国人ならではの複合的な課題を検討した。以来、関係機関の連絡会議を継続、助成金を得て調査研究も開始した。第 2 回研修会では、研究チームの結果を報告し課題を皆で検討するとともに、相談・支援や行政との連携で実証的試みをしている石原バージ氏の講演から手がかりを得たい。

参加費

無料

対象

女性支援・外国人支援に関わる方（行政、教育研究者、県外の方も歓迎）

主催

(公財) 静岡県国際交流協会

共催

静岡大学 白井研究室

プログラム

静岡県外国人女性 DV 被害者の相談・支援に関する現状について：調査結果報告からみえる課題と提言
白井千晶（静岡大学）

外国人女性 DV 被害者の相談・支援に関する関係機会議、専門研修会：報告・提言
高畠幸氏（静岡県立大学）

フィリピン人移住者センターの取り組みについて
石原バージ氏（FMC/愛知県）

10. 多言語情報提供：静岡版外国女性 DV 相談パンフレットと指差し質問シート

(1) 現状と目的

静岡県で作成しているパンフレットは、DV知識の啓発と、相談電話番号を示したものである（図1）。外国人に特化したパンフレットではなく、「相談にのってください」とSOSが多言語になっているのみであり、タガログ語の表記はない。女性相談センターや配偶者暴力支援センターのWEBページには掲示されておらず、県サイトにもhtmlで掲示されていなかったため、検索してもなかなか該当しなかった。

（県サイトではなく「あざれあ」に掲示されている。

http://www.azarea-navi.jp/wp-content/uploads/2011/10/DV_防止啓発リーフレット.pdf）

もう一点、「あざれあ相談」電話番号が多言語表記されたパンフレットが作成されて窓口には置いてあるが、WEBページには掲示されていない。

浜松市は、市独自に、多言語DVパンフ（スペイン語、タガログ語、中国語、ベトナム語）を作成している（図2）。

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamaj/14welfare/14_4.html#6

上記2種のパンフレットには、利用できる社会的資源、県外の母語で利用できる相談先、離婚や保護命令など日本の法律や制度などの情報は含まれていないが、被害者・相談者がWEBなどで情報を入手できれば有用だろう。また、外国人に特化した情報も必要である。



図1

< Para sa mga nakakaranas ng DV >

Kung kailan kaya sigilado na may tanggapan ng DV?

Ang DV ay nangangahulugang domestic violence. Ang domestic violence ay karaniwan na nararanasan ng tao (at masaa) sa kanang asawa o kithaksana (kawatao ka tao ang nagsasabot sa huwag aral, atting wewent he may mabuti na relasyon sa binito). Dapat pa ito, ang karahasan na nararanasan mula sa iba't ibang karahasan ay matutuig na "Case DV".

Ang DV at Case DV ay nagsasabing pagtulungan at sari-saraplang pananaw at ililimitang na ikinamit na malakasang pagkulan ng amihang at takdahan na pinamalo.

Sa unang halipiton, ang mga gising na ay hindi mapapahid.

Ano ang DV?

DV: Domestic Violence (Kawatao na Tahanan)

Ang DV ay nangangahulugang domestic violence. Ang domestic violence ay karaniwan na nararanasan ng tao (at masaa) sa kanang asawa o kithaksana (kawatao ka tao ang nagsasabot sa huwag aral, atting wewent he may mabuti na relasyon sa binito). Dapat pa ito, ang karahasan na nararanasan mula sa iba't ibang karahasan ay matutuig na "Case DV".

Ang DV at Case DV ay nagsasabing pagtulungan at sari-saraplang pananaw at ililimitang na ikinamit na malakasang pagkulan ng amihang at takdahan na pinamalo.

Sa unang halipiton, ang mga gising na ay hindi mapapahid.

Hugis ng karahasan

Ang karahasan ay kundi lamang kinintidad sa pekala sa karahasan tulad ng paglulutong o paglulutik.

- **Pekala na karahasan**
 - Paglulutik, pambata, cibolahanat, cibolahan
 - Paglulutik
 - Paglulutik
 - Paglulutik ng iba't ibang pagkakaroon ng karahasan
- **Iba pa Karahasan Ngunit Hindi**
 - Parinigang na isulit ng "Deng", "Maramay ka na!", at iba pang parinigang na pinagbabawal ng yunit na karahasan tulad ng iba pang parinigang na "Tama ka na!", "Hindi ka pa", at iba pa.
 - Pagkakaroon ng iba't ibang pagkakaroon
 - Pagkakaroon ng iba't ibang pagkakaroon o iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba't ibang pagkakaroon ng iba pang iba
- **Gawasai na Karahasan**
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
- **Karahasan ng ekonomiya**
 - Iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
- **Karahasan kabilang ang mga kaka**
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba pang iba

Lakuk ng mga nabiigay na itas ay kulinukan ng DV.

Simulan natin sa pag-unawa kung ano ang DV!

DV

Epekto ng DV

Ang DV ay maaaring mag tama ng medyo na malaki at gamitin na kapag siya ay nagsilbi sa tao.

- **Epekto sa mga Biktima**
 - Magpapatulungan ng iba pang iba, totoo kasi, at iba pang iba
 - Magpapatulungan ng iba pang iba na kawatao ng karahasan na malakasang pagkulan ng iba pang iba
 - "Lakuk na lang ng nagsasabot" at "mali" o "Lakuk ng iba pang iba"
 - Kawanian ng iba pang iba na gamitin ng iba pang iba
 - Pagkakaroon ng iba pang iba
- **Epekto sa mga Bata**
 - Gamitin ng iba pang iba na maaaring adunay na biktimo na kawatao ng karahasan ng karahasan na makakabigay ng iba pang iba
 - Makakabigay ng iba pang iba

図2 浜松市作成



Gender Equality Bureau, Cabinet Office

1. Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims

In 2001, the Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims was enacted to prevent victims of spousal violence. The Act was amended for the first time in 2002, and again in 2007 to further reinforce its provisions. The Act also applies to all foreigners living in Japan.

Spouse: May be male or female. This includes common law (unmarried) partners and former spouses (in cases where a spouse is separated from his/her former spouse).

Violence: Includes not only bodily harm, but also psychological and sexual violence (however, Prosecution Orders apply only to bodily harm or life-threatening intimidation, etc.).

The Act provides for official personnel staff, in the performance of their duties, pay due consideration to the psychological and physical conditions of the victims, their environment, etc., and respect the humanity of these victims.

2. Spousal Violence Counseling and Support Centers

Spousal Violence Counseling and Support Centers in each prefecture offer the following kind of consultation, counseling, and support practices for victims and accompanying family members and various organizations.

1. Consultation and information to organizations that provide counseling
2. Counseling
3. Assistance of safety in an emergency and temporary protection of family members
4. Provision of information and other forms of support that will promote the self-reliance of victims
5. Provision of information pertaining to the use of the protection order to stop, and other forms of support
6. Provision of information pertaining to the use of the protection order to stop, and other forms of support
7. Of the support outlined in 1 to 6 above, programs implemented by the various SV Centers differ from Center to Center.

3. Temporary Protection

In addition to undertaking various intervening work, Women's Consulting Offices in each prefecture also offer temporary protection for victims of spousal violence. These victims can live in safety for short periods, together with their children if applicable. Temporary protection is sometimes provided through arrangement in private homes and other organizations.

Private shelters:

Private shelters are facilities run by private-sector organizations, where victims of violence can find emergency or temporary refuge. Such shelters provide support for victims, such as accommodations, meals, etc., as well as various forms of counseling. For more information, please contact your nearest Spousal Violence Counseling and Support Center, etc.

4. Applicable Welfare Systems

Depending on your status of residence, income and other conditions, you may be able to use the following welfare systems. For more details, please contact your nearest Spousal Violence Counseling and Support Center, etc.

D. Medical insurance system

With the victim in her/his usual place, and from looking in the vicinity of the victim's residence, workplace, etc., for the period specified in Order 1 above.

4. Order to Victim: Order that obliges the abuser to leave the residence shared at the main home with the victim, and not to enter at the vicinity of the victim's residence for a period of 2 months.

Violation of a protective order by the abuser is punishable by imprisonment with work, for not more than one year or a fine of not more than one million yen.

Penalties for Protection Orders include the following matters. For more details, please contact your nearest Spousal Violence Counseling and Support Center, etc.

- The circumstances under which the victim was subjected to the bodily harm or life-threatening intimidation
- Sufficient evidence to prove that a grave risk of serious harm to the life or body of victim resulting from intended bodily harm exists
- Sufficient evidence to prove the necessity of issuing an order to prohibit the abuser from approaching victims (including with the victim) (when requesting an order prohibiting approach to a childbearing child)
- Sufficient evidence to prove the necessity of issuing an order to prohibit the abuser from approaching family members of the victim or other persons who have a close relationship with the victim in social life (when requesting an order prohibiting approach to a family member, etc.)
- Whether you consulted a police officer at Spousal Violence Counseling and Support Centers (SV Centers), the content of your consultation, etc.

Japanese is the prescribed language in Japanese courts. All such petitions for Protection Orders also have to be presented in Japanese. For those who cannot afford the costs of translation or interpretation while preparing the documents necessary for filing a petition, there is a system of legal aid whereby the costs are subsidized and then repaid in installments.

5. Renewal of Period of Stay, Change in Status of Residence

You can apply to an immigration Bureau for an extension of your period of stay in Japan, or for a change in your status of residence (referred to below as "extension of period of stay, etc.") regardless of whether you have cooperation from your spouse. Once your approved period of stay in Japan expires, an application for an extension of period of stay, etc. will not be accepted. Therefore, please contact your nearest Immigration Bureau, etc., before your visa expires.

Changes in the status of residence may be permitted for foreign patients who wish to continue their stay (for example, to receive medical treatment in Japan), etc.

Outside the above, victims of human trafficking cases, or eligible recipients of protection, receive advice from Protecting the Police, Regional Immigration Offices, Women's Consulting Offices, or other bodies. Please contact the relevant body for advice.

6. Handling of Alien Registration Card

In principle, alien registration cards are not disclosed to the public, and since a copy of an alien registration card or a certificate of registered residence can only be requested by a police officer or a relative, etc. living with the foreigner, it is not possible for a spouse who is living separately from the foreigner to request a copy of an alien registration card or a certificate of registered residence, even if, for example, the spouse still has a marital relationship with the foreigner. For details regarding handling of alien registration cards, please contact the division in charge of alien registration in your municipality.

In Japan, everyone is subject to some form of medical insurance. Every month, each person pays an insurance premium, is entitled to use medical treatment, and the medical provider is entitled to receive payment from the medical insurance.

The type of medical insurance system differs according to occupation, region, etc. For example, employees of private companies subscribe to health insurance, and ordinary citizens (other than temporary residents) subscribe to national health insurance.

Health insurance is available regardless of nationality and status of residence, but does not apply to illegal foreigners. National health insurance is available to foreigners who have undergone registration and whose period of stay is at least 1 year.

It is also possible for a victim to use health insurance to have inquiries about medical conditions resulting from violence by a spouse made directly. In addition, if there is the possibility that the abuser will find out about the medical institution where the victim had visited due to a service regarding medical care being sent, it is possible for the victim to request for a change in the destination to which the notification of medical bills is sent.

O. Systems concerning Child Benefit

This includes children (either past or members or others who now children living separately from their fathers, due to example) of divorce of the parents. Depending on the system, the age of the eligible children may differ.

With regard to child benefit, if certain conditions are fulfilled, it is possible to request a payment of child benefit to spouses, and to make victim receive child benefit by submitting an application.

P. Public Assistance System

This system provides necessary money and services in proportion to the level of poverty, including child benefit assistance, education assistance and medical assistance, to people who are reduced to poverty even if they exhaust all of their assets and ability to work.

Although this legally applies only to Japanese citizens, protection for foreigners with a status of residence, such as permanent residence, residents who are legal residents of Japan and who do not have restrictions on activities as provided in accordance with the Public Assistance Act.

E. Punishment of Abusers

In Japan, it is prohibited for a person to inflict physical harm or bodily injury upon another person, unless he/she is a spouse. If you are a victim of such violence, do not hesitate to notify, or report this to the police.

F. Protection Orders

In case where a victim who has been subjected to bodily harm or life-threatening intimidation by a spouse or highly likely to suffer serious harm to his/her life or body from spousal violence, a Protection Order shall be issued to the abuser by a district court, subject to a written petition to the court. Protection Orders consist of the following:

1. Order Prohibiting Approach to the Victim: Order that forbids the abuser from approaching the victim, or entering in the vicinity of the victim's dwelling (except for the duration that the victim stays at the main home with the abuser, workplace, or other place for 2 months).
2. Order Prohibiting Phone Calls or Other Behavior: Order that prohibits the abuser from committing the following acts with regard to the victim for the period specified in Order 1 above:
 - (1) Requesting a meeting
 - (2) Telling matters that suggest that the spouse is monitoring the victim's behavior, etc.
 - (3) Excessively rude, violent words and deeds
 - (4) Phone calls without saying anything, or repeated phone calls, thematic transmission or visual messages except in cases of urgent necessity
 - (5) Phone calls, facsimile transmission or visual message at night (between 10 p.m. and 6 a.m.) except in cases of urgent necessity
 - (6) Sending filthy materials, animal carcasses or other extremely disgusting or repulsive materials, etc.
 - (7) Releasing matters that harm the victim's dignity, etc.
3. Order Prohibiting Approach to the Victim's Child or Relative, etc.: Order that, when deemed necessary in order to prevent the victim from being obliged to meet the abuser with regard to the child or relative, etc., prohibits the abuser from approaching the victim's child (either living with the victim or relative relative of the victim, or another person who has a close relationship



図3 内閣府作成

そのため、本研究では、英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語で、16 ページの多言語情報提供パンフレットと、対面的な相談場面で使用できる指差し質問シートを作成した。

パンフレットは、相談者にも相談対応者にも使用できるように、内閣府が作成したパンフ¹（図 3）に研修などでニーズがあった内容を加え、また静岡県内のローカルな情報を加えて内容を精査した。完成したパンフレットは、県内の女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター、健康福祉センター、市町の所管課や福祉事務所、一時保護所（事業受託の民間を含む）、婦人保護施設、母子生活支援施設、静岡県国際交流協会、市町国際交流協会、教会や民間 NPO、行政書士会や弁護士会に 2500 部配布した。また、被害者が情報を見つけるよう、WEB ページを作成して、PDF と HTML ファイルで掲示した。本ページはリンクフリー、掲示フリーであるため、広く使用していただきたい。

指差し質問シートは、窓口で必要最低限確認しなければならない事柄について、ただちに通訳を手配することが難しかったり、日本語でのコミュニケーションはできるが内容を確認しながら相談対応したい場合に、被害者の母語と日本語を示せるよう、多言語で作成した質問と回答の選択肢のシートである。A3 両面で作成し、窓口で使用できるよう硬質のカードケースに入れて、上記関係各所に配布した。他の都道府県や民間機関が使用できるよう、WEB ページでも公開している。

（2）パンフレットと指差し質問シート

次ページ以降に示す。

※掲載 WEB サイトは、

『相談者も支援者も使用できる多言語 DV 相談・支援イエローガイド 静岡県版』
で検索していただきたい。

¹ <http://www.gender.go.jp/e-vaw/book/02.html>

に掲示されている。日本語、英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語でそれぞれ 4 ページのパンフレットで

- 1 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律
- 2 配偶者暴力相談支援センター
- 3 一時保護
- 4 利用できる福祉制度（医療保険制度、児童諸手当に関する制度、生活保護制度）
- 5 加害者の処罰
- 6 保護命令
- 7 在留期間の更新・在留資格の変更
- 8 正規の在留資格を有しないで日本に滞在している場合
- 9 外国人登録原票の取り扱い
- 10 支援の流れ が記載されている。

Para você
que sofre de
DV

Para sa
mga may
suliranin sa
DV

なや
DVに悩むあなたへ

For those
struggling
with
DV

写给受
家庭暴力
困扰的你

DV (domestic violence) とは、パートナーからの暴力のことです。

暴力は、身体の暴力だけでなく、心の暴力、性的暴力、経済的暴力なども入ります。

DV (Violência doméstica) se refere à violência praticada pelo marido, namorado, ex-marido ou outros. A violência pode ser física, moral, sexual, financeira, etc.

Ang DV (domestic violence) ay pananakit ng asawa, kasintahan o dating asawa.

Ang pananakit ay hindi lamang kinabibilangan ng pananakit sa katawan kundi sakop din ang sikolohikal, sekswal at pinansyal na pananakit at iba pa.

DV (domestic violence) is violence or intimidation from a spouse, partner, or former spouse.

Violence includes not only bodily harm, but also psychological and sexual violence, and financial intimidation.

家庭暴力是指配偶、交往对象或原配偶等施加的暴力。

暴力不仅限于身体上的暴力，还包括精神上的暴力，性暴力，经济上的暴力等。

DV 相談の流れ

- Fluxograma da Consulta sobre DV
- DALOY NG KONSULTA SA DV
- Flow Chart for Domestic Violence
- 家庭暴力咨询的流程

相談

Konsulta
Konsultasiyon
Counseling institution
咨询

相談機関

静岡県女性相談

- Instituições de Consulta
Centro de Consulta para Mulheres da Província de Shizuoka
- Consultation Organizations
Samahan ng Konsulta para sa Kababaihan
- Shizuoka Prefecture's Counseling for Women
- 咨询单位
静冈县女性咨询

相談したい

- Deseja se consultar
- Nais kumonsulta
- Need for counseling
- 想咨询



- Escritório de Assistência da Cidade ou Distrito, Centro de Assistência Social e Saúde (Província), Departamentos responsáveis da prefeitura, outros
- City and Ward Welfare Office
Health Welfare Center (Prepektura)
Konektadong Seksyon ng lugar
- Town, City Welfare offices, Health and Welfare centers (Prefecture)
- 市区福祉事务所，健康福祉中心（县），町相关科室

保護

Proteção
Protektsiyon
Protection
保护

静岡県女性相談センター

- Centro de Consultas para Mulheres da Província de Shizuoka
- Sentro ng Konsulta para sa Kababaihan sa Lalawigan ng Shizuoka
- Shizuoka Prefecture Women's Counseling Center
- 静冈县女性咨询中心

一時保護

- Proteção Temporária
- Pansamantalang proteksiyon
- Temporary protective custody
- 临时保护

精神的支援

- Ajuda Psicológica
- Sikolohikal na Suporta

Psychological support

精神上的支援

相談室

- Sala de Consultas
- Konsulta
- Counseling centers
- 咨询室

精神保健福祉施設

- Instituição de Assistência e Saúde Psicológica
- Initusyon para sa
- Mental health welfare
- 精神保健福祉设施

医療機関

- Instituição Médica
- Pagamutan
- Medical institution
- 医疗机构

子どもへの支援

- Ajuda às Crianças
- Suporta sa mga bata

Support for children

对儿童的支援

児童相談所

- Centro de Consultas Infantis
- Sentro ng Konsulta ukol sa bata
- Child consultation center
- 儿童咨询中心

保育所、学校など

- Creches, Escolas e outros
- Nursery center, paaralan atbp.
- Daycare center, School, etc.
- 保育所、学校 等

経済的支援

- Ajuda financeira
- Pang-ekonomiyang suporta

Financial support

福祉事務所（児童扶養手当、生活保護）

- Escritório de Assistência Social (Instituição de Ajuda à Subsistência da Mãe e do Filho, etc.)
- Welfare Office (Tulong sa pag-aalaga ng anak, Proteksiyon sa Pamumuhay)
- Welfare office (Child Rearing Allowance, Public Assistance)
- 福祉事务所（儿童抚养补助金、母子生活支援设施等）

住宅支援

- Ajuda para Moradia
- Suporta sa Tirahan

Housing support

公営住宅

- Moradia Pública
- Suporta sa Tirahan
- Housing support
- 公营住宅

福祉事務所（母子生活支援施設等）

- Escritório de Assistência Social (Auxílio ao Sustento Infantil, Ajuda Social)
- Welfare office (Institusyon pang-suporta sa mag-iná)
- Welfare office (Mother and Child Support facilities, etc.)
- 福祉事务所（母子生活支援设施等）

かがいしゃ 加害者がいない ひなん ところに避難したい

- Quer um abrigo num lugar afastado do agressor
- Nais lumisan sa lugar na wala ang nang-aabuso.
- Victims who want to escape their abuser
- 想去见不到加害者的地方避难

かがいしゃ 加害者をひきはなしてほしい

(身体に対する暴力、生命や身体に対する脅迫あり)

- Deseja o afastamento do agressor
(Sofre violência física e ameaças físicas ou de vida)
- Nais mapalayo sa nanakit na tao
(Panananakit sa katawan, panananakot sa buhay)
- Victims who want their abuser to be kept at a distance
(Bodily harm or life-threatening intimidation, etc.)
- 想与加害者疏远、分开
(有对身体上的暴力以及对生命或身体安全等的威胁)

配偶者暴力相談 支援センター

- Centro de Ajuda e Consultas sobre Violência Conjugual
- Sentro para sa suporta at konsulta sa pananakit ng asawa
- Spousal Violence Counseling and Support Centers
- 配偶暴力咨询支援中心

けいさつ 警 察

- Polícia
- Pulis
- Police
- 警察

ほごめいれい もう た ひがいしゃ ちほうさいばんしょ 保護命令の申し立て (被害者から地方裁判所に)

- Solicitação de Ordem de Proteção
(Solicitação da vítima ao Tribunal Regional)
- Paghiling ng kautusan ng pagprotekta
(mula biktima sa regional court)
- Petition for Protection Order
(Victim submits petition to district court)
- 申请保护命令 (被害人向地方裁判所提出)

ほごめいれい はつい 保護命令の発令 (地方裁判所から加害者に)

- Emissão da Ordem de Proteção
(O Tribunal Regional emite a ordem para o agressor)
- Pagbigay ng kautusan ng pagprotekta
(mula regional court sa taong nanakit)
- Issuance of Protection Order
(District court issues Protection Order to assailant)
- 发布保护命令 (地方裁判所向加害者)

就労支援

- Ajuda para recolocação profissional
- Employment support
- Suporta para sa pagtatrabajo
- 就业支援

ハローワーク (就業相談、職業紹介)

- Hello Work (Consultas sobre Trabalho, Apresentação de Trabalho)
- Hello Work (konsulta sa trabaho, referral sa trabaho)
- Hello Work (public employment security office),Work matching and work introduction
- 公共职业安定所 (就业咨询，职业介绍)

安全の確保

- Garantia de segurança
- Protective custody
- Pagtitiyak sa kaligtasan
- 安全的保障

不動産業者

- Imobiliária
- Real estate agent
- Real estate agent
- 房屋租赁公司

けいさつ 警察

- Polícia
- Police
- Pulis
- 警察

ほうとうさしえん 法的支援

- Apoio Jurídico
- Legal support
- Suportang Pambatas
- 法律支援

くし まち こくさいこうりゅうきょうかい 区市町や国際交流協会、弁護士会や行政書士会の相談会

べんごしかい ほう 弁護士会、法テラス、家庭裁判所 (調停)

- Prefeituras, Associações de Relações Internacionais, Consultas realizadas pela Associação de Advogados e Associação de Despachantes Advogados, Houterasu, Tribunal de Família(intervenção)
- Lungsod, Asosasyon ng Ugnayang Internasyonal ng bawat lugar, Asosasyon ng mga Abogado, Asosasyon ng mga Administrative Scrivener (Immigration Lawyers) Asosasyon ng mga Abogado, Hoterasu, Hukuman (Arbitrasyon)
- Town, City, Shizuoka Association for International Relations, Law associations, Administrative Scrivener (Immigration Lawyers) Association counseling sessions, Japan Legal Support Center, District courts
- 区市町或国际交流协会、律师协会或行政书士协会咨询会、律师会、日本司法支援中心、家庭裁判所 (调停)

ぎょうせい そうだん まどぐち
行政の相談窓口

- Locais de Consultas do Governo
- Tanggapan para sa konsulta ng pamahalaan

● Administrative counseling desk

● 行政（机关）的咨询窗口

● 内閣府 DV 相談ナビ

- Consulta sobre DV do Gabinete do Governo
- Konsulta sa DV Navi ng Cabinet Office
- Cabinet Office DV Counseling Navi
- 内閣府家庭暴力咨询指南

0570-0-55210

● 健康福祉センター (DV相談窓口)

- Centro de Saúde e Assistência Social (Consultas sobre DV)
- Sentro para sa Health at Welfare (Tanggapan para sa pag-konsulta ukol sa DV)
- Health and Welfare Center (DV Counseling Desk)
- 健康福祉中心 (家庭暴力咨询窗口)

賀茂 Kamo Kamo area

0558-22-9217
中部 Região Central Central area

東部 Região Leste Parteng Silangan East

055-926-9217
西部 Região Oeste Parteng Kanluran West area

054-644-9217

0538-33-9217

● 富士市配偶者暴力相談支援センター

- Centro de Ajuda e Consultas sobre Violência Conjugal da Cidade de Fuji
- Sentro para sa Suporta at Konsulta ng Pananakit ng Asawa sa Lungsod ng Fuji
- Fuji City Spousal Violence Counseling and Support
- 富士市配偶暴力咨询支援中心

0545-51-1128

● 静岡県男女共同参画センター あざれあ

- Centro de Promoção de Igualdade de Gênero da Província de Shizuoka Azarea
- Sentro para sa Gender Equality sa Prepektura ng Shizuoka AZAREA

<女性相談>

- Consultas para Mulheres
- Konsulta para sa Kababaihan
- Counseling for Women
- 女性咨询

賀茂 Kamo Kamo area

0558-23-7879
中部 Região Central Central area

東部 Região Leste Parteng Silangan East

055-925-7879
西部 Região Oeste Parteng Kanluran West area

054-272-7879

053-456-7879

● 静岡県女性相談センターDV相談ダイヤル

- Centro de Consultas para Mulheres da Província de Shizuoka (Centro de Ajuda e Consultas sobre Violência Conjugal) Telefone para Consultas de DV
- Sentro ng Konsulta para sa Kababaihan Prepektura ng Shizuoka, Pag-konsulta sa DV dial
- Shizuoka Prefecture Women's Counseling Center (Spousal Violence Counseling and Support Center) DV Counseling Dial
- 静冈县妇女咨询中心 (家庭暴力咨询援助中心) 家庭暴力咨询电话

054-286-9217

● 静岡市配偶者暴力相談支援センター

- Centro de Ajuda e Consultas sobre Violência Conjugal da Cidade de Shizuoka
- Sentro para sa Suporta at Konsulta ng Pananakit ng Asawa sa Lungsod ng Shizuoka
- Shizuoka City Spousal Violence Counseling and Support Centers
- 静冈市配偶暴力咨询支援中心

葵区 Aoi-ku Aoi Ward 葵区
駿河区 Suruga-ku Suruga Ward 駿河区
清水区 Shimizu-ku Shimizu Ward 清水区

054-221-1274 054-201-9126 054-354-2335

● 浜松市DV相談支援センター

- Centro de Ajuda e Consultas sobre DV da Cidade de Hamamatsu
- Sentro para sa Suporta at Konsulta sa DV, sa Lungsod ng Hamamatsu
- Hamamatsu City DV Counseling and Support Center
- 浜松市家庭暴力咨询支援中心

053-412-0360

● Shizuoka Prefecture Men and Women's Mutual Participation Center AZAREA

● 静岡县两性平等中心 AZAREA

<男性相談 (毎月第1・3土曜日 13:00~17:00) >

- Consultas para Homens (Todos os meses no 1º e 3º sábados, 13:00 às 17:00)
- Konsulta para sa Kalakihan (unang at pangatlong Sabado ng buwan 13:00 hanggang 17:00)
- Counseling for Men (Service available on the 1st and 3rd Saturdays, from 13:00 to 17:00.)
- 男性咨询 (每月第1.3 星期六 13:00-17:00)

054-272-7880

しづおかけん こくさい こうりゅう きょうかい
静岡県国際交流協会

- Associação de Relações Internacionais
- Asosasyon para sa Ugnayang Internasyonal

- Shizuoka Association for International Relations
- 静冈县国际交流协会

 054-202-3411 | <http://www.sir.or.jp/index.asp>

● そだんかいじょうほう
相談会情報

- Informações sobre locais de consulta
- Impormasiyon ng Konsulta
- Information for consultation meetings
- 咨询会信息

<http://www.sir.or.jp/multiculture/counselor/>

● ろうどうそだん
労働相談リスト

- Lista de locais de consultas sobre trabalho
- Lista han ng Konsulta Trabaho
- List of employment consultation
- 劳动咨询一览表

http://www.sir.or.jp/multiculture/counselor/cate/contents_type=153

● きょういくそだん
教育相談リスト

- Lista de locais de consultas sobre educação
- Lista han ng Konsulta sa Edukasyon
- List of education support centers
- 教育咨询一览表

http://www.sir.or.jp/multiculture/counselor/cate/contents_type=152

● しづおかんない せいかつ
静岡県内の生活ハンドブック

- Guia da vida cotidiana da Província de Shizuoka
- Handbook ng Pamumuhay sa Prepektura ng Shizuoka

<http://www.sir.or.jp/multiculture/useful/>

● せいかつ そだん
生活相談リスト

- Lista de locais de consultas sobre a vida cotidiana
- Lista han ng Konsulta sa Pamumuhay
- List of daily life consultation centers
- 生活咨询一览表

http://www.sir.or.jp/multiculture/counselor/cate/contents_type=150

● いりょう そだん
医療相談リスト

- Lista de locais de consultas sobre tratamento médico
- Lista han ng Konsulta sa Pagpapagamot
- List of medical needs consultation centers
- 医疗咨询一览表

http://www.sir.or.jp/multiculture/counselor/cate/contents_type=151

● こくさいこうりゅう こくさいきょうりょだんたい
国際交流・国際協力団体リスト

- Lista de Organizações Internacionais e Grupos de Cooperação Internacional
- Lista han ng Pang-internasyonal na Ugnayan at Grupo para sa Internasyonal na Kooperasyon
- List of Association for International Relations, and overseas cooperative organizations
- 国际交流、国际合作团体一览表

<http://www.sir.or.jp/group/>

● Shizuoka Daily Life Handbook

- 静岡县内的生活指南

● 各市町に国際交流協会、交流ラウンジがあります。相談会を実施しているところもあります。

- Cada cidade dispõe de uma associação de relações internacionais e/ou um salão de intercâmbio. Em alguns destes locais se realizam consultas.
- Sa bawat lugar mayroong Asosasyon ng Ugnayang Internasyonal o Exchange Lounge. May lugar na nagsasagawa rin ng konsulta..
- Association for International Relations offices and Exchange Lounges are located in each city and town. Consultation meetings are held at these locations.
- 各市町有国际交流协会或交流社交室。有些地方还举行咨询会。

ぜんこくてき かつどう だんたい みんかん
全国的に活動している団体や民間シェルター

- Grupos e abrigos privados com atividades em todo o país
- Mga Grupong aktibo sa buong bansa at pribadong shelter

- Organizations and Civil Shelters Active Nationwide
- 在全国开展活动的团体及民间

● 対応言語 ● Idiomas disponíveis ● Lenggawaheng Maaring Tugunan ● Available in listed languages ● 对应语言

● シェルターあり (在留資格不問) 福祉事務所に相談してください。

- Com abrigo (não se pergunta sobre o visto) Por favor, consulte o Escritório de Assistência Social.
- Mayroong "shelter" (Hindi tinatanong ang status ng pananatili) Komunlata sa welfare division ng city hall.
- Indicates shelter options available (regardless of visa or residence status) Please consult a local welfare office.
- 设有避难所 (不问在留资格) 请向福祉事务所咨询。

● よりそいホットライン

- Yorisoi Hotline
- [Yorisoi Helpline](#)
- Yorisoi Hotline
- 贴心热线

0120-279-338

<http://279338.jp/yorisoi/foreign/>

英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語
(English / 中文 / 한국어 / ພາສາໄທ / Tagalog / Español / Português / Tiếng Việt / නෙපාලී)

- Counseling Center for Women (CCW)
- Centro de Consultas para Mulheres
- [Sentro ng Konsulta para sa Kababaihan](#)
- Counseling Center for Women
- 外国籍女性咨询室

英語、中国語、韓国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語
(English / 中文 / 한국어 / Tagalog / Español / Português)

090-8001-4695

090-8002-2949

<http://www.ccwjp.org/>

● カラカサン

- Kalakasan
- [Kalakasan](#)
- Kalakasan
- Kalakasan

044-580-4675

<http://kalakasan.com/jp/>

英語、タガログ語 (English / Tagalog)

● 女性の家HELP

- Casa da Mulher HELP
- [Bahay para sa mga Kababaihan HELP](#)
- Women's Shelter HELP
- 女性之家 HELP

03-3368-8855 <http://kyofukai.jp/>

英語、タガログ語 (English / Tagalog)
タガログ語は (月・水・金) Tagalog (Lunes, Miyerkules, Biernes)

● ウエラワーリー よりそいホットライン

- Waelaa Waaree Yorisoi Helpline
- [Waelaa Waaree Yorisoi Helpline](#)
- Waelaa Waaree, Yorisoi Helpline
- 维拉瓦利 贴心热线

0120-279-338

<http://waelaa-waaree.org/> タイ語 (ភាសាខ្មែរ)

● かけこみ女性センターあいち

- Centro de Refúgio para Mulheres Aichi
- [Kakekomi Josei Center sa Aichi](#)
- Kakekomi Women's Center Aichi
- 女性临时避难中心 爱知

英語、タガログ語、タイ語、スペイン語 (English / Tagalog / ພາສາໄທ / Español)

※金曜日に面接相談会 (フィリピン人移住者センターと連携)

May araw ng konsulta para sa migranteng kababaihan (dayuhan).

外国の方専用電話番号

- Número de telefone exclusivo para estrangeiros
- Hotline for Foreigners
- Numerong maaaring tawagan ng mga dayuhan.
- 外国人专线

090-3959-5285 <http://stop-dv.org/>

Face-to-face counseling is available on Fridays (in cooperation with Filipino Migrants Center)

ほうむきょく

にゅうこく てつづ

さいりゅう てつづ

せいかつ かん

そだん

法務局 <入国手続き、在留手続き、生活に関する問い合わせ・相談など>

- Ministério da Justiça <Consultas sobre entrada no país, trâmites de visto de permanência, vida cotidiana>
- Ministeryo ng Katarungan <Konsulta ukol sa pagpasok, pamamalagi sa bansa at pamumuhay rito.>
- Legal Affairs Bureau <Information regarding immigration and resident status processing and daily life>
- 法务局 <咨询有关入国、在留手续、生活等>

● 東京入国管理局（法務局外国人在留総合）インフォメーションセンター

● Departamento de Controle da Imigração de Tokyo
Centro de Informações (Informação Geral sobre Visto de Estrangeiros do Ministério da Justiça)

● Tanggapan ng Imigrasyon sa Tokyo (Legal Affairs Bureau of Immigration) Information Center

● Immigration Bureau of Tokyo (Legal Affairs Bureau Foreign National Resident general information) Information Center

● 东京入国管理局（法务局外国人在留资格综合）咨询中心

📞 0570-013904

● 浜松外国人総合支援ワンストップセンター

● Centro One Stop de Auxílio a Estrangeiros de Hamamatsu

● One Stop Center para sa pangkalahatang suporta sa mga dayuhan sa Hamamatsu

● Hamamatsu Foreign National General Support One-stop

● 滨松外国人综合一站式支援中心

📞 053-458-2170

🌐 英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語

(English / 中文 / Tagalog / Español / Português)

● 法務局 女性の人権ホットライン

● Ministério da Justiça Hotline dos Direitos das Mulheres

● Ministeryo ng Katarungan, Hot Line para sa Karapatan ng mga Kababaihan

● Legal Affairs Bureau Women's Human Rights Hotline

● 法务局 女性的人权热线

📞 0570-070-810

● 名古屋入国管理局

● Departamento de Controle da Imigração de Nagoya

● Tanggapan ng Imigrasyon sa Nagoya

● Nagoya Immigration Bureau

● 名古屋入国管理局

📞 052-559-2150

母国の領事館にも問合せ可能。

- Poderá solicitar também informações ao consulado do seu país.
- Maaari ring magtanong sa inyong Konsulado
- You may inquire at the Consulates of your country.
- 也可以向母国的领事馆咨询

弁護士等の専門家

- Advogados e outros especialistas
- Lawyers and Other Specialized Professionals
- Dalubhasa tulad ng Abogado atbp
- 律师等专家

● 法テラス（国が設立した法人、法律相談）多言語情報提供

- Houterasu (Órgão estabelecido pelo país, consultas jurídicas) Serviço de informação em vários idiomas
- “Houterasu” (public legal center na itinatag ng pamahalaan, Konsultasiyon sa Batas) Pagbigay ng impormasyon sa ibat-ibang lengguwahe
- Japan Legal Support Center “Houterasu” (nationally established corporate body for legal consultation) Multilingual consultation
- 日本司法支援中心（国家设立的法人、法律咨询）可提供多国语言信息

英語、中国語、韓國語、スペイン語、ポルトガル語
(English / 中文 / 한국어 / Español / Português)

0570-078377

<http://www.houterasu.or.jp/multilingual/>

● 静岡県の法テラス

- Houterasu da Província de Shizuoka
- “Houterasu” sa Prepektura ng Shizuoka
- Shizuoka Legal Support Center "Houterasu"
- 静岡县日本司法支援中心

● 通訳の依頼可能

Poderá solicitar o serviço de um intérprete
Makakahiling ng Interpreter
Translator is available upon request.
可委托翻译

※利用の経済的条件についてはお問い合わせください。

Solicite informações sobre as condições econômicas para a utilização dos serviços

Magtanong lamang tungkol sa kondisyong ekonomiko sa paggamit ng serbisyo.

Please ask about economical condition.

关于利用时的经济条件，请咨询。

<http://www.houterasu.or.jp/shizuoka/>

法テラス静岡

Houteraru Shizuoka
Houterasu Shizuoka
Shizuoka "Houterasu" Legal Support Center
日本司法支援中心静岡

法テラス沼津

Houterasu Numazu
Houterasu Numazu
Numazu "Houterasu" Legal Support Center
日本司法支援中心沼津

法テラス浜松

Houterasu Hamamatsu
Houterasu Hamamatsu
Hamamatsu "Houterasu" Legal Support Center
日本司法支援中心浜松

050-3383-5400

050-3383-5405

050-3383-5410

● 法テラス犯罪被害専用ダイヤル

- Telefone Exclusivo de Houterasu para Vítimas de Crimes
- Houterasu Dial para sa Biktimang Krimen
- Japan Legal Support Center “Houterasu” for crime prevention free dial
- 日本司法支援中心 犯罪被害专用专线

0570-079714

● 静岡県の行政書士会

- Associação de Despachantes da Província de Shizuoka
- Asosasyon ng mga administrative scrivener o immigration lawyer sa Prepektura ng Shizuoka
- Shizuoka Public Notoriety Association
- 静岡县的行政书士会

054-254-3003

● 外国人出前相談あり

Realização de consultas a domicílio para estrangeiros

May outreach na pag-konsulta

Visitation consulting is possible

设有外国人上门咨询

市町や国際交流協会で、無料の法律相談をしていることもあります。

- Algumas associações de relações internacionais ou prefeituras oferecem consultas jurídicas gratuitas.
- May libreng konsulta na isinasagawa ang mga International Exchange Association sa bawat lungsod.
- Free legal consultation is available at local Association for International Relations.
- 市町或国际交流协会也设有免费的法律咨询。

● 緊急の場合は迷わず警察へ

- Em caso de emergência, ligue 110 Polícia, sem hesitar
- Kung emergency, huwag mag-atubiling tumawag sa pulis 110
- In case of emergency do not hesitate to call the police using 110.
- 在紧急情况下要毫不犹豫的找警察 打 110



110

配偶者間でも暴力は処罰の対象です

Mesmo entre cônjuges, a violência é alvo de punição

Maaaring maparusahan ang pananakit sa asawa

Even between spouses violence is a punishable offense.

即使是配偶之间实施暴力也是处罚的对象

● 静岡県警DV相談、人身取引相談（最寄の警察の生活安全部へ）

- Consultas sobre DV na Polícia da Província de Shizuoka, consultas sobre tráfico humano (Dirija-se ao Dept. Segurança da Comunidade da Delegacia de Polícia mais próxima.)
- Konsulta ng DV at human trafficking ng Pulis (Seksiyon para sa Hakbang sa Kaligtasan ng Taong pulis sa iyong lugar)
- Shizuoka Prefecture Police DV consulting, Human traffic consulting (Community Safety Division of Police in your place)
- 静岡县警察家庭暴力咨询、人口贩卖咨询（在附近警察的生活安全科）



他の言語の情報もあります

- 内閣府のホームページに、英語 (English) 、スペイン語 (Español) 、タイ語 (ภาษาไทย) 、タガログ語 (Tagalog) 、韓国語 (한국어) 、中国語 (中文) 、ポルトガル語 (Português) 、ロシア語 (Русский) 日本語のパンフレット (PDF) が載っています。

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/book/02.html>

- 浜松市のホームページに、ベトナム語 (Tiếng Việt) 、中国語 (中文) 、スペイン語 (Español) 、タガログ語 (Tagalog) のパンフレット (PDF) が載っています。

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamaj/14welfare/14_4.html#6

01 一時保護

● Proteção Temporária

● Pansamantalang proteksyon

● Temporary Custody

● 临时保护

危険で緊急避難が必要なとき、一時的に、安全な場所への避難を依頼できます（お子さんも一緒に保護・避難することができます）。その後の自立の支援も受けられます。福祉事務所に相談してください。（県外の外国人を多く受け入れているシェルターを利用したい場合も、福祉事務所に相談が必要です。）

Quando estiver em perigo e necessitar de um refúgio urgente, poderá solicitar um abrigo temporário em um local seguro (pode trazer seu filho (a)). Poderá receber o apoio para levar uma vida de forma independente. Consulte o Escritório de Assistência Social. (Caso deseje ir para o abrigo fora da Província onde estão abrigadas outras estrangeiras, é necessário consultar o Escritório de Assistência Social).

Sa oras ng panganib at kailangang lumisan kaagad, makakahiling ng pansamantalang ligtas na lugar na matutuluyan (mabibigyang proteksyon kasama ang anak). Pagkatapos, mabibigyan din ng suporta para sa pagsasariling pamumuhay. Kumonsulta po lamang sa Welfare Office. (Kapag lilipat kayo sa isang shelter na pang-dayuhan sa ibang prepektura, kailangang kumonsulta muna sa Welfare Office ng kasalukuyang prepektura.)

In case of danger where emergency refuge is necessary, a request can be made for temporary refuge at a safe location (your children may be accompanied during the temporary refuge period). Assistance for emancipating from your spouse is also available. Please consult a local welfare office. (Use of a shelter for foreigners in a different prefecture is possible through consulting your local welfare office.)

临时保护 遇到危险需要紧急避难时，一段时间，可以委托到安全场所的避难（孩子也可以一起受到保护）。自后可以接受独立生活的支援。请咨询福祉事务所（想去县外的接受大量外国人的避难所时，也有必要咨询福祉事务所）。

02 婦人保護施設

● Instituição de Proteção à Mulher

● Pasilidad para sa proteksyon ng mga kababaihan

● Women's Shelter Facilities

● 妇女保护设施

DV 防止法（と売春防止法）に基づく施設で、DV 被害にあった女性などが保護されて、自立のための支援を受けながら生活できる施設です。福祉事務所に相談してください。

É uma instituição com base nas leis de prevenção ao DV (e leis de prevenção da prostituição), onde as vítimas de DV são abrigadas e recebem apoio para levar uma vida de forma independente. Por favor, consulte o Escritório de Assistência Social.

Ang pasilidad ay alinsunod sa Batas ng Paghadlang sa DV (at Paghadlang ng Prostitusyon), binibigyan ng proteksyon ang mga babaeng biktima ng DV, at makakapamuhay dito sa pasilidad habang tumatanggap ng tulong para sa pagsasarili. Kumonsulta muna sa Welfare Office.

Women's Shelter Facilities are available in accordance with the, Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims, (and the Anti-Prostitution Act Law) for victims of spousal violence, to provide temporary protection and an environment to promote the independence of victims. Please consult a local welfare office.

根据防止家庭暴力法（及防止卖春法）建立的设施。不但是保护被害的女性，还同时为将来的独立生活提供所必要的援助。请向福祉事务所咨询。

03 宿所提供的施設

● Instituição de Alojamento

● Pasilidad na Matutuluyan

● Housing Assistance Facilities

● 提供住宿设施

生活保護法に基づく施設で、住むところがないときに利用することができます。福祉事務所に相談してください。

É uma instituição com base na Lei de Ajuda Social que pode ser utilizada quando estiver sem moradia. Por favor, consulte o Escritório de Assistência Social.

Alinsunod sa batas ng proteksyon sa pamumuhay, makakatigil sa pasilidad kung walang tirahan. Komunsulta muna sa Welfare Office.

In accordance with the Public Assistance Act, Housing Assistance Facilities can be used. Please consult a local welfare office.

根据生活保护法建立的设施。可以在没有住处时利用。请向福祉事务所咨询。

04 母子生活支援施設

- Instituição de Apoio à Vida da Mãe e do Filho
- Mother and Child Support Facilities
- Pasilidad para sa suporta sa pamumuhay ng nanay at anak
- 母子生活支援设施

児童福祉法に基づく施設で、お子さんと一緒に生活して、その後の自立に向けて支援を受けることができます。
福祉事務所に相談してください。

É uma instituição com base na Lei de Assistência Infantil onde poderá se abrigar com seu filho e receber o apoio para levar uma vida de forma independente. Por favor, consulte o Escritório de Assistência Social.

Alinsunod sa batas ng welfare para sa mga bata, makakapamuhay na kasama ang anak sa pasilidad, at makakatanggap din ng suporta para sa pagsasarili. Kumonsulta muna sa Welfare Office.

In accordance with the Child Welfare Act, your children may live with you as you receive further assistance to become independent at a Mother and Child Support Facility. Please consult a local welfare office.

根据儿童福祉法建立的设施。可以同孩子一起生活，接受将来独立生活的支援。请向福祉事务所质询。

05 児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、里親など）

- Instituição de Assistência Infantil (Orfanato para Bebês, Instituição de Amparo às Crianças, Pais Adotivos, etc.)
- Pasilidad para sa child welfare. (Infant Home, Orphanage, Foster parents)
- Child Welfare Institution Facilities (Infant homes, Children's nursing homes, Foster Parents)
- 儿童福祉设施（婴儿院、儿童养护设施、养父母等）

児童福祉法に基づいて、社会的養護 (foster care) としてお子さんを保護できます。乳児院、児童養護施設、里親などがあります。児童相談所に相談してください。

Baseado nas Leis de Assistência Infantil, pode acolher crianças como um lar adotivo temporário. Existem os orfanatos para bebês (Kojin), instituição de amparo às crianças (Jido Yogo Shisetsu), pais adotivos (Sato Oya) e outros. Por favor, consulte o Escritório de Assistência Social, Divisão de Cuidados Infantis (Hoikuka) ou a Divisão de Auxílio à Criação de Filhos (Kosodate Shienka).

Alinsunod sa batas ng welfare para sa mga bata, maaaring bigyan ng proteksyon ang bata sa pamamagitan ng 'foster care'. Mayroong infant home, orphanage at foster parents. Kumonsulta muna sa Welfare Office.

In accordance with the Child Welfare Act, a child can be placed into foster care. Infant homes, children's nursing homes, and foster parents can be provided. Please consult your local Child Consultation Center.

根据儿童福祉法，作为一种社会抚养 (foster care)，可以保护儿童。有婴儿院、儿童养护设施、养父母等。请向儿童咨询中心咨询。

06 ショートステイ・トワイライトステイ

- Short Stay • nighttime Stay
- Short stay, nighttime stay
- Short stay • nighttime stay
- 短期停留/尝试性居住

一時的に母子、あるいはお子さんを児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設）で預かります（7日以内）。保育課・子育て支援課など、福祉事務所に相談してください。

※いずれも利用料がかかることがあります、収入に応じて減免制度もあります。

É o acolhimento temporário da mãe e da criança ou somente da criança numa instituição de assistência infantil (Orfanato para Bebês, Instituição de Amparo às Crianças, Instituição de Auxílio à Subsistência da Mãe e do Filho). (A princípio, até 7 dias). Por favor, consulte a Divisão de Cuidados Infantis (Hoikuka).

※Será cobrada uma taxa de utilização, mas é possível utilizar o sistema de redução ou isenção da taxa de acordo com a renda.

Pansamantalang makakatigil ang nanay at mga anak sa pasilidad para sa child welfare (infant home, orphanage at pasilidad para sa suporta sa pamumuhay ng nanay at anak) ng hindi lalagpas ng pitong araw. Kumonsulta sa nursery division, dibisyon ng suporta sa pagpapalaki ng anak at dibisyon ng welfare. ng city hall.

※Maaaring may bayad, ngunit may sistema rin ng pagbabawas o paglibre ayon sa inyong kinikita.

A child welfare institution can be used by both the parent and child, or by only the child (as a rule for a seven day period or less). Please consult your local Day Care Division office, Child-care Support Division and Welfare Office.

※ The facilities require usage fee, however there is a reduction system based on one's income.

临时的接收母子或者把孩子委托给儿童福祉设施（婴儿院、儿童养护设施、母子生活支援设施）（原则上是7天之内）。请向保育科/育儿支援科、福祉事务所咨询。※以上所述设施有时会收费的，也有根据收入的减免制度。

01 保護命令

Ordem de Proteção

Kautusan ng Pag-protekta

Protection Orders

保护命令

からだ たい ぼうりょく せいめい など かん きょうはく はあい ちほう さいばんしょ もう た かがいしゃ せっせん きんし
身体に対する暴力、生命等に関する脅迫がある場合に、地方裁判所に申し立てて、加害者に、接近禁止、
 でんわ など きんし ひがいしゃ にもつ と だ かがいしゃ いちじてき いえ で い かがいしゃ せいめい せっせん きんし
電話等 禁止、被害者が荷物を取り出すために加害者に一時的に家から出て行ってもらう（退去命令）、な
 めいれい だ はいぐうしゃ ぼうりょく そうだん しえん けいさつ そうだん
どの命令を出してもらうことができます。配偶者暴力相談支援センターや警察に相談してください。

Se a vítima for agredida fisicamente ou haja ameaça de vida, poderá solicitar ao Tribunal Regional que emita uma ordem para o agressor de: "Proibição de Aproximação", "Proibição de Telefone, etc.", "Ordem de Sair da Casa" temporariamente para que a vítima possa retirar seus objetos pessoais da casa, etc. Por favor, consulte o Centro de Ajuda e Consultas sobre Violência Conjugal ou a Polícia.

Kapag may pananakit sa katawan at pananakot at magiging delikado ang buhay ng biktima, makakahiling sa hukuman ng kautusan laban sa nanakit na tao na bawal lumapit o bawal tumawag sa biktima, upang makuhang biktima ang mga kagamitan, kailangang pansamantalang umalis sa bahay ang nanakit na tao (kautusan ng pagpapaalis). Tumawag po lamang sa sentro para sa suporta at konsultasyon ng pananakit ng asawa o sa pulis.

In cases where physical violence, or threats to one's life have occurred, Protection Orders can be petitioned for from a district court, prohibiting close contact, prohibiting phone calls, as well as providing an opportunity to retrieve belongings without the abusive party present, (Order to Leave). Please consult a local Spousal Violence Counseling and Support Center, or the police.

有对身体实施暴力、威胁生命等的情况下，可以向地方裁判所提出申诉，对加害者可以发布禁止接近、禁止打电话、为了被害者去取行李让加害者暂时搬出共同生活的住处（离开命令）等命令。请与配偶暴力咨询中心及警察进行咨询。

02 離婚

Divórcio

Pagdidiborsiyo

Divorce

离婚

日本に住んでいる日本人と離婚する場合は、日本法が適用になります。夫婦ともに同じ国の外国人の場合は
 しゅっしんこく ほうりつ てきょう しゅっしんこく こと はあい にほんほう てきょう ふうふ おな くに がいこくじん ばあい
 出身国の法律が適用になります。出身国が異なる場合は日本法が適用になります。本国法によって離婚の手
 づき 続きは異なります。

日本では、裁判所を使わないで二人で話し合って離婚を決める「協議離婚」があります。離婚届には、子ど
 もの親権をどちらがおこなうのか、記入する欄がありますので、確認しましょう。
 りこん にほんじん はいこうしゃ など ざいりゅう しかく へんこう ばあい りこん ざいりゅう
 離婚して「日本人の配偶者等」でなくっても、在留資格の変更ができる場合もあります。離婚による在留
 しきく へんこう ざいじゅうれき こ こくせき こと ぎょうせい しょしかい
 資格の変更については、在住歴やお子さんがいるときの国籍などによっても異なりますので、行政書士会、
 NPO、弁護士会などに相談するとよいでしょう。

No caso de divórcio com um japonês que possui sua residência habitual no Japão, serão aplicadas as leis do Japão. No caso de ambos cônjuges serem estrangeiros do mesmo país, serão aplicadas as leis deste país. Se forem de países diferentes, serão aplicadas as leis do Japão. Os trâmites para o divórcio variam de acordo com as leis do país de origem.

No Japão, existe o "Divórcio Consensual" no qual os cônjuges decidem o divórcio de forma amigável sem a necessidade da intervenção do tribunal. Ao preencher a Notificação de Divórcio (Rikon Todoke), certifique-se de preencher também o espaço sobre a guarda dos filhos.

Ao se divorciar, perderá o “Visto de Cônjugue de Japonês ou outros”, mas dependendo do caso, é possível solicitar a alteração do tipo do visto. A alteração do tipo de visto devido ao divórcio varia de acordo com tempo de residência, nacionalidade dos filhos, caso tenha, e outros fatores. Recomendamos consultar a Associação de Despachantes (Gyosei Shoshikai), NPO, Associação de Advogados, ou outros.

Kapag magdidiborsiyo ang dayuhang nakatira na sa Japan at ng asawang Hapon, maaaring gamitin ang batas ng Japan. Kapag pareho ang nasyonalidad ang mag-asawa at nakatira sa Japan, aplikable ang batas ng sarili nilang bansa. Aplikable ang batas ng Japan kapag hindi pareho ang nasyonalidad ng mag-asawa at nakatira sa Japan. Depende sa batas ng sariling bansa, iba-iba ang pamamaraan ng pagdidiborsiyo.

Sa Japan mayroong sistema ng “pinagkasunduang diborsiyo”, makakapagdiborsiyo sa pamamagitan ng pag-uusap at hindi na kailangang mamagitan ang hukuman. Sa pagpaparehistro ng diborsiyo, kailangang siguraduhin kung sino ang mangangalaga o may awtoridad na magulang sa anak at isulat ang pangalan sa column ng “shinkensiya” (taong may custody).

Sa pagdiborsiyo kahit mawala man ang “kapahintulutan ng pananatili bilang asawa ng Hapon (spouse visa)” may posibilidad na makakapagpa-extend pa rin ng pananatili. Tungkol sa pagbabago ng status ng kapahintulutan ng pananatili nang dahil sa pagdidiborsiyo, iba-iba ang pamamaran ayon sa nasyonalidad, depende sa katagalang ng pananatili sa Japan at sa nasyonalidad ng mga anak. Kumonsulta sa mga asosasyon ng administrative scrivener o immigration lawyer, NPO, asosasyon ng mga abogado at iba pa.

For cases where the spouse is a Japanese National who lives habitually in Japan, the laws of Japan apply. When both partners are foreign nationals of the same country, the laws of their native country apply. When both partners are foreign nationals of different countries, the laws of Japan apply. Divorce Laws vary from country to country.

In Japan there is a system referred to as Divorce by Agreement. In this case, courts are not used and instead divorce is carried out through mutual agreement. In the Divorce Notice application, there is a location to clarify Parental Rights of children. Be sure to examine this point carefully.

In some cases, after divorce, you can change visa status to other than “Spouse or Child of Japanese National”. It depends on the duration of your stay in Japan and whether you have a child or not. Please consult with the Association of Administrative Scriveners (Immigration Lawyers), NPOs and the Bar Association.

与长期居住在日本的日本人离婚，依照日本的法律。夫妇双方均为同一国家的外国人，依照其本国法律。夫妇双方国籍不同，依照日本的法律。根据各国法律，离婚手续也不相同。

在日本，不通过裁判所而由两人谈话决定离婚的叫“协议离婚”。离婚申报书上有关孩子的亲权属于谁，有填写栏，请确认。离婚之后不再是“日本人配偶等”，也有变更在留资格的可能。因离婚而造成在留资格的变更，根据在住历以及有孩子时的国籍等不同情况，请与行政书士、NPO、律师协会等进行咨询。

① 親権

Guarda dos filhos

“Shinken” (custody o may awtoridad na magulang)

Parental Rights

子女监护权

日本の法律では、離婚したら、子どもの親権は、夫婦のどちらかがおこないます（単独親権）。

De acordo com as leis do Japão, ao se divorciar, um dos pais deverá ficar com a guarda dos filhos (guarda exclusiva).

Sa batas ng Japan, kapag magdidiborsiyo, pagpapasiyahan ng mag-asawa kung sino sa kanila ang may “custody” o magiging may awtoridad na magulang sa anak (dapat isa lamang sa mag-asawa ang may custody).

According to the laws of Japan, following divorce, a child’s parental rights are held by one of the two parents (Independent parental authority).

根据日本的法律，离婚后，子女的监护权由夫妻其中一方拥有（单独监护权）。

04 生活保護

Ajuda Social (Seikatu Hogo)
Proteksyon sa Pamumuhay o Seikatsu-hogo

Public Assistance
生活保护

永住性のある在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者）は、通達により生活保護が準用されます。福祉事務所や福祉課で申請します。外国人の場合、現在地と登録地が異なる場合、現在地保護ではないので、現在地の福祉課、福祉事務所から登録地に連絡してもらいます。

Quem possui o visto de caráter permanente (visto permanente, de residência, cônjuge de japonês e outros, cônjuge de portador de visto permanente, permanente especial) poderá solicitar a Ajuda Social. A solicitação pode ser feita no Escritório de Assistência Social ou na Divisão de Assistência Social. No caso de estrangeiros, quando a localização atual e o local de registro são diferentes, não poderá receber a ajuda social na localização atual, portanto, a Divisão de Assistência Social e o Escritório de Assistência Social da localização atual entrará em contato com o escritório do local de registro.

Ang may permanenteng status ng pananatili (permanent resident, long-term resident, asawa ng hapon, asawa ng permanenteng residente, special permanent resident), ayon sa notipikasyon, ay maaaring mapagkalooban ng proteksyon sa pamumuhay. Mag-aplay sa Welfare Office o Welfare Division ng city hall. Sa kaso ng mga dayuhan, kapag iba ang kasalukuyang tinitirhan sa nakarehistrong tirahan, kinakailangan patawagin ang lokal na Welfare Office sa Welfare Office kung saan naka-rehistro dahil sa kanila dapat mag-aplay.

Foreign residents with permanent resident status (Permanent Resident status, Long-term Resident status, Spouse of Permanent Resident status, Special Permanent Resident status) are eligible for Public Assistance following a government notice. Applications can be made at Welfare Offices and Welfare Divisions. Foreign nationals who are residing in a location different from where they are registered, should request a local Welfare Office to contact the Welfare Office where they are registered, as the Welfare Office of where they are registered is where any applications must be made.

拥有永住性的在留资格（永住者、定住者、日本人配偶者等、永住者的配偶等、特别永住者），根据通告适用于生活保护。请到福祉事务所或福祉科申请。如果是外国人，现居住地与登录地不一致时，现居住地不能进行保护，请现所在的福祉科或福祉事务所与登录地联系。

そのほか、健康保険や仕事の厚生年金、失業手当、子どもの教育や転校、児童手当、児童扶養手当などについても、わからないことがあったら相談しましょう。

Atendemos consultas de dúvidas sobre Seguro de Saúde, Seguro de Pensão Corporativa, Auxílio de Desemprego, Educação e Transferência Escolar de Crianças, Auxílio Infantil (Jido Teate), Auxílio para Sustento Infantil (Jido Fuyo Teate) e outros, portanto entre em contato conosco.

Komunsulta po lamang kapag may bagay na hindi nauunawaan tungkol sa seguro sa kalusugan at welfare pension ng pinagtatrabahuan, unemployment allowance, edukasyon ng anak at paglipat ng paaralan, child allowance at child-rearing allowance.

If you have any further questions regarding National Health Insurance, Welfare Pension, unemployment benefits, children's education or school transfers, Child Allowance and Child Care Allowance, please seek consultation.

其他，有关健康保险或工作单位的厚生年金、失业补贴、孩子的教育或转学、儿童补助金、儿童抚养补助金等，有不明白的地方请来咨询。

人身売買被害者の帰国費用は外務省が国際移住機関（IOM）で計画した予算を使えるほか、IOMによる支援があります。

O Ministério das Relações Exteriores incluiu no orçamento da Organização Internacional de Imigração, as despesas de regresso ao país no caso de vítimas de tráfico humano. A Organização tem outros tipos de ajuda.

Maaaring gamitin ang pondo ng Ministry of International Affairs na ino-offer sa International Organization for Migration (IOM) para sa gastos sa pag-uwí sa sariling bansa ng biktima ng human trafficking. Mayroong ding iba pang uri ng suporta.

05 ハーグ条約

Convenção de Haia
Hague Convention

Hague Convention
海牙公约

ハーグ条約では、国際結婚が破綻したさいに、同意なく子どもを母国に連れ出したり、面会させない場合、子どもを元の居住国へ戻すことが基本になっています。DV 被害者に対する配慮や支援がありますので、在外公館で情報提供、支援を受けてください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001736.html

Quando um casamento internacional se desfaz e os filhos são levados ao país de origem sem a autorização da outra parte, ou não lhe é permitido visitas, pelo princípio da Convenção de Haia, os filhos devem ser devolvidos ao país onde residiam. Os casos de vítima de DV também são considerados, portanto solicite informações e ajuda aos órgãos diplomáticos dentro e fora do Japão.

Ayon sa Hague Convention, kapag nasira ang pagsasama ng mag-asawa ng magkaibang nasyonalidad, at iniawi ang mga anak sa sariling bansa ng isang magulang nang walang pagsang-ayon ang asawa, o hindi pinapabisita sa anak, bilang pangunahing patakaran, maaaring pabalikin ang anak sa dati niyang tinitirahang bansa. Mayroong tulong sa mga biktima ng DV, kaya humiling ng impormasyon at magpatulong sa konsulado.

In accordance with the Hague Convention, children who after a divorce are taken without consent to the home country of a foreign national parent, or when visitation is rejected, as a rule the child is to be returned to the original country of residence. Considerations and support are provided for victims of spousal violence. Please seek information and assistance from Japanese diplomatic offices.

在海牙公约，如果国籍婚姻破裂时，不经过同意就擅自带孩子回国、不允许会面的情况下，原则上孩子将归还原居住国。因为有对于家庭暴力被害者的照顾及支援，请接受驻外使领馆提供的信息和支援。

06 無料低額診療事業 (厚生労働省の第二種社会福祉事業)

- Programa de Tratamento Médico de Baixo Custo ou Gratuito (Programa de Assistência Social Tipo 2 do Ministério da Saúde e Trabalho)
- Libre o Maliit na Gastos sa Medical Care (Pangalawang uring social welfare na gawain ng Ministry of Health, Labor and Welfare)
- Free Low Cost Medical Treatment Service (Ministry of Health, Labour and Welfare Class 2 Social Welfare Service)
- 免费低额诊疗事业 (厚生劳动省的第二种社会福祉事业)

「DV 被害者」「人身取引被害者」も対象になることがありますので病院に相談してください。静岡県内では、三島共立病院、静岡田町診療所、浜松佐藤町診療所、生協北浜診療所、静岡済生会病院があります (2015年)。

As “Vítimas de DV” e as “Vítimas de Tráfico Humano” também podem ser incluídas neste programa, portanto consulte o hospital. Na Província de Shizuoka, dispomos dos seguintes hospitais: Mishima Kyoritsu Byoin, Shizuoka Tamachi Shinryojo, Hamamatsu Sato-cho Shinryojo, Seikyo Kitahama Shinryojo, Shizuoka Saiseikai Byoin (2015).

Maaaring gamitin ang murang serbisyon pang-medikal care sa mga “biktima ng DV” o ”biktima ng trafficking ng mga tao”, kayat kumonsulta po sa welfare office. Sa Prepektura ng Shizuoka, magagamit ang serbisyon ito sa Mishima Kyoritsu Hospital, Shizuoka Tamachi Clinic, Hamamatsu Sato-cho Clinic, Co-op Kitahama Clinic, Shizuoka Saiseikai Hospital (as of 2015).

Victims of Spousal Violence and victims of Human Trafficking will be eligible for low-cost medical service, so please seek consultation at the hospitals. In Shizuoka Prefecture, the service is available at the following hospitals: Mishima Kyoritsu Hospital, Shizuoka Tamachi Clinic, Hamamatsu Satomachi Clinic, Seikyo Kitahama Clinic, Shizuoka Saiseikai Hospital (2015)

“家庭暴力被害者” “人口贩卖被害者” 都会成为咨询对象，请与医院联系。静冈县内有三岛共立病院、静岡田町诊疗所、浜松佐藤町诊疗所、生协北滨诊疗所、静冈济生会病院 (2015年)。

<http://www.iomjapan.org/>

For victims of Human Trafficking, the Ministry of Foreign Affairs can allocate funds from the IOM (International Organization for Migration) for returning home, as well as provide other assistance through the IOM.

对于人口贩卖被害者的归国费用可以使用由外务省向国际移住机关 (IOM) 列入的预算。另，IOM还可提供各种援助。



相談者も支援者も使用できる多言語 DV イエローガイド 静岡県版
ふじのくに地域・大学コンソーシアム助成研究

2016 年 2 月発行

研究代表者 静岡大学 白井千晶 shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

共同研究者 静岡県立大学 高畠幸

デザイン 佐藤 遥

連携機関 静岡県、静岡県国際交流協会、NPO 法人男女共同参画フォーラムしづおか、NPO 法人 Safety First 静岡

*このガイドは引用元を示せば、転載、配布自由です。

Guia amarelo sobre DV em várias línguas que pode ser usado pelo consultante e pelo assistente Editado pela Província de Shizuoka
Pesquisa subvencionada por “The Consortium of Universities and Local Communities in Shizuoka”

Publicado em Fevereiro de 2016

Representante da Pesquisa: Chiaki Shirai (Universidade de Shizuoka) shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

Colaboradora na Pesquisa: Sachi Takahata (Universidade Provincial de Shizuoka)

Cooperação: Província de Shizuoka, Associação de Relações Internacionais da Província de Shizuoka, NPO Corporação de Projeto para Igualdade de Gênero Fórum Shizuoka, NPO Corporação Safety First Shizuoka

Multilingual YELLOW GUIDE sa DV na magagamit ng taong kukonsulta at taga-suporta. Shizuoka Prefecture version
Ang pasasaliksik ay pinondonhan ng Fujinokuni Chiiki and University Consortium

Inilathala noong Pebrero 2016

Kinatawan sa Pagsasaliksik: Chiaki SHIRAI (Shizuka University) shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

Kapwa Tagapagsaliksik: Sachi TAKAHATA (University of Shizuoka)

Kaanib na Institusyon: Shizuoka Prefecture, Shizuoka Prefecture International Exchange Association, NPO Gender Equality Forum Shizuoka, NPO Safety First Shizuoka
Maaaring i-reprint o ipamahagi ang guide na ito basta't banggitin ang pinagmulan.

Multilingual DV Yellow Guide for use by both Consultant and Counselors

Shizuoka Prefectural Edition

“Fujinokuni Chiiki, Daigaku Consortium” Research Grant Program

Published February 2016

Research Representative: Chiaki SHIRAI (Shizuoka University) shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

Co-researcher: Sachi

Prefecture, Shizuoka Prefecture International Exchange Association, NPO Gender Equality Forum Shizuoka, NPO Safety First Shizuoka
Reproduction and distribution of this material is permitted with proper quotation and acknowledgement of the original material.

咨询者、志愿者共同使用多种语言的家庭暴力黄皮指南 静冈县版

富士之郷地域・大学組合资助研究项目 2016 年 2 月発行

项目负责人 静岡大学 白井千晶 shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

合作者 静岡県立大学高畠幸

合作单位 静岡县、静岡县国际交流协会、NPO 法人男女共同参画讨论会静冈、NPO 法人SafetyFirst 静冈

本咨询指南标明出处，即可自由转载、散发。



相談時使用質問指差しシート

● Folha de perguntas para apontar com o dedo para uso na consulta
● Point-to Question Sheet - for use in counseling session.

そ う だ ん じ し よ う
し つ も ん ゆ び さ

本人属性／家族構成

- Características pessoais / Constituição familiar
- Pagkatao ng komukunsulta, istraktura ng pamilya
- Personal Identification/ Family Structure
- 本人情况/家庭成员

1

パートナーと、婚姻届を出しましたか。

- É casada oficialmente com seu companheiro?
- Kasal na ba kayo ng inyong partner?
- Are you legally married to your partner or spouse?
- 你是否与伴侣或交往对象已办理结婚登记？

2

あなたは今、仕事をしていますか。

- Você está trabalhando atualmente?
- Nagtatrabaho ba kayo sa ngayon?
- Are you presently employed?
- 你现在有工作吗？

3

あなたの在留資格はなんですか。

- Qual é o tipo do seu visto?
- Ano ang status ng inyong pananatili dito (bisa)?
- What is your residence status?
- 你的在留资格是什么？

日本人の配偶者等

- Cônjuge de japonês ou outros
- Asawa ng hapon
- Spouse or Child of Japanese National
- 日本人配偶等

永住

- Permanente
- Permanent
- Permanent Resident
- 永住

永住者の配偶者等

- Cônjuge de residente permanente ou outros
- Permanente ang asawa
- Spouse or child of Permanent Resident
- 永住者配偶等

定住

- Residente
- Residente (Pangmatagal)
- Long Term Resident
- 定住

留学、研修、短期、家族滞在など就労でない資格

- Bolsa de Estudos • Estágio • Turista • Dependente ou outro visto que não seja de trabalho
- Estudiante, Trainee, Short-term, Dependent at iba pa maliban sa kapahintulahan sa pagtratrabaho
- College Student Visa, Industrial Training Visa, Temporary Visitor Visa, Dependent Visa, Other visa status that provide no income
- 留学、研修、短期逗留、家属等不可劳动就业的资格

就労（興行、技能実習、専門職など）

- Trabalho (Entretenimento, Estágio Técnico, Profissional Especializado, outros)
- Trabaho (Entertainer, Technical Intern, Espesyalista)
- Work Visa (Entertainment, Technical internship, Professional)
- 就业（演出、技能实习、专家等）

その他

- Outros
- At iba pa
- Not listed above
- 其他

4

パートナーの国籍はなんですか。外国籍の場合、在留資格はなんですか。

- Qual é a nacionalidade do seu companheiro? Se for estrangeiro, qual é o tipo de visto dele?
- Ano ang nasyonalidad ng inyong asawa? Kung hindi siya Hapon, ano ang status ng kanyang bisa?
- What nationality is your partner? If a foreign national, what is his/her) current visa status?
- 你伴侣的国籍是什么？如果是外国国籍，在留资格是什么？

5

パートナー、交際相手は今、仕事をしていますか。

- O seu companheiro está trabalhando atualmente?
- Ano ang trabaho ng inyong asawa o kasintahan?
- Is your partner (or person you are in a relationship with) currently employed?
- 你的伴侣或交往对象，现在有工作吗？

● 提问确认用紙

● 咨询时使用

●

● Folha de perguntas para apontar com o dedo para uso na consulta

● Sheet ng mga katanungan ilituro na gagamitin sa oras ng konsultasyon

6

子どもがいますか。

- Têm filhos? • May anak ba kayo? • Do you have children? • 有孩子吗？

しょうがっこうまえ
小学校前

- Pré-escola • Hindi pa nag-aaral sa elementary • pre-school • 学龄前儿童

しょうがくせい
小学生

- Ensino Fundamental (shogako) • nasa mababang paaralan • elementary school • 小学生

ちゅうがくせい
中学生

- Ensino Fundamental (chugako) • nasa junior haiskul • junior high-school • 中学生

こうこうせい
高校生

- Ensino Secundário (Kouko) • nasa senior haiskul • senior high school • 高中生

だいがくせい
大学生

- Universidade • nasa kolehiyo • college • 大学生

7

お子さんは誰の子どもですか。

- Quem é o pai do filho que vive com você ? • Who are the child or children's parents?
- Kaninong anak ang kasama ninyo ngayon? • 孩子是谁的？

パートナーとの

- Meu e de meu companheiro
- sa asawa ko
- Me and my partner
- 你与伴侣之间的

自分の前の結婚の

- Do meu casamento anterior
- sa dati kong asawa
- Me and my former
- 自己以前的婚姻的

パートナーの前の結婚の

- Do casamento anterior do meu companheiro
- sa dating asawa ng asawa ko
- My partner and partner's former spouse
- 你伴侣以前的婚姻的

8

在留資格はいつまでですか。更新はいつ必要ですか。

- Qual é o prazo do seu visto? Quando vai renovar? • What date is your visa valid until? What is the renewal date?
- Hanggang kailan ang inyong bisa? Kailan ito kailangang i-renew? • 在留资格到何时为止？什么时候需要更新？

9

在留カードを登録している県、市町はどこですか。

- Em qual província e cidade está registrado seu Cartão de Residente (zairyu kado)?
- Saang Prepektura, Lungsod o Bayan nakarehistro ang inyong resident card?
- What is the Prefecture and City registered on your Foreign Residence Card?
- 在留资格所登记的县市町是哪里？

DV状況

- Situação do DV • Kalagayan ng DV • DV Current Situation • 家庭暴力的情况

10

パートナーは、あなたに、殴る／蹴るなどの身体の暴力をすることがありますか。

- O seu companheiro comete violência física com você, como bater ou chutar?
- Nasaktan na ba kayo ng inyong asawa kagaya ng panununtok o paninipa?
- Does your partner physically abuse you, such as hitting, or kicking you?
- 你的伴侣是否对你有殴打/踢打等身体上的暴力？

11

パートナーは、あなたに、無理に性的関係をさせるなどの性的暴力をすることがありますか。

- O seu companheiro força a manter relações sexuais e/ou comete algum outro ato de violência sexual com você?
- Pinilit ba kayo ng asawa ninyo na makipagsex sa kanya?
- Does your partner sexually abuse you, such as forcing you into sexual relations?
- 你的伴侣是否对你有强迫进行性行为等性暴力？

12

パートナーは、あなたに、国に帰れ、誰のおかげでこの国にいられると思っているんだと言うなどの言葉の暴力、心の暴力をすることがありますか。

- O seu companheiro comete assédio moral contra você dizendo de forma agressiva: "Vá embora para seu país! " "Às custas de quem vive no Japão? ", etc.?
- Sinabihan na ba kayo ng inyong asawa ng mga masasakit na salita o pang-sikolohiyang na pananakit kagaya ng "umuwi ka na sa iyong bansa" o "nang dahil ba kanino kaya ka nakakapanatili sa Japan"?
- Does your partner verbally or psychologically abuse you, such as saying things like, "Go back to your home country" or, "You are aware that it is thanks to me that you are here, Right?"
- 你的伴侣是否对你说过“回国！”“是谁让你能在这个国家生活的？”等进行精神上的暴力？

13

パートナーは、あなたに、お金を渡さないなどの経済的暴力をすることがありますか。

- O seu companheiro não entrega dinheiro para as despesas da casa e/ou comete outros tipos de violência financeira contra você?
- Pinapahirapan ba kayo ng inyong asawa pagdating sa pera kagaya ng hindi pagbigay ng panggastos sa pamumuhay?
- Does your partner financially abuse you, such as refusing to provide you with living expenses, or other similar actions?
- 你的伴侣是否有不给你生活费等经济上的暴力？

14

パスポートは自分で持っていますか。

- Você mesma guarda o seu passaporte?
- Kayo ba ang mayhawak ng inyong sariling pasaporte?
- Do you have access to your passport?
- 你的护照你自己保管、携带吗？

15

今、いくら自分のお金がありますか。いくら持っていますか。

- Você tem dinheiro agora? Quanto?
- Magkano ang dala ninyong pera (cash) ngayon? Magkano ang nakatago ninyong pera?
- How much money in cash do you have at the moment?
- 你现在带着多少钱？你自己手头有多少钱？

意思

● Intenção

● Hangarin

● Clarification of Wishes

● 想法/打算

16

離婚したいですか。

- Você quer se divorciar?
- Nais ba ninyong makipagdiborsiyo?
- Do you wish to get divorced?
- 你想离婚吗？

17

国に帰りたいですか。

- Você quer voltar ao seu país?
- Nais ba ninyong umuwi sa Pilipinas?
- Do you wish to return to your home country?
- 你想回国吗？

18

自宅に帰りたいですか。

- Você quer voltar para sua casa?
- Nais ba ninyong umuwi sa inyong bahay?
- Do you wish to return home to your house?
- 你想回自己的家吗？

19

弁護士に相談したいですか。

- Você quer consultar um advogado?
- Nais ba ninyong kumonsulta sa abogado?

- Do you wish to speak with a lawyer?
- 你想咨询律师吗？

20

女性相談・DV相談を利用したいですか。母語で電話で相談するところがいいですか。
県内の日本語で相談するところがいいですか。

- Você quer consultar o Centro de Consultas para Mulheres ou Centro de Consultas sobre Violência Doméstica? Você quer se consultar por telefone na sua língua materna? Você quer se consultar em japonês dentro da província onde você vive atualmente?
- Nais ba ninyong kumonsulta sa Sentro sa Pag-Konsulta para sa Kababaihan o Sentro sa Pag-Konsulta sa DV? Maaari ba kayong kumonsulta sa telepono sa sariling wika? Maaari ka kayong kumonsulta sa wikang Nihongo sa loob ng prepektura?
- Do you wish to use a Women's Counseling Center, or Spousal Violence Counseling and Support Center? Would you like to speak on the telephone with someone in your native language, or a Japanese speaker within your local prefecture?
- 你想找咨询中心或家庭暴力咨询中心吗？想用母语通过电话咨询吗？还是需要在本县内用日语咨询吗？

21

警察に連絡／相談したいですか。

- Você quer avisar / consultar a polícia?
- Nais ba ninyong tumawag/kumonsulta sa pulis?

- Would you like to inform or consult the police?
- 你想咨询警察吗？/你想向警察通报吗？

22

通訳を利用しますか。

- Você necessita de um intérprete?
- Kailangan ba ninyo ng interpreter?

- Would you like to have a translator?
- 你需要翻译吗？

23

仕事を探したいですか。

- Você quer procurar um emprego?
- Nais ba ninyong maghanap ng trabaho?

- Would you like to look for work?
- 你想找工作吗？

24

あなたが子どもを育てたいですか。

- Você quer cuidar da criança?
- Nais ba ninyong alagaan ang inyong anak?

- Do you wish to continue to raise your children?
- 你想抚养孩子吗？

25

子どもは学校を変わってもいいですか。

- A criança pode mudar de escola?
- Maaari bang lumipat ng paaralan ang inyong anak?
- Would you allow your children to change schools if necessary?
- 你的孩子可以转学吗？

26

にげる／行くところはありますか。

- Você tem algum lugar para ficar / fugir?
May matutuluyan/makukublihan ba kayong lugar?

- Do you have a place to run to, or stay if needed?
- 你有停留/躲避的地方吗？

27

一時保護所を利用したいですか。

- Você quer utilizar o Abrigo de Proteção Temporária?
- Nais ba ninyong pansalamantlang tumigil sa "shelter"?

- Do you wish to temporarily use a shelter?
- 你想利用临时保护吗？

11. 提言

1. 多言語での情報提供の必要

自治体のサイトでは、一部の情報は多言語になっているものの、生活、法律、子育てなどの住民向け情報の多言語化が十分でなく、また対応できる言語は限られている。在留者数が多いにも関わらず、彼（女）らの母語での情報提供がなされていない場合もある。

DV相談について多言語で広く周知することが必要である。紙媒体のほか、ウェブサイトなど周知することも効果的である。

2. 多言語での相談体制の必要

自治体のDV相談で、外国人DV被害者の母語で相談できる体制を整備することが必要である。

特に身近な相談となる電話相談について、県・市町DV相談において、外国人が母語で相談できるところがなく、ニーズから見ても他県からみても不十分である。県に1本でよいので、外国語でDV相談ができる電話相談があることが望ましい。そのためには、在住外国人の法制度的位置だけでなく、DVに関する知識を有した相談対応者と研修が必要である。

電話相談だけでなく、対面的な相談においても、相談者と支援者の情報・意思疎通に齟齬がなく、また安心して相談できるように、日本語ができるように見受けられる相談者であってもできるだけ通訳を同席させることが望ましい。通訳にもDVに関する知識・研修および情報管理の徹底と守秘義務体制が必要である。

すべての自治体が希少言語についても通訳者を確保することは困難なので、県のコーディネートにより、通訳者のリストを作成して相互に利用できるようにすること、予算を確保することなど、運用体制を整えることが望ましい。通訳者の確保が難しい自治体では、自治体窓口でスカイプを利用して遠隔地にいる通訳者と相談者とで話してもらう等、通訳者の負担軽減策の検討も必要である。

通訳者、外国人相談員に対するDV研修、女性（婦人）相談員に対する外国人研修の実施、それらを合同でおこなって関係を構築するなど、相互に乗り入れた研修体制の定例化も提案する。外国人DV被害者対応マニュアルを作成し、基礎的な情報について相談対応・支援者が共有することが必要である。

3. 同行・訪問支援

相談支援の継続性は、被害者との信頼関係を築くとともに、被害者の状況を把握するのに有用である。窓口対応、電話対応のみの体制では、相談対応・支援者が輪切りになってしまふから、相談対応・支援者が必要に応じて職場を離れて、訪問したり同行できることが望ましい。DV被害者の保護については、県、基礎自治体それぞれの所管があるが、被害者にとってできるだけワンストップで対応が必要だ。

通訳者、相談員の連携がより必要となるため、コーディネートを担う部署・人材が必要である。このノウハウについて、他の自治体に研修に出向くことも有用だろう。

4. 外国人DV被害者を想定したネットワークの必要

DV ネットワークの創設が推進されているが、外国人 DV 被害者が想定されていないために、DV ネットワークに入っていない。また自治体レベルの官民の定例意見・情報交換会を開設し、外国人の相談に関わる機関も加わることが望ましい。司法専門家、子どもや教育に関する機関、コミュニティなどを交えた定例的な関係機関会議も継続が望ましい。

5. 一時保護、自立支援体制の強化

一時保護、母子生活支援施設や婦人保護施設などの施設利用においても、多言語で、外国人特有の情報（在留ビザの手続き、離婚について、社会保障など）が提供されることが必要だ。

女性であること、外国人であることの複合的な困難があり、就労や居住が難しく、自立には特に支援が必要である。心の支援、居住や就労の支援、子どもの転校などに伴う教育支援など、有機的な支援体制を求める。

（白井千晶 静岡大学／高畠幸 静岡県立大学）

終わりに

2014年2月に「外国人女性支援研修会」を実施してから、定例の連絡会議を開催するようになり、現状把握の必要性から、助成金の交付を受けて、各所にヒアリング調査、アンケート調査を実施してきた。

当初は、女性のDV被害と外国にルーツをもつ人の支援というふたつの知識を持つ現場の支援者、支援の見立てと計画を作成できるコーディネーターを養成し、次年度以降も継続できるようプログラムを構築することが目的の一つに掲げていた。研修プログラムについては、静岡県女性相談センター、静岡県国際交流協会、研究教育者が協働で、外国人相談員や外国人アドバイザー、女性（婦人）相談員合同で研修を実施し、プログラム構築の模索ができたと考えられる。研修の過程で、多言語相談票の作成、ワークブックの作成など、アイディアもあがってきた。一方で、同行支援を想定したコーディネーターの養成は延期せざるを得なかった。モデル事業として同行支援が県下の一部で実施される予定がなければ、具体的な地域、組織、担当者を念頭に置くことが難しかったからである。

他の都道府県をみても、同行支援は、DV被害者支援の要になるのではないかと研究代表者は考えている。それは電話相談から、対面的な窓口対応へ、そして同行支援へと移行することにより、より継続的、伴走的、ケース対応的、支援的で、できるだけワンストップで複合的な課題に対応できる相談支援体制ができるからである。また、同行支援を実施しようとすると、相談機関、支援機関の連携、情報共有、分担の体制が必然的に作られることになる。加害者からの追跡や暴力などの危険があり、言語や法的地位などの課題を抱えている外国人DV被害女性に対しては、被害者が自ら模索しながら窓口を回るのではなく、言語や文化、法制度、各種情報を翻訳できる同行者が継続的に支援できることが望ましいだろう。

しかし、一足飛びに外国人女性に特化して同行支援事業をおこなうのではなく（日本人女性にも同行支援は事業化していない）、まずは①外国人DV被害女性の相談対応に関する研修、②多言語案内の作成、③通訳など現在の社会的資源の活用をテーマにした関係機関会議の開催、をおこない、その過程で、同行支援についても、検討できるのが望ましいと考えるに至った。今年度、①②③すべてに取り組むことができたのは、共同研究者、連携機関をはじめ、多くの方々の協力、関心のおかげであり、深く感謝申し上げる。

この種を大切に育て、少しでも当事者が幸せになること、またこれを端緒に外国人を問わずDV被害者相談支援がよりよい方向に向かうことを願っている。

2016年2月

静岡大学 白井千晶

本報告書は「ふじのくに地域・大学コンソーシアム学術研究助成を受けて作成した。

本報告書執筆者は、各章節の末尾に記した。

白井千晶（静岡大学）／高畠幸（静岡県立大学）／太田貫（静岡県立大学大学院）／出野由利香（静岡県立大学大学院）ほか研究協力者

静岡県における外国人DV被害女性の相談・支援に関する調査報告書

ふじのくに地域・大学コンソーシアム 平成27年度学術研究助成
研究課題「静岡県における外国人女性のDV被害支援に関する実態調査および支援者養成プログラム構築」

2016年2月発行

編集・発行：白井千晶

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836 静岡大学 人文社会科学部 社会学科

shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp Tel&Fax 054-238-6835

研究組織 研究代表者 白井千晶（静岡大学）

共同研究者 高畠幸（静岡県立大学）

連携機関 静岡県

（公財）静岡県国際交流協会

NPO法人男女共同参画フォーラムしづおか

NPO法人 Safety First 静岡